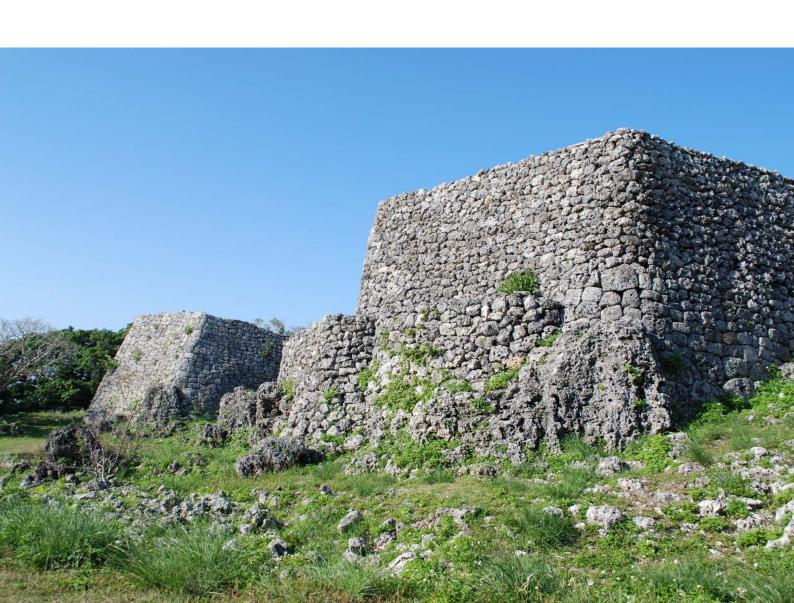
国指定史跡 糸数城跡 保存活用計画書

令和2年3月 南城市教育委員会



序 文

史跡糸数城跡は、南城市玉城字糸数の標高約 180m の琉球石灰岩台地に位置しており、伝承では、玉城按司の三男である糸数按司の居城であったといわれています。グスクの特徴である城壁には、北のアザナ(物見台)や南のアザナと呼ばれる突出部を配置しており、県内有数の大型のグスクとなっています。

昭和 47 年に国指定史跡となり、昭和 51 年度に旧玉城村が積極的な文化財保護を図るため『国指定史跡保存管理計画書糸数城跡』を策定しました。今日まで当計画書に基づき、保存管理が行われてきました。平成 8 年には蔵屋敷地区の追加指定や、発掘調査、日々の研究の進展など、策定から 40 年以上が経過し、史跡を取り巻く現状や周辺環境にも変化が見られてきました。そこで今回、平成 30 年度から令和元年度までの 2 ヵ年をかけ、保存・整備・活用についての検討を重ね、その成果を保存活用計画としてとりまとめました。

南城市の歴史文化を語るにおいて欠くことのできない貴重な文化遺産である糸数城跡を将来にわたって保存・継承していくために、この計画書に基づき、史跡の保存と整備に努め、市民をはじめ多くの方々に親しまれ、つながりを深めていけるような活用を図ってまいりたいと存じます。

結びになりましたが、本保存活用計画書の作成にあたり、策定委員会の先生方をはじめ、文化庁並びに沖縄県教育委員会から貴重なご指導、ご助言を賜りました。また、地域の皆様並びにご理解とご協力をいただきました関係者の皆様方に心から厚く御礼申し上げます。

令和2年3月

南城市教育委員会教育長 上原廣子

例 言

- 1. 本書は、沖縄県南城市に所在する国指定史跡糸数城跡の保存活用計画書である。
- 2. 本保存活用計画策定事業は、南城市が主体となり、平成30年度~令和元年度にわたり国庫補助金の交付を受けて実施した。
- 3. 本計画書は、策定のために設置した「糸数城跡保存活用計画策定委員会」の協議によってまとめられたものである。
- 4. 本計画書の策定にあたっては、文化庁『史跡等整備のてびき―保存と活用のために―』 (2004年)及び『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』(2015年) の内容を踏まえて検討を行った。また、文化庁及び沖縄県教育庁文化財課の指導・助言 を受けた。
- 5. 計画策定に係る事務は、南城市教育委員会文化課が担当し、関連業務の一部を株式会社 国建に委託した。
- 6. 各御嶽の名称は、『琉球国由来記』(1713年) に記載されているものについてはその名称を、指定文化財については指定名称を、その他については『南城市の御嶽』(2018年)で記載されている名称を使用した。
- 7. 関連計画等の引用にあたっては、名称が変更になった施設等があった場合でも、そのまま記載した。引用ではないかたちで本文中に登場する場合には、現在の名称を使用した。
- 8. 表紙の写真は、南側城壁の写真である。

国指定史跡糸数城跡保存活用計画書

目次

第1早 「常剱城跡」保仔沿用計画泉走り沿平・日昀	
1. 計画策定の沿革	1
2.計画の目的	1
3. 委員会の設置及び開催経緯	2
4. 他の計画との関係	3
第2章 史跡等の概要	
1. 指定に至る経緯	15
2.指定の状況	16
3.糸数城跡の自然的環境	19
4. 糸数城跡の歴史的環境	25
5.糸数城跡の社会的環境	43
6.指定地の状況	51
1. 糸数城跡の本質的価値2. 糸数城跡及び周辺に位置する構成要素の特定	
第4章 糸数城跡の現状と課題	
1. 保存(保存管理)	68
2.活用	71
3.整備	
4.運営・体制	72
第 5 章 大綱・基本方針	
1. 大綱	73
1. 八衲	
2. 至本刀刺	

第6章 保存(保存管理)	
1. 保存管理の方向性	78
2. 史跡指定範囲の保存管理の方法	80
3. 史跡指定範囲外(周辺地区)の保存管理の方法	89
4. 追加指定及び公有化の方向性	90
第7章 活用	
1.活用の方向性	91
2. 活用の方法	92
第8章 整備	
1.整備の方向性	95
2.整備の方法	
3. 周辺環境整備の考え方	99
第9章 運営・体制の整備	
1. 運営・体制の方法	102
2.史跡等管理規則等の制定	103
第 10 章 施策の実施計画及び経過観察	
1.施策の実施計画	104
2. 経過観察	106
資料編	
1. 用語集	109
2. 糸数城跡の関連計画における地区区分対照図	110
o 女物は他はガランがは、またい。	112
3.糸数城跡保存活用に関する意見交換会	112

別添 糸数城跡史跡範囲図

第1章 「糸数城跡」保存活用計画策定の沿革・目的

1. 計画策定の沿革

国指定史跡糸数城跡は、糸数城跡の東側に所在する玉城グスクの城主玉城按司が、玉城グスクを守るため、西の守りとして、次男を大城グスクに、三男を糸数グスクに派遣して築城させたといわれている。

糸数城跡は、昭和 34 年 12 月 16 日、琉球政府文化財保護委員会による指定を受け、そして日本復帰に伴って、昭和 47 年 5 月 15 日に国の史跡指定を受けている。昭和 51 年度に玉城村が『国指定史跡保存管理計画書 糸数城跡』を策定している。

本計画では過去の保存管理計画を見直し、今後の適切な保存・活用に係る方針を定めるべく、平成30年度から平成31年度にかけて南城市が事業主体となり、糸数城跡保存活用計画策定事業を実施するものである。なお、策定にあたっては、史跡等保存活用計画策定費国庫補助要綱に基づく補助金を得ている。

2. 計画の目的

保存活用計画とは、南城市の歴史や文化を語るにおいて欠く事のできない糸数城跡を将来にわたって保存・継承していくために、保存、活用、整備の基本方針、方法などを明確化するために策定するものである。

糸数城跡は、昭和51年度に保存管理計画を策定しているが、その後40年以上が経過し、その間の平成8年1月には蔵屋敷地区等が追加指定され、発掘調査も進められてきている。また、糸数城跡及び周辺地域は、『南城市歴史文化基本構想』(平成23年3月策定)において、「糸数グスク周辺保存活用区域」に位置付けられ、グスクと糸数集落とを歴史文化的に結びつけたモデル地域の形成を図ることが方針として取りまとめられている。さらに観光まちづくりにおいては、『南城型エコミュージアム実施計画』(平成29年3月策定)において、糸数区が27のサテライト候補地のひとつとして位置付けられ、住民自身が地域に根づく資源の価値を高めながら、着地型観光を目指す地域としての取り組みがはじまっている。

本計画は、これまでの調査の成果に基づき、さらに市のまちづくりや地域の動向・課題を ふまえながら、過去の保存管理計画を見直し、新たな保存活用計画として改訂するものであ る。

3. 委員会の設置及び開催経緯

(1)委員の名簿

南城市教育委員会では、平成30年10月1日付けで国指定史跡糸数城跡保存活用計画策定 委員会を設置し、同年10月22日に第1回委員会を招集し、委員の委嘱を行った。

委員は糸数城跡の本質的価値を評価することが必要であることから考古学や歴史学、建築 工学や地質学の専門家へ依頼した。

糸数城跡保存活用計画策定委員会 委員

区分	氏名	所属	専門等
委員長	井上 秀雄	沖縄県立芸術大学名誉教授	歴史学
副委員長	福島 駿介	琉球大学名誉教授	建築工学
委員	金城 亀信	沖縄県立埋蔵文化財センター前所長	考古学
委員	大城 逸朗	おきなわ石の会会長	地質学
委員	宮城 弘樹	沖縄国際大学総合文化学部准教授	考古学
オブザーバー	山下 信一郎	文化庁文化財第二課 主任文化財調査官	_
オブザーバー	宮城 仁	沖縄県教育庁文化財課 指導主事	_

(2) 委員会開催経緯

本計画の策定にあたっては、次表のとおり委員会を開催し、内容について議論した。

委員会開催経緯

回	開催日	内容
第1回	平成30年 10月22日(月)	①委員会設置 ②糸数城跡の概要確認 ③保存活用計画の位置付け確認
第2回	平成31年 3月19日(火)	①史跡概要及び本質的価値の確認 ②現状と課題 ③「大綱・基本方針」「地区区分」の検討
第3回	令和元年 7月29日(月)	①保存(保存管理)の方向性等の確認 ②活用の方向性等の確認 ③整備の方向性等の確認
第4回	令和元年 10月7日(月)	①大綱・基本方針 ②保存(保存管理)・活用・整備の方向性の確認 ③運営・体制の確認 ④経過観察と今後の課題の確認
第5回	令和2年 1月30日(木)	①保存活用計画書(案)の確認

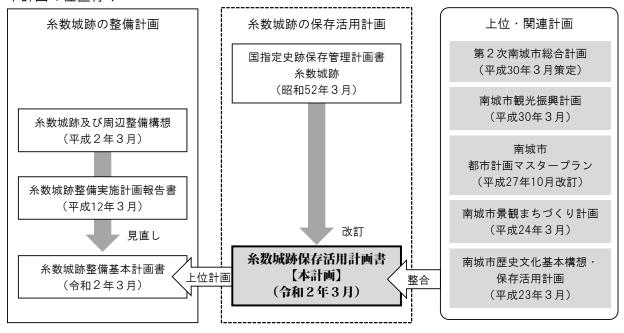
4. 他の計画との関係

(1) 計画の位置付け

本計画は、先に策定した『国指定史跡保存管理計画報告書』の見直し・改訂を行い、糸数城跡の保存活用に関する計画を取りまとめるものである。史跡等の保存活用計画であることから、『史跡等整備のてびき―保存と活用のために―』(平成 16 年 3 月/文化庁文化財部記念物課)、『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』(平成 27 年 3 月/文化庁文化財部記念物課)を参考とする。

また、南城市の関連する計画としては、『南城市総合計画』をはじめ、『南城市歴史文化基本構想・保存活用計画』及び都市計画やまちづくり計画等との連携・整合を図るものである。

本計画の位置付け



(2) 糸数城跡に関する計画

①糸数城跡保存管理計画書

糸数城跡については、昭和51年度に『国指定史跡保存管理計画報告書』を策定している。

ア. 保存管理の基本方針 (p.19)

本計画は、国指定史跡となった糸数城跡の荒廃しつつある状況をふまえ、史跡を保存管理し、環境整備を行うために計画された。計画時には、そこに住む地域住民が「何のために、いかに保存するか」を考え、文化遺産と歴史的風土を大切にする郷土意識を育てることを重視し、史跡等の保存管理と研究調査、さらにそれを教育の場、その他で地域に還元することをふまえて、次のような基本方針を定めている。

『国指定史跡保存管理計画報告書 糸数城跡』の基本方針(p.19)

- (イ) 学術的に価値の高い地域であるため、城跡はもとよりその周辺遺跡も含めた広域保存の原則を確認する。
- (ロ) 第1段階として、とりあえず城跡内(指定地域)の保存から着手し、所有形態を公共用地として確保するよう努力する。
- (ハ) 城跡内外の遺構の調査研究を行い、学術的な解明をする。
- (二) 城跡の壊れた城壁は修復するようにし、原形を変更するような修復は認めないこと。
- (ホ)遺跡の復原は最小限度にとどめ、特に重要なものあるいは環境整備上必要なものに限定する。
- (へ) みだりに遺跡の現状変更をしないようにする。
- (ト) 村民に対し、史跡愛護の精神の高揚に努める。
- (チ)遺跡地域内に住む村民の生活を犠牲にすることのないよう配慮し、城跡の保存と活用に村 民が積極的に協力しうるように措置することに留意する。

イ. 現状変更の取扱い (p.19-20)

糸数城跡の適切な保存管理を行うための管理基準を設けている。基準については、本計画で見直すため、ここでは引用しない。

ウ. 開発と保護―文化財保護の方向性 (p.20-21)

文化財保護の方向性については、グスクと周辺遺跡との関係、有機的な結びつきを重視し、 保存管理にあたっても城跡内だけでなく、周辺遺跡も含めた保存のあり方を考慮することが 位置付けられている。

エ. 糸数城跡の環境整備と管理(p.22-23)

糸数城跡の環境整備と管理については、史跡指定地の買い上げ、遺構の調査と整備、城壁の修復、城内の道路について、今後の管理の項目が位置付けられており、指定地買い上げや 遺構調査が実施されている。

ここでは城内の道路、管理に関する項目を記す。

『国指定史跡保存管理計画報告書 糸数城跡』の環境整備と管理(p.22-23)

城内の道路について

戦後、城の北壁から東壁へかけて約70mの農道が新たに開通しているが、これを閉鎖して、当時の状況に復元しなければならない。そして、城への出入口は正面からできるよう、新設道路の整備が必要である。また、農道閉鎖のさいは、それに代わるべき代替え道路を考慮しなければならない。城内の遊歩道については、現存する小道等を、雑木雑草の除去で整備利用し、今後必要に応じて新設を考慮する。

今後の管理

将来において、公園化などによる一般公開をするとしても、さしあたり現状保存をたてまえとし、次の事業を計画する。これらの事業を実施するには、年間 200 人くらいの人夫を要するので、管理面についても国や県の補助策が望ましい。

- (イ) 石垣の崩壊防止、城壁周辺の雑木の定期伐採を実施し、現状以上の崩壊を防止する。
- (ロ)城内の雑木、雑草の刈り取り、毎年1回、城内の雑木や雑草(主にススキ類)の刈り取りを行い、荒廃を防ぐ。
- (ハ) 芝張りによる整備、城の中心である殿 (トゥン) の広場や、遊歩道の周辺など、芝張りを することによって、雑草の繁茂を抑制できないか検討する。
- (二) 説明板等の設置、城内の要所に説明板を設置し、参観者の利便をはかる。

②糸数城跡及び周辺整備構想

糸数城跡の整備については、平成2年3月に糸数城跡及び周辺整備構想を取りまとめている。

構想では、4つの基本方針に基づいて、保全・整備の考え方を示した。具体的には、糸数城跡の利用ルート及び利用・活用を高める主要施設の配置について比較検討を行い、これらの結果をもとにして、糸数城跡とその周辺について「糸数城跡指定地域」「根石グスク・蔵屋敷等遺跡分布ゾーン」「グスク地形環境ゾーン」「駐車場・情報案内センターゾーン」の4つに区分した。また、14のエリアを位置付け、その保全・整備の考え方や、各エリアを連携する園路等について取りまとめている。

『糸数城跡及び周辺整備構想』の基本方針(p.9)

Ⅲ. 基本方針

1. 糸数城跡保存管理計画の基本方針との整合を図る。

昭和51年度に策定された糸数城跡の国指定史跡保存管理計画報告書では、史跡の保存管理基本方針のもとに、現状変更の取り扱いや文化財保護の方向性、環境整備と管理の基本的な考え方が述べられている。本構想では、この保存管理計画書の基本方針を受け、その他関連計画や周辺土地利用等に検討を加えつつ構想を作成するものである。

2. 糸数城跡と密接な遺構分布域及び歴史的環境を対象とした構想とする。

史跡指定区域に隣接した地域には、根石グスクや蔵屋敷、佐南原石器出土地、遺物散布地井戸等の糸数城跡と密接に関連した歴史的遺構や考古資料がある。また、周辺は急峻な崖と台地からなるグスク地形を呈し、この一帯は糸数城跡と密接な関連を持つ歴史的環境を形成している地域である。本構想における保全・整備対象地域は、史跡指定区域と隣接する以上の周辺域を含めた範囲とする。

3. 土地改良事業計画との関連

上記の史跡指定区域に隣接する遺跡分布域の一部は、玉城村の産業基盤となっている土地改良事業区域に含まれており、事業が進行している。

本構想においては、土地改良事業の重要性を認識しつつも、この地域が糸数城跡と一体的に保全されるべきとの見地から、同事業を再検討し本構想との計画的整合が図られることとする。

4. 史跡とその周辺の利用・活用を高める施設計画を行う。

糸数城跡とその周辺の保存・活用を図るために、グスクロードや「沖縄の道」(県・検討中)との整合性を考慮し、駐車場や道、広場、歴史情報の案内センターや便所等の配置を行い、村民及び広く県民の憩いの場として計画する。また、隣接する構造改善センターや糸数壕との利用を、道や駐車場及び案内等の施設で関連付け、さらに歴史的環境形成の誘導を行う。

糸数城跡及び周辺整備構想図(p.13)



③糸数城跡整備実施計画

糸数城跡及びその周辺については平成2年度の整備構想策定後、平成8年度に周辺遺跡も 含めた保存のあり方を検討し、追加指定が行われている。指定範囲の追加を受けて、平成12 年3月には、糸数城跡整備実施計画を策定した。

計画では、対象地全体の動線計画や造成計画、植栽計画、各種施設計画を取りまとめたほか、対象地を6つのエリアに区分し、エリアごとの整備計画を位置付けている。

『糸数城跡整備実施計画報告書』の基本方針(p.37-38)

1. 基本方針

(1)発掘調査に基づいた保存修理

城郭石積みの保存修理にあたっては、発掘調査などから得られた結果を基本として行うものとする。さらに、今度とも文献資料や古写真資料などの資料収集に努める。

城郭石積みについては、残存する遺構と修復による新規石積みを明確に区別するため、境界部分にプレート等で表示するなど、実施設計段階で詳細な手法を検討する。

(2)グスク空間としての保存整備

糸数城跡のシンボル性を重視し、遠景・中景として石積みを見せる。また、城郭周辺の施設が景 観を阻害しないよう配慮する。

(3) 不明箇所の復元整備の方向性

正門櫓の規模形態や殿舎跡、蔵屋敷跡などの不明部分については、今後とも資料収集等を継続した調査を行い、復元整備に向けた検討を行う。

(4)信仰対象の場の保存

「糸数城之嶽」や「根石グスク」の信仰の対象となっている拝所については、信仰的空間を構成 する御嶽林の保護・育成を図り、整備に支障のない限り保存を基本とする。

(5) 史跡の利用方針

往時の状態に復元することを前提としながら、過年度調査「基本構想」の方針を受け、文化財の保存を基本とする範囲内で、レクリエーション等にも活用できるような整備を検討する。また、身障者利用や高齢者に対しても配慮した計画とする。

(6)周辺施設について

周辺施設については、駐車場に隣接した位置にガイダンス施設を配置し、周辺情報の提供、休憩所及び便所、管理事務所等の機能を併せ持った施設とする。

また、公園整備に際し、城郭周辺の便益施設については、糸数城跡のシンボル性を重視して城郭石積みの景観を阻害しないよう、デザイン等に配慮する。

(7)植栽計画

植栽計画は、現況調査に基づき城郭石積みを破壊する恐れのないような配置とする。また、樹根の生育による城壁破壊の恐れがある箇所や城郭石積みを遮蔽する樹木については、現況調査を行い歴史的景観に十分配慮しながら整枝、撤去等を行う。

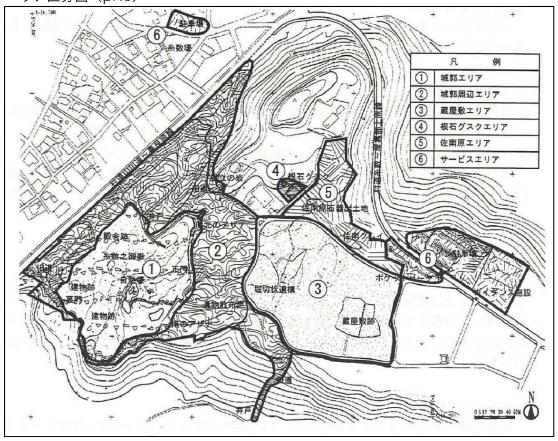
(8)整備別整備計画の作成

本整備計画の円滑な実現に向けて、各整備期における対象施設の特徴、機能等を考慮しながら、 整備区分を設けた年度別整備計画を策定する。

計画平面図(口絵)

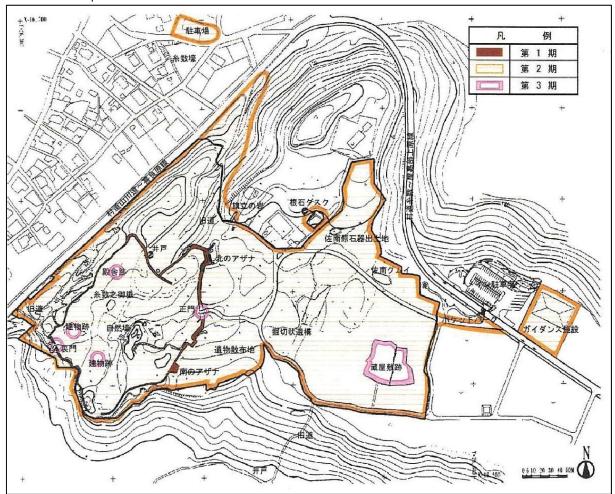


エリア区分図 (p.40)



整備計画では、第1期から第3期まで事業計画を位置付けているが、このうち第1期が終了し、現在、第2期整備を行っている。

整備区分図(p.115)



第2期の整備について(p.116)

第2期の城郭周辺整備については、

- 本城跡の管理及び利用形態等を考慮し、蔵屋敷跡を中心とする歴史広場(仮称)の整備を行う。
- •遺跡・遺構と城郭エリアとのネットワークを構築し、快適で円滑な城跡利用を図るために、園路の整備や案内板、説明板等の施設整備を図る。
- ガイダンス施設と糸数壕駐車場の整備は、城跡内の施設整備終了後行うものとし、当該期の最終 年度に行う。

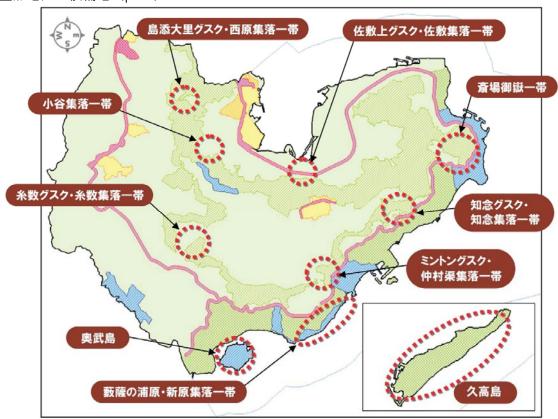
(3) その他の関連計画

①南城市景観まちづくり計画

南城市は平成 21 年 4 月 1 日に景観法に基づく景観行政団体となり、景観まちづくりの方向性を定めた「景観まちづくり計画」を平成 24 年 3 月に取りまとめた。

計画では、市内全域を「住居系地域」「沿道・業務系地域」「観光・リゾート系地域」「自然・農業系地域」の4つに区分したことに加え、特に良好な景観を形成すべき地区として10の重点地区候補を挙げている。糸数城跡及び集落一帯も「糸数グスク・糸数集落一帯」として重点地区候補である。周辺地帯は「自然・農業系地域」に分類されており、地形や自然条件をいかした美しい景観づくりや、歴史・文化が薫りたつ景観づくりを位置付けている。

重点地区の候補地 (p.20)



	4.550			
	地区区分	対応する都市計画法上の土地利用規制 等		
■住居	系地域			
	低層住宅地区	用途地域(第1種低層住居専用地域)		
	中低層住宅地区	用途地域 (第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域)		
■沿道	・業務系地域			
	市街地沿道地区	用途地域(近隣商業地域、第2種住居地域)、特定用途制限地域(幹線道路沿道地 区市街地型)		
	農村沿道地区	特定用途制限地域(幹線道路沿道地区農村型)		
	工業地区	特定用途制限地域(産業環境地区)		
■観光	・リゾート系地域			
	-	特定用途制限地域(リゾート環境地区)、奥武島		
■自然・農業系地域				
	海岸周辺地区	特定用途制限地域(居住環境保全地区。ただし、国道 331 号と海岸線に挟まれた 範囲内とし、知名城原(小字)を北端とする)、久高島その他離島		
	ハンタ緑地地区	風致地区(第1種・第4種風致地区。ただし、「海岸周辺地区」と「観光・リゾート系地域」の範囲は除く)		
	農地・集落地区	特定用途制限地域(居住環境保全地区。ただし、「海岸周辺地区」と「ハンタ緑地地区」の範囲を除く)		
	海洋地区	景観計画区域の海洋部		

注:地区界は、用途地域等の都市計画の境界と整合・連動 :用途地域については、変更予定箇所を含む

④「自然・農業系地域」に関する景観まちづくり方針

a.地形や自然条件を生かした美しい景観づくり

変化に富む地形や豊かな自然が地域の景観の骨格を成していることを踏まえ、そのような空間の基本構成を尊重し、調和する景観づくりを進めます。

方針展開の一例

- ●ハンタ、岬、海の優れた自然環境を積極的に保全する
- ●建築物は、自然豊かな稜線や海岸線を分断しない配置、高さとする
- ●山の自然景観に馴染むよう、勾配屋根や自然素材の活用等により建築物を デザインする
- ●自然景観に馴染みやすい暖色系で落ち着いた色使いとする
- ●サトウキビ畑等の特徴的な生業環境を景観資源として保全・活用する

b.歴史・文化が薫りたつ景観づくり

数多くの歴史・文化的資源が分布するなか、これらの存在が際立ち、また、 地域の暮らしに密着して息づく景観づくりを進めます。

方針展開の一例

- ●グスクや御嶽等は、歴史的・景観的に優れた建造物として、周辺の緑とあ わせて積極的に保全する
- ●グスク等の活用を進めるため、その歴史性に配慮しながら環境整備(アクセス道路、サイン、駐車場等)を行う
- ●建築物は、グスク等の存在感を侵さない高さ、色使い等とする
- ●地域に親しまれてきた身近な歴史・文化的資源(井泉等)は、周辺の緑化等により、集落の景観的なシンボルとして育成する

c.風情や落ち着きを感じる住まい景観づくり

暮らしの知恵や信仰が生きる集落も多くみられるなか、その風情や落ち着きを損なうことがないよう配慮した景観づくりを進めます。

方針展開の一例

- ●スージグァー、石垣、屋敷林等の伝統的な価値を持つ景観資源を保全する
- ●敷際の連続性に配慮し、周辺にあわせて生垣や石垣を設置する
- ●集落らしいスケール感を損なうことがないよう、建築物の高さを低く抑える
- ●赤瓦、漆喰等の伝統的な素材を取り入れて建築物をデザインする

②南城市歴史文化基本構想・保存活用計画

「歴史文化基本構想」は、地域に存在する文化財を、指定・未指定にかかわらず幅広く捉えて的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて総合的に保存・活用するための構想である。市は文化庁「文化財総合的把握モデル事業」に選定され、同構想を平成23年3月に策定した。

保存活用計画はこの構想をふまえて、文化遺産の保存・活用に関する具体的な方策を位置付ける計画である。本史跡一帯は「糸数グスク周辺保存活用区域」として、保存活用計画が策定されている。計画では、糸数城跡については「糸数城跡整備実施計画」に従うとして史跡内の文化遺産の整備は位置付けていないが、アクセス道路の整備及び城跡と集落を結ぶ活動の促進を位置付けている。

糸数グスク周辺保存活用区域の保存・活用方針(基本構想 p.115)

2)保存・活用の方針

本区域にはグスク文化の花を咲かせた糸数城跡とその関連遺跡が立地しています。近世から集落の区割や伝統芸能を保持してきた地域であり、去る沖縄戦の爪痕を今に伝える糸数壕をはじめとした戦跡も貴重な資源の一つです。南部観光案内センターが立地し、観光情報やガイド等の人材の供給源になっていることも重要な地域資源だとみなされます。

本区域では、グスクと伝統的集落を歴史文化的に結びつけたモデル地域の形成を図ります。地域住民がグスクとの強い結びつきを再確認できるような取り組み――例えば文化遺産の管理や保存・活用、伝承の掘り起こし、関連行事の開催などを支援していきます。

■区域の歴史文化育成方針

①糸数グスクの魅力向上と関連文化遺産の整備に努める。

- 糸数は文化遺産がグスク内と集落内に比較的まとまっており、景観形成や修復整備など個々の資源の魅力アップを図り、コンパクトな分布を活かした文化遺産のネットワーク化に努める。
- 糸数グスクの発掘調査及び整備を推進し、糸数城之嶽や根石グスクといった御嶽林の保護・育成を図る。また、グスクの管理や利用の利便性を高めるため、旧道である嶽殿坂(ダキドゥンビラ)の利活用を図る。

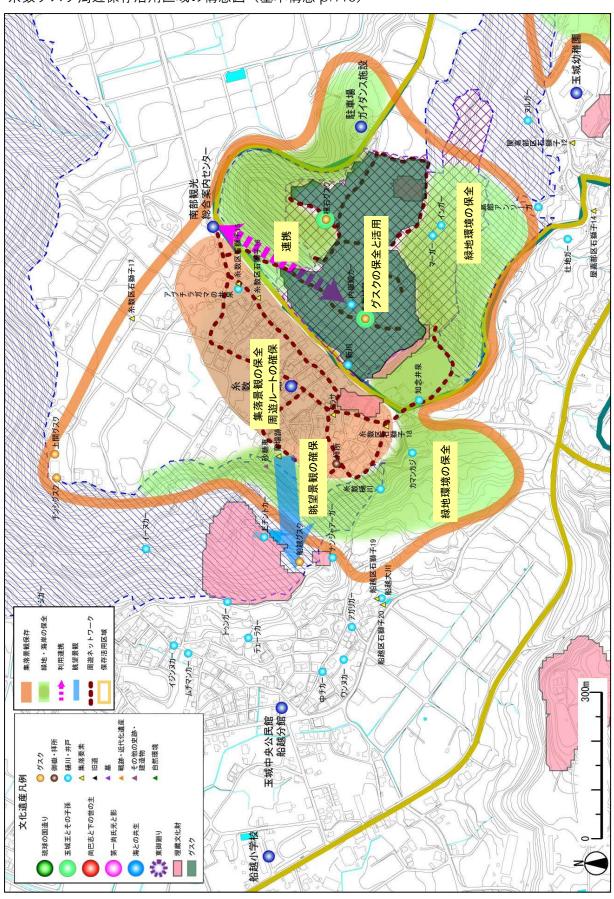
②緑がつながる魅力ある景観を形成する。

- 糸数グスクやその周辺を取り囲む緑地、集落の周辺にある緑地を保全するとともに、拝所、樋川、戦跡など文化遺産一帯の緑化を進める。眺望の利くところでは展望スポットの整備と、そこからみえる眺望景観の保全(高層建築物の開発規制など)を図る。
- 集落内に点在する資源を周遊できるように、集落美化によるスポット景観を形成する。また、 集落道や沿線の景観整備、サイン整備を進める。

③市民と来訪者との歴史文化交流を支援する。

- 住民が地域の文化遺産にふれ学習する機会を増やし、年配者から若い人へと地域の歴史伝承 や祭祀知識、芸能の身体技術等を伝えて、伝統文化を継承するモデルづくりを行う。
- 案内センターを活用して、案内ガイドなど歴史文化に興味を持つ市民と、観光客など来訪者が 交流し、一緒に文化遺産を保全活用できるような体制づくりに努める。

糸数グスク周辺保存活用区域の構想図(基本構想 p.116)



第2章 史跡等の概要

1. 指定に至る経緯

糸数城跡は、昭和34年12月16日、琉球政府文化財保護委員会による指定を受け、そして日本復帰に伴って、昭和47年5月15日に国の史跡指定を受けた。昭和51年度には玉城村が『国指定史跡保存管理計画書 糸数城跡』を策定し、土地公有化事業を実施した。

昭和61年度より保存修理事業を開始し、平成2年度には『糸数城跡及び周辺整備構想(基本構想)』を策定。平成8年1月22日に、根石グスクや蔵屋敷遺跡等、糸数城跡と関連する遺跡の所在する地域が追加指定された。その後平成8~11年度にかけて土地公有化のための国庫補助事業を受けて土地を取得し、平成11年3月に『糸数城跡整備実施計画報告書』を策定している。

発掘調査については、昭和61年度から実施されている糸数城跡の保存修理事業として、城郭部分(第1期地区)の発掘調査、城壁石積の保存修理及び写真測量、資料整理が随時、実施された(平成24年度まで)。また、蔵屋敷地区については、保存修理事業の第1期終了予定にあわせた事前確認調査として、平面測量(平成17年度)、発掘調査(平成18~25年度)及び資料整理事業(平成18~28年度)が文化庁の国庫補助を受けて行われた。

史跡指定及び整備事業の経緯

昭和 34	(1959)	年度	琉球政府文化財保護委員会による史跡指定(12月 16日)
昭和 47	(1972)	年度	日本復帰に伴い、国の史跡に指定(5 月 15 日 約 49,806 ㎡)
昭和 51	(1976)	年度	『国指定史跡保存管理計画書 糸数城跡』策定
昭和 55	(1980)	年度	国庫補助事業により史跡指定地を公有化(昭和 59 年度完了)
昭和 61	(1986)	年度	糸数城跡保存修理事業に着手
平成元	(1989)	年度	『糸数城跡及び周辺整備構想』策定
平成 2	(1990)	年度	『糸数城跡周辺にある遺跡・遺構の追加指定に関する資料』策定 『糸数城跡─発掘調査報告書Ⅰ─』刊行
平成7	(1995)	年度	蔵屋敷地区が史跡糸数城跡の関連遺跡として追加指定(平成8年1月22日 33,000㎡)
平成8	(1996)	年度	国庫補助事業により蔵屋敷地区を公有化(平成 11 年度完了)
平成 11	(1999)	年度	『糸数城跡整備実施計画報告書』の策定
平成 16	(2004)	年度	蔵屋敷地区における発掘調査及び資料整理事業の実施(平成 28 年 度完了)
平成 24	(2012)	年度	城郭部分(第1期地区)の整備完了
平成 28	(2016)	年度	『糸数城跡─蔵屋敷地区発掘調査報告書─』刊行

2. 指定の状況

糸数城跡は、昭和 47 年 5 月 15 日に国の史跡指定を受けている。平成 8 年 1 月 22 日には 蔵屋敷地区などが追加指定された。これらの指定の概要と史跡指定に至る経緯は下記のとお りである。

(1) 指定告示

1) 糸数城跡

種 別 史跡

名 称 糸数城跡

指定年月日 昭和47年5月15日(文部省告示第58号)

所在地 沖縄県島尻郡玉城村字糸数竹之口原及び字糸数屋敷原(現南城市)

所在地	地域
字糸数竹之口原	155番、181番の2、182番、183番、184番、185番、186番、187番、188番の1、188番の2、189番の1、189番の2、190番、191番、192番、193番、194番、195番、196番、197番、198番、199番、200番の1、200番の2、200番の3、201番の1、201番の2、202番の1、202番の2、240番
字糸数屋敷原	146番、147番、148番の1、148番の2、149番、150番、151番、152番、153番、154番 地域内に介在する道路敷を含む。

②追加指定(蔵屋敷地区等)

指定年月日 平成8年1月22日(文部省告示第3号)

所在地 沖縄県島尻郡玉城村字糸数竹之口原及び同字糸数西赤津川原 (現南城市) 文部省告示第3条

文化財保護法(昭和25年法律第214号)第69号第1項の規定により、史跡糸数城跡(昭和47年5月15日文部省告示第58号)の指定地域について、次に掲げる地域を追加して指定する。

平成8年1月22日

文部大臣 奥田幹生

所在地	地域			
沖縄県島尻郡玉城村字	168番の59、168番の60、168番の61、203番、204番、205番、			
糸数竹之口原	206番、207番、208番、209番、210番、211番、212番、213番、			
	214番、215番、216番、217番の1、217番の2、218番、219番、			
	220 番、221 番、222 番、223 番、224 番、225 番、226 番、229 番、			
	230 番、231 番、241 番			
	156 番の 2 地先から 168 番の 61 地先に接する道路敷及び 204 番地先			
	から 207 番地先に接する道路敷を含む。			
同 字糸数西赤津川原	252 番、253 番、254 番、255 番、256 番の1、257 番、258 番、259			
	番、260番、265番の4			
	252番地先から 266番の 5地先に接する道路敷を含む。			

(2) 指定説明文と指定範囲

①糸数城跡

糸数城の説明(『月刊文化財』104号/昭和47年5月発行 p.31-32)

糸数城 島尻郡玉城村(現南城市)

沖縄本島南東部玉城村の中央台地西側の断崖上に、野面積みと切石積みと双方用いた城壁をめぐらした城で、伝説によると、玉城按司の三男の糸数按司の居城であったという古城である。

城の構造は比較的単純であるが、西側は自然の断崖を利用し、東側に城門一か所をひらく。切石積みの部分が最も高く、そこからは四方をよく見渡すことができる。一部戦火で破壊されているが、石垣の積み方や遺構の大部分が残っている古城として重要な遺跡である。

②史跡の追加指定

追加指定の説明(『月刊文化財』327号/平成2年12月発行 p.14-15)

糸数城跡 沖縄県島尻郡玉城村 (現南城市)

糸数城跡は、沖縄本島南東部の玉城村の標高約 100 メートルの台地西端に築かれた城跡である。南及び西は崖に面し、東には緩やかに傾斜する台地面が広がる。昭和 34 年に琉球政府の史跡に指定され、沖縄の本土復帰後、昭和 47 年に史跡に指定された。現在の指定地は城壁によって囲まれた地域を主とする約 49,800 平方メートルである。

系数城については、明確な年代は不明だが、玉城按司の三男が築城し、上間城の按司に 攻められて落城したとの伝説がある。昭和61年度からの城壁内の発掘調査の結果、出土遺 物から13世紀にこの地区での活動が始まり、また城壁は14世紀中期以降に積まれている ことが確認された。現存する城壁石積は自然石の野面積を基本としながら、切石積で補強 した部分もあり、築城後幾度かの改変があったことを物語る。

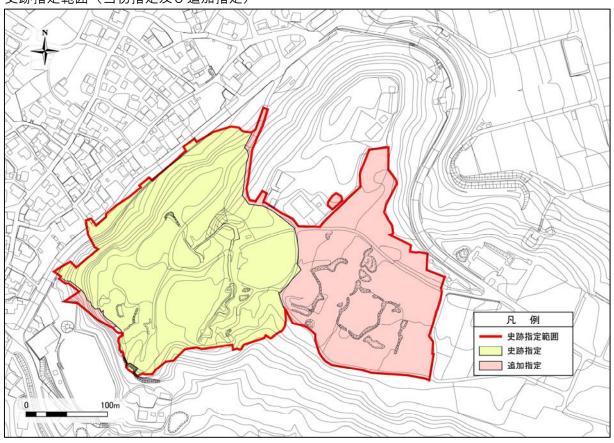
糸数城については、指定地の外側、糸数城跡の北側から東側にかけての地域に、根石グスクや、蔵屋敷と呼ばれる石囲い遺構など、糸数城跡と密接に関する遺構が存在することが知られている。根石グスクは糸数宗家に関わる伝承をもち、『琉球国由来記』(1713 年編)にも記された御嶽で、糸数城城門の北東約 100 メートルの位置にあり、糸数無線中継所によって一部破壊されているが、野面積の石垣を残している。蔵屋敷は城壁東方約 150 メートルに位置し、南に一部開口する東西 40 メートル×南北 45 メートルの石積を残している。土地改良事業に先立つ試掘調査によって、この蔵屋敷周辺からは城壁内のものと共通する 13 世紀後半以降の舶載陶磁器片やグスク土器が出土している。なお、この試掘調査に関連して、蔵屋敷東部に新たな石積遺構が検出され、また蔵屋敷のある地区と糸数城のある台地西端との間を区切る、自然の割れ目を利用した南北の堀切状の遺構がさらに延長されることも明らかになった。これら糸数城跡周辺の御嶽・堀切状遺構・石積遺構は、糸数城と密接な関連を有したものと考えられる。

今日、沖縄のグスクの発生・発展やその機能をめぐる議論は多岐にわたっているが、これら糸数城跡周辺の関連遺構は、同グスクの総体的な考察を深め、その推移を追究することを通じて、沖縄のグスク全体の歴史的性格の解明に大きく資するものと考えられる。

また、指定地の西外側の崖面には、糸数城の裏門から糸数集落に至る道が存在する。岩盤の割れ目に石橋を架け、急斜面を階段状に施工した部分もあり、糸数城の立地や構造を考える上で重要な遺構である。

今回の指定は、これら城壁外の遺構の存在する地域を指定し、糸数城関連遺構の一体化した保存を図ろうとするものである。

史跡指定範囲(当初指定及び追加指定)



3. 糸数城跡の自然的環境

(1) 位置と立地

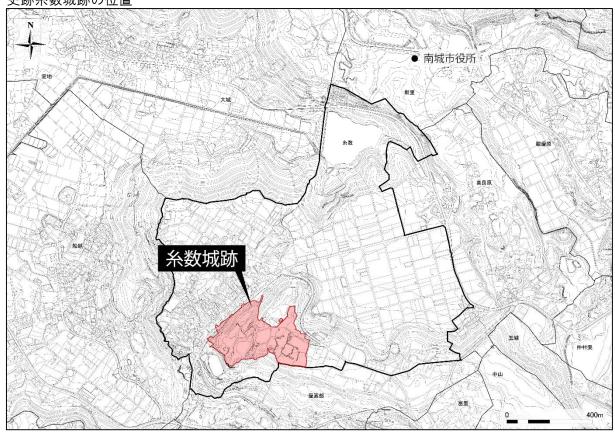
南城市は、沖縄本島南部の東海岸、県都那覇市から 南東へ約 12km に位置し、静穏な中城湾と太平洋に 面している。東西 18km、南北 8km を測り、面積は 49.94km²と、本島南部で最大の規模を持つ市である。 市の北西側に与那原町、西側に南風原町・八重瀬町が 接している。



糸数城跡は沖縄本島、知念半島の南西側の南城市玉城字糸数小字竹之口原と屋敷原及び西赤津川原に所在する。糸数集落の東側約 150m の距離にあり、城跡は標高約 180m の琉球石灰岩丘陵上に築かれている。城跡のある丘陵は南部地域でも一段と高く、北側には勝連半島・中城湾、西側は首里城・南山城跡などのほか、遠くに慶良間諸島を遠望することのできる景勝地でもある。一方、追加指定された蔵屋敷地区は、本城である糸数城跡の東側に広がる平場であり、通称蔵屋敷と呼ばれている地域である。

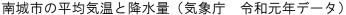
本市を横断する標高 120m~150m の琉球石灰岩丘陵上には、北西端に島添大里城跡が位置し、そこから東南から東に延びる丘陵地内(台地縁辺)には大城城跡、糸数城跡、玉城城跡、垣花城跡、佐敷城跡、知念城跡などが点在し、東端に世界遺産「斎場御嶽」が所在する。また、稲福遺跡、垣花遺跡などのグスク時代の遺跡も台地上や尾根筋、あるいは中腹に数多く形成されている。

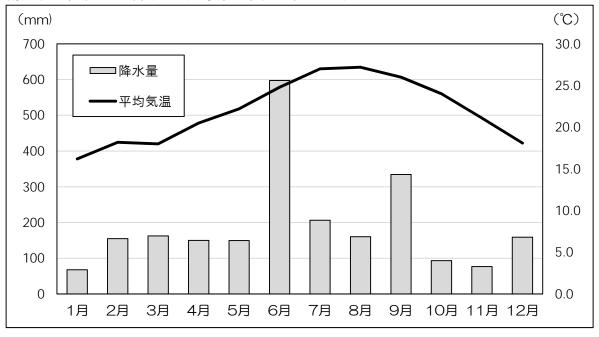
史跡糸数城跡の位置



(2) 気象

南城市の気候は、黒潮の影響を強く受ける亜熱帯海洋性気候であり、高温・多湿で年間降水量が多くなっている。特に、梅雨期(5月中旬から6月下旬)、台風期(9月から10月)に降水量が多くなっている。





(3) 地形・地質

糸数城跡が所在する玉城地区を地形的にみると、地区中央部から標高約 150m の琉球石灰岩台地がおよそ東西に、知念半島の東端まで延びており、南東側は海岸部まで舌状の台地がせり出している。西側にかけては八重瀬町との境を流れる雄飛川流域まで緩やかな傾斜地となっており、比較的なだらかな平坦地の多い沖縄島南部にあって全般的に起伏の激しい地形を呈している。

糸数城跡周辺の地形は、東側が玉城城跡や垣花城跡の立地する石灰岩丘陵へと連なる。東南から西側は丘陵縁辺で断崖状の地形となり、崖下から海岸及び雄飛川までは緩やかな段丘状の地形を保持しながら移行する。北西側は糸数集落の立地する丘陵がある。この丘陵西側縁辺は南北に延びる断崖状の地形となっている。この崖下を境にして西側には小さな起伏を持つ平野部が広がる。北側も石灰岩丘陵が崖状に落ち込むが他より傾斜は緩く、そのまま平坦部へと移行する。城跡のある丘陵は、遠くは斎場御嶽まで続く、一連の石灰岩台地であり、この台地の西端部分に城跡は築かれている。

城跡のある丘陵やその周辺は、沖縄本島南部に普遍的にみられる第四紀層の琉球層群と称される石灰岩に属するものと、石灰岩丘陵の基盤である新第三紀〜第四紀早期の島尻層群とよばれている泥岩(シルト岩)のグループのひとつである新里層が分布する。



※国土交通省「国土調査(土地分類基本調査・水基本調査等)ホームページ」http://nrb-www.mlit.go.jp/kokjo/inspect/inspect.html

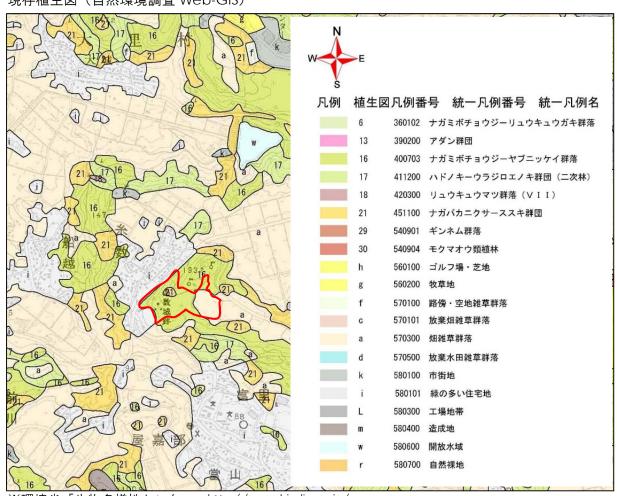
(4) 植生

史跡内の植生については、城内及びその周辺(当初指定地域内)の調査が実施されており、『糸数城跡の植生調査報告書』(1989年3月、1990年3月)がまとめられている。

それによると、城内及び周辺の植生は、ススキその他の草本群落、常緑広葉樹林がみられ、沖縄本島中南部地域の琉球石灰岩地域で広くみられるナガミボチョウジーリュウキュウガキ群落に含まれる。この群団に含まれる植生は、リュウキュウガキ、ナガミボチョウジ、アカテツ、カラスキバサンキライ、オオバギ、シマヤマヒハツ、ガジュマル、ツゲモドキ、ノアサガオ、アワダン、グミモドキ、アカギ、フクマンギ、クワノハエノキ、コクテンギ、ゲットウ、ゲッキツなど多くの種を持つ。城外については、アマミアラカシ、ヤブツバキ、ツルコウジ、ツルラン、アコウネツタイラン、ウスバシダ、マツザカシダ、カレンコウアミシダ等の種が確認されている。

植物層については、城内では、シダ植物が 7科 12 属 13 種、種子植物の裸子植物が 2 科 2 属 2 種、被子植物が 61 科 137 属 152 種で合計 70 科 151 属 167 種、城外調査では、それに コケ植物 18 科 27 属 33 種(亜種含む)、シダ植物 6 種、被子植物 8 種が追加されている。

現存植生図(自然環境調査 Web-GIS)



※環境省「生物多様性センター」http://www.biodic.go.jp/

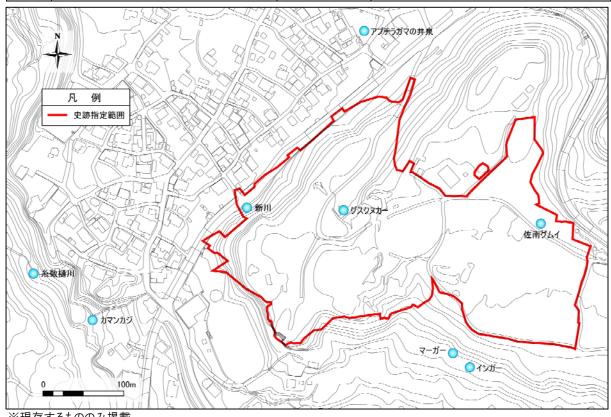
(5) 湧水

南城市は沖縄県内でも湧水の豊富な地域であり、人々は水を求めて集落を形成し、また湧 水の流れによって土地を潤し、農耕文化を発展させた。グスクにおいても湧水との関係は切 り離せず、かつては城内での飲料水や生活用水に使用されていたと考えられる。

『グスクとカー(湧水・泉)水の郷』(平成12年3月)には、糸数城跡内及び周辺に以下 のような湧水があったと記されている。糸数城跡内には、現在、拝所となっている湧水があ るほか、糸数集落内に現在も水源として使用されている樋川が所在している。

糸数の湧水(『グスクとカー(湧水・泉)水の郷』p.60-61 をもとに再整理)

No.	名称	場所	備考
1	グスクヌカー(内嶽殿カー)	史跡範囲	
2	佐南グムイ	史跡範囲	
3	新川	史跡範囲	
4	インガー	史跡範囲外	拝所となっている
5	マーガー	史跡範囲外	拝所となっている
6	チニンガー(知念井泉)	史跡範囲外	原形は保っていない
7	タキンチャガー(嶽下井泉)	史跡範囲外	原形は保っていない
8	アブチラガマの井泉	史跡範囲外	
9	マチガー	史跡範囲外	原形は保っていない
10	糸数樋川	史跡範囲外	
11	カマンカジ	史跡範囲外	



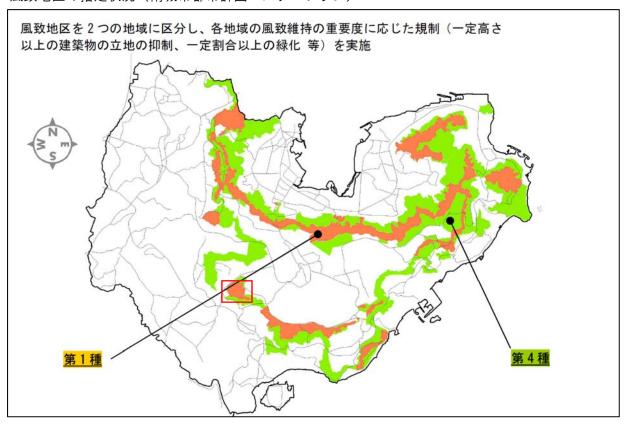
※現存するもののみ掲載

(6) 景観

南城市では、市内の森林に覆われたハンタ緑地や重要な歴史文化資源周辺を中心に「風致地区」を設定し、各地域の風致維持の重要度に応じた規制(一定高さ以上の建築物の立地の抑制、一定割合以上の緑化等)を行っている。糸数城跡の史跡範囲については、この風致地区の1種に指定されている。

『南城市景観まちづくり計画』においては、「糸数グスク・糸数集落一帯」を「丘陵地形を利用して築かれ、大型の城壁と開けた眺望が特徴的な糸数グスクや、その麓の糸数集落、これらを取り囲む緑を中心とした地区」として重点地区候補地に位置付けている。当計画でも評価されているように、糸数城跡は、グスクとしての城壁等の景観とともに、眺望においても優れた景観を有している。

風致地区の指定状況(南城市都市計画マスタープラン)



現況写真



城壁等の景観(北のアザナー帯を西側から望む)



城壁等の景観(南のアザナー帯を北東側から望む)



糸数城跡から西側一帯の眺望景観



糸数集落とグスクを西側(農村公園)から望む

4. 糸数城跡の歴史的環境

(1) 糸数城跡の歴史的経緯

糸数城跡は、糸数城跡の東側に所在する玉城グスクにいた玉城按司が玉城グスクを守るため、西の守りとして、次男を大城グスク(大里字大城)に、三男を糸数グスクに派遣させて築城させたといわれている。糸数城跡は東側を除き、三方を断崖又は急斜面で囲まれ、特に南側は最も高い断崖となっている。東側は糸数城跡から玉城グスクまでの間の丘陵上がほぼ平坦地となっており、視界が良く、両グスクを遮るものはみられない。そのため、糸数城跡では防御の弱い東側に高い城壁を築くとともに、正門も本家のグスクである玉城グスクに向けて、両グスクの連携を図っていたと考えられる。その糸数城跡の東側に隣接する形で蔵屋敷跡の広がる平場があり、佐南村と呼ばれていた。この地には糸数城跡築城までの居城であったとされる根石グスクが所在しており、その麓にサナン村の村立ての祖霊を祀る拝所である「根石城之嶽」がみられる。「根石城之嶽」は現在でも糸数集落が村落祭祀にあたって最初に拝む拝所であることから、糸数集落の最初の聖地といえ、本地域が現在の糸数集落の基礎をなしていたことが確認できる。

首里王府が編纂した『中山世鑑』(1650年)や『中山世譜』(1701年)によれば、玉城王の治世下に国が3つに分かれ大里按司が大里・佐敷・知念・玉城・具志頭・東風平・島尻・喜屋武・摩文仁・真壁・兼城・豊見城を討ち、自らを山南王と称したとあることから、玉城グスクからの西の守りとして築城された糸数城跡は、その役割を担うことができず、大里按司の侵攻を許し、三山分立の頃には山南王の支配下にあったと推測される。また、伝承によると兵頭役の「比嘉ウチョー」という人物が、グスク増築のため、国頭へ資材を購入しに行った際の隙を狙って、上間按司が大軍を率いて攻撃してきたため落城したという話が伝わっている。

蔵屋敷地域には、サナン・クールク・イトウカジ・メーバル・シキナ・アダングチ・ヤカンなどの血縁小集落が存在しており、それらを糸数按司が束ね、グスクの城下集落としていた。落城後、城跡が使用されなくなった後も集落はそのまま営まれていたが、明治 19 年の天然痘の流行により多くの人が命を落としたため、当地域を放棄し、現在の城跡西側に転居したといわれている。

(2) 糸数城跡の考古学的考察

①グスク地区

グスク地区については、昭和 61 年度より史跡等保存修理事業に着手し、発掘調査、城壁石積の保存修理及び写真測量、資料整理が実施された。その成果については、『糸数城跡 一発掘調査報告書 I 一』(1991 年 3 月)で、昭和 61 年~63 年度(A 地区)の成果が取りまとめられている。また、糸数城跡の縄張等については、木全敬三の「糸数グスクの特徴」(1995 年 9 月)及び當眞嗣一の『琉球グスク研究』(2012 年 12 月)が詳しい。これらをふまえて整理する。

ア. 発掘調査の成果

◆石積

正門から南側に向かって右側の城壁は切石積で北のアザナまで届き、内側がすべて野面積である。正門から左隣には野面積の城壁でその下部に切石を2~3段積み上げた段階で終了している。同じく正門から左側の城壁をみると、南のアザナの切石積以外はすべて野面積であり、内側も野面積である。糸数グスクの野面積の石積は14世紀中頃から登場している。また、正門の切石積の部分は15世紀初頭から登場しているようである。野面積の石積はせいといるようである。野面積の石積はせいといる。大大である。野面積の石積はせいといる。サーボールである。である。野面積の石積はせいといる。大大である。である。である。野面積の石積はせいといる。大大である。である。が出ている層から積み上げられている。切石積の石積の積み上げをあるされている無文の青磁碗が伴っているようである。従って、切石積の石積の積み上げをある程度、開始した直後に糸数グスクは滅ぼされていることが予想され、この時期は15世紀初頭~前半頃とみられる。

◆A地区の層序と遺構

発掘調査となった A 地区は、グスク地区の裏門北西側約 350 ㎡を対象として行われた。 基本的な層序をまとめると以下のようになる。

I層:褐色土層。耕作による撹乱層。

Ⅱ層:黝色土層。遺物包含層。遺物を最も多く含む。

Ⅲ層:黒色土層。遺物包含層。下面から遺構(柱穴)が確認される。

IV層:黒褐色土層と灰白色土層。遺物包含層。

V層: 黄褐色土層。地山。

遺構は第Ⅲ層下面から 32 基の柱穴が確認されており、掘立柱の建物跡と考えられている。これらの柱穴群から1基分の建物の跡が確認されている。建物の規模は約 3m×2.5m で、北西から南東に長軸を向けている。建物の構成は、中心にある1本の柱、及び周辺にある8本の柱となっている。柱穴の一部には柱を固定した 楔石が確認されている。

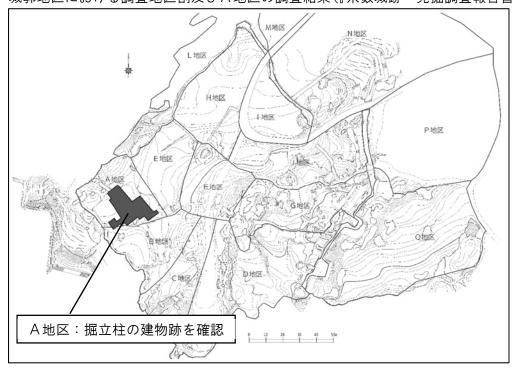
◆出土遺物

A地区から出土した遺物は在地土器、瓦質土器、貿易陶磁器などの焼物、銭貨、鏃などの金属製品、土製の羽口、勾玉などの玉類、骨製品・貝製品などがあり、大型のグスクにふさわしい多種多様さをみせている。

出土した土器には縄文後期の伊波式土器が含まれており、グスクの立地するこの丘陵上で、縄文時代から人の利用があったことがわかる。本格的に利用され始めるのは、グスク土器や中国産陶磁器が出土する頃で、青磁の櫛描文皿や劃花文碗の存在から 12 世紀後半から 13 世紀と推定される。グスク土器の器種バリエーションは豊富であり、鉄鍋や日本本土の土師器、中国産陶磁器を模倣したものもみられ、県内で初めて確認された墨書土器なども注目される。出土品の中で圧倒的な物量をみせるのが中国産陶磁器で、酒会壷などの大型製品や水注・水滴・梅瓶などの青白磁、天目茶碗や茶入れなど希少性の高い陶磁器類が確認されている。鉄製品には鏃・釘・錐・刀子などがみられる。鉄製品の種類とその出土量は時期によって変わっていく傾向がみられ、14 世紀中頃を境に前半は刀子などの日常品が目立ち、後半は鏃や釘などの消耗品が目立つようである。出土品の整理・分析を進めた金城亀信は、この現象には三山分立など、社会的な状況の変化が反映されていると推定している。これら鉄製品に伴って鍛冶関連遺物である羽口が出土しており、それは城内において鍛冶操業が行われていたことを裏付けている。

食料残滓では穀物類として米・麦・粟などが出土しており、麦が全体の75%を占める。魚骨や獣骨の整理・分析を行っていた金子浩昌によれば、魚骨ではブダイ科、ベラ科、サメ科、ハリセンボン科などが出土しており、ブダイ科が主体となるようである。獣骨ではニワトリ、ウシ、ウマ、イノシシ、ブタ、ジュゴン、ウミガメ、イヌなどが出土しており、ウシが最も多いとされる。貝類の整理・分析を行った黒住耐二によれば、貝類ではカンギクガイ、マガキガイ、アラスジケマンガイなどが出土しており、糸数城跡の立地を考えれば、カンギクガイは転石域の奥武島とその対岸、アラスジケマンガイは河口干潟からマングローブ域の雄飛川河口、マガキガイはサンゴ礁域の百名、新原、港川におのおの生息していたと考えられる。

城郭地区における調査地区割及びA地区の調査結果(『糸数城跡ー発掘調査報告書 I ー』より作成)



イ. 縄張と石積

◆立地

糸数城跡の東側には丘陵上に平坦な尾根筋が延びているが、南側と西側は急。峻な断崖上縁辺部にあり、北側も比較的緩いながら崖上縁辺部に立地し、天然の要害に築かれている。 糸数グスクは総石垣のグスクであり、平坦面が延びる東側と緩い崖上の北側には、防御上の弱点をカバーするための高い石垣が積み上げられている。また、急峻な断崖上縁辺部である南側と西側にも低いながら石垣が巡らされている。石垣の長辺は100mを超す県内有数の大型グスクとなっている。

◆縄張

糸数城跡は直線状の石垣が巡らされている。沖縄のグスクの特徴には、石垣の平面形が曲線で構成されているという点があるが、沖縄本島では糸数グスクと同じく直線状の石垣が巡らされる事例はなく、これが糸数グスクの特徴となっている(伊平屋島の田名グスク・ヤへーグスク、久米島の伊敷索城跡など離島には直線状の石垣の事例はある)。

糸数城跡では、このように直線状の石垣が延びているが、防御の弱い北側と東側では突出部(中国でいう馬面)が設置されている。南のアザナ(物見台)と南のアザナの北側に設けられた突出部(南の虎口)、そして北のアザナがそれにあたる。これは城壁にとりついた敵を横矢掛によって攻撃できるようにした防御の固い施設である。城の出入口である虎口は、東側に正門を設けてあり、その先には旧集落が展開していたようである。また、南側には裏門がある。裏門の外側では地滑りでできた崖が自然の防御線になっているが、さらにその崖の一部は島状に残されており、これに人ひとりが通れるほどの岩が橋のようにグスクと繋がっている。この橋については、比嘉ウチョーという大力無双の武将が一人で石橋を架けたという伝説が残されている。島から先は横に折れて城壁沿いを迂回する自然のフィッシャーとなっており、糸数集落へ繋がる道となっている。この道から攻め上がるとすれば、フィッシャーの底道で上からの攻撃にさらされ、島に上がるときには敵に背面をみせなければならない。自然地形を巧みに利用した防御性の極めて高い裏門である。

◆石積

糸数城跡の石積は野面積と切石積の両方が用いられている。木全は石積の方法について、石の大小及び石の面の加工によって細かい分類を行っている。糸数城跡の石積の基本は野面積であるが、南のアザナや北のアザナにおいては、外側は石を長方形に加工し、煉瓦積のように積み上げる布積で、内側は石と石が接する面を半加工して整えてあるようにみえる。さらに積み方は面を横長に使うよう心がけられている。これらは岩盤の上に直接積まれており、石積の下から上までがほぼ同じ大きさとなる。しかし正面から北のアザナを経て西側の崖に至る北側の城壁はやや趣を異にするようだ。北のアザナの突出部が収束して西側へと直線的に伸びる北西側の城壁では、面が横長の比較的大きい石が下部に据えられ、順に大きな石が積まれている。これらは自然石である。また、正面から北のアザナにかけての外側では、地表面の凹凸に合わせて長方形に加工された大きな切石が選ばれ、石の上面のレベルが

そろうように配置され、その上に中程度の大きさの切石が横目筋が通るように配置されている。その中でできた凹凸は、小さな石によってレベルの再調整がなされている。その内側では、横目筋が通るように面が半加工された大きい石が基底部に据えられ、その上に石が積み上げられている。そして、内外ともに石積の上部は布積から野面積へと変わっていく。新しい技法と考えられる布積から、古いと考えられる技法の野面積へと変わっていくことに糸数 城跡の特徴がみられる。

◆直線状の石垣と防御性を高める施設(突出部)

馬面とは、直線状に築かれた城壁の防御上の弱点を補強するために、城壁を一定の間隔で外側に突き出させ、城壁に取り付いた攻城軍の側面を攻撃(横矢掛)できるようにした施設のことをいう。漢魏洛陽城にみられるのがもっとも古い例とされる。韓国の水原華城の例では、突出した城壁の上に楼閣を伴うものを舗楼と言い、楼閣のないものを雉と呼んでいる。木全によると、グスク地区の南のアザナとその北にあたる突出部(南の虎口)はまさしく馬面であり、北のアザナも不完全ではあるが馬面と考えられている。県内のグスクでは糸数グスク以外に馬面をもつグスクは存在しないという。

南の虎口は、突出部全体に石を積み上げた南のアザナとは異なり、石塁がコの字型に回っているような形をとっている。この突出した石塁の付け根の部分を切り開けば、ちょうど中国や韓国の城にみられる甕城という門を守る施設に似ている。かつてここが表の虎口であったが、縮小期にふさぎ馬面のように使ったと想定される。虎口と判断した箇所はフィッシャーが城内からクランクして城外に出る所を利用している。城外に出たフィッシャーは石塁に沿って10m続く。フィッシャーに平行してフィッシャーの城外側に自然の岩が衝立のようにならんで甕城に接し虎口と虎口に入るフィッシャーを隠蔽している。自然の岩盤・フィッシャー・石塁の三者が組み合わされてまたとない守り堅固な虎口が形成されていた。

◆今後の課題

當眞と木全は縄張と石積について、いくつか考察を行い、今後の調査の課題を提示している。

當眞は、糸数城跡の城壁の外側の地形を読み、東へ伸びる段丘面に対して堀切の役割を果たす場所があったと考え、その堀切を境とすれば、グスクの縄張は現在、天然の要害に立地する気象レーダーサイト辺りまで含んだ範囲だと想定する。

また木全は単郭構造にみえる糸数城跡の縄張も、様々な痕跡から実はいくつかの 郭 を有 した可能性があると言及している。さらに前述した石積の複雑性は、築城過程の緊急事態に より設計変更をせざるを得ない状況になった結果だと想定している。変更前は、野面積を基 本として、レーダーサイトまで含む広域なグスクを造る計画だったとする。

これらについては詳細な調査が必要であり、今後の課題である。

②蔵屋敷地区

蔵屋敷地区については、所在する2つの石積囲いを中心とした蔵屋敷跡並びに堀切状遺構について調査が行われており、『糸数城跡―蔵屋敷地区発掘調査報告書―』として報告されている。蔵屋敷地区には、この他に根石グスクと佐南原が所在している。

ア. 蔵屋敷跡

蔵屋敷地区は、集落としてグスクを支えた人々が生活を営んだ場所とされており、明治時代まで集落が広がっていた場所である。蔵屋敷跡からは、現存する2つの石積囲いのほか、多くの小穴が確認され、さらに小穴の中からは建物跡と想定される平面プランを1基確認している。

石積囲いは一部崩れているものの、南北に所在する石積については、残存状況が比較的良好で、石面も丁寧に整形されたものが使用されている。一方、東西に所在する石積については、石面が統一されておらず、残存状況が悪い傾向がみられた。その工法についても2通りみられる。共に基盤部を整地した後、両側に石面を整えた石材を積み上げ、内部に中込石を詰めて積み上げたものと、中込部を盛土成形した後、両側に石面を整えた石材を積み上げたものがみられた。前者が南北に所在する石積に、後者が東西に所在する石積に該当するものとみられる。

建物跡については、軸を北東方向に向けて検出された。建物跡は石積の手前から確認されており、さらに周辺からも多くの小穴が検出されたことから、複数の建物があったことが想定できる。しかし、蔵屋敷跡は明治時代に集落が移転して以降、耕作地として使用され、さらに戦後の機械力による耕作地の転地返しが行われた結果、地下に埋蔵されていた多くの遺構が破壊されてしまい、集落の広がりを確認することが困難な状況となっていることが確認された。

遺物については、グスク土器、カムィヤキ、中国産陶磁器、沖縄産陶器などが出土している。

蔵屋敷跡については、遺物の出土状況から考えると、遅くとも 14 世紀頃に成立したと考えられ、14 世紀以降、伝承に伴う集落が展開していったのではないかと考えられる。これは小穴からの出土遺物の大半が当該時期に相当することからである。しかし、現存する石積の成立時期については、なお不明確な状況が多い。

イ.堀切状遺構

堀切状遺構は、城郭と蔵屋敷跡の集落を隔絶するように所在している。調査地においては、一部(堀切トレンチ5)を除いたすべてから毛抜堀状に掘り込まれていることが確認された。幅は8m前後、深さは2m程度を測る。城郭側の上端には石積が積み上げられており、防御を意識したものと考えられる。石積は堀切を掘った際に出た土を利用し、盛土造成を行った後に両側より石を積み上げていたと考えられる。石積の高さは1m前後を測り、高い場所では1.5m程と容易に越えられない高さとなっている。

堀切は南北軸と東西軸の2方向にL字状に所在しているが、調査の結果、この2つが繋が

りT字状を呈する可能性が考えられた。南北軸の南側と東西軸の西側については、そのまま 崖まで延びていると想定され、城郭への侵入を阻止する役割を担っていたと想定される。ま た、平地が続く北側については、北東側にまっすぐ延びていくことが想定されており、その 延長線上に所在する石積まで延びていた可能性が考えられる。

遺物については、蔵屋敷跡と同様の出土状況となっており、中国産陶磁器が最も多く、グスク土器、沖縄産陶器と続いており、その年代についても中国産陶磁器の年代から蔵屋敷と同時期に相当すると考えられる。

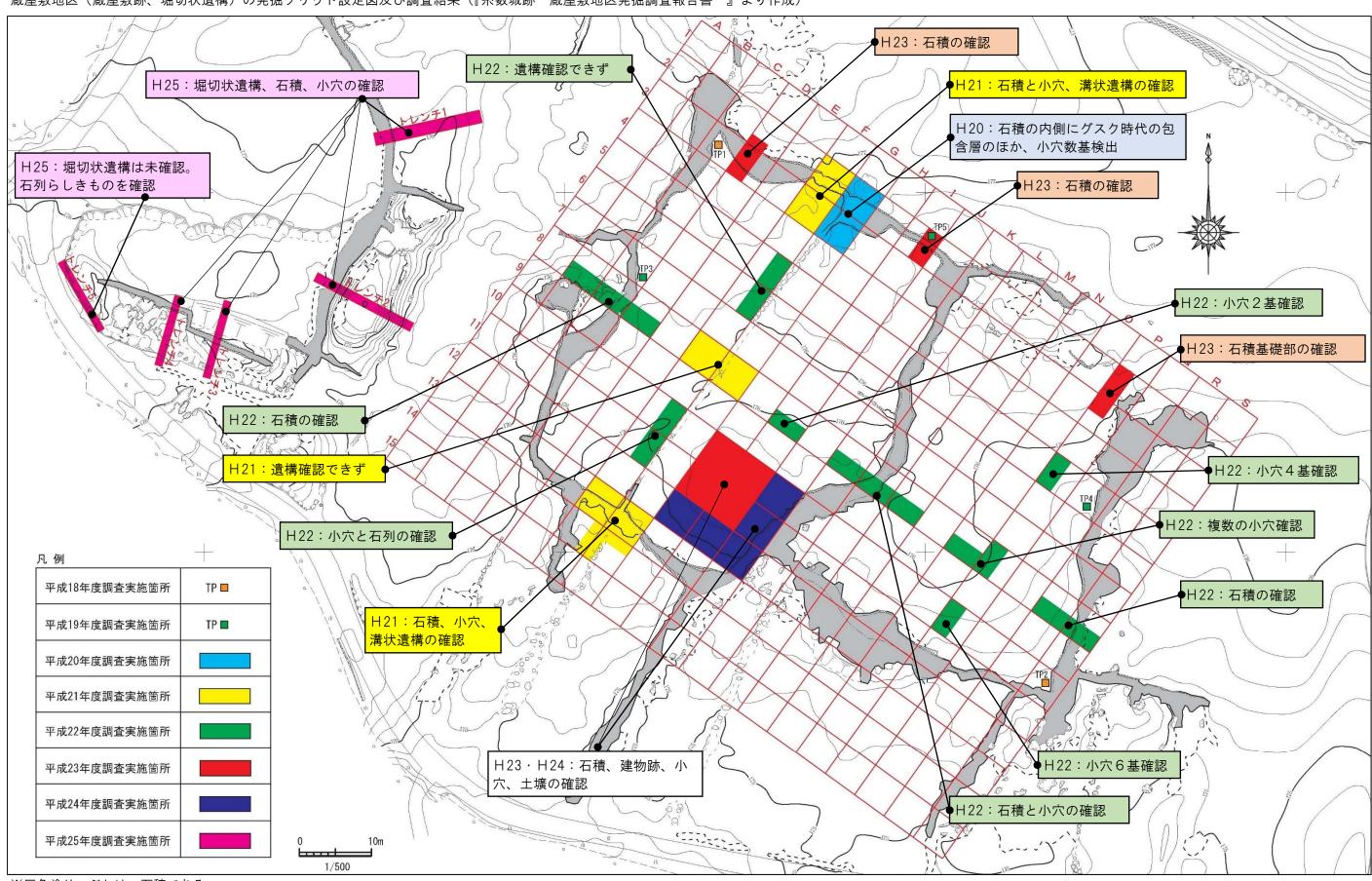
◆発掘調査のまとめ

調査の結果として、蔵屋敷跡と堀切状遺構については、同時期に成立したと考えられ、蔵屋敷地区は14世紀頃、遅くても14世紀後半には集落としての営みが行われていたと考えられる。蔵屋敷地区と城郭地区の成立時期を比較すると、蔵屋敷地区が若干遅れる形で成立したことになることから、より詳細な成立時期についての調査が今後も望まれる。堀切状遺構はグスク時代に帰属する可能性がより高くなったことは大きな成果であり、太平洋戦争中に行われた戦車壕構築については既存の堀切を活用したものであったと考えられる。

糸数城跡は、東側に高い城壁を積み上げ、その前方に堀切を設けることで、グスクの弱点ともなっている東側の防御を固めていたことを確認することができた。しかし、堀切を南側と西側では崖まで延ばし、地続きとなる平地を切ってはいるものの、北側の平地が続く地域について、城郭への侵入をどのように防いだのかという問題を確認していくことが今後の課題である。ひとつの可能性として、堀切状遺構が延びるとされる北側には、現在使用している道路脇の高い石積まで延びていたと考えられており、その道向かいには根石グスクが所在していることから、現在の道路がグスク時代の頃より使用されていた場合は、石積と根石グスクを利用して、城郭への侵入者に対応したとも考えられる。今後、根石グスクを含めた周辺地域の調査を実施することで、城郭の東側からの侵入者の防御方法を確認していくことが必要となる。

蔵屋敷跡については、集落が形成された時期と石積囲いの関連性について、さらなる調査の必要性が考えられる。石積の建設時期はグスク時代までさかのぼる可能性が想定されているが、現在残る石積囲いが城郭とともに存在したかを判断するまでにはいたっていないので、その点を確認するための詳細の調査が必要であり、この結果に基づいて、集落の形成時期と石積囲いの関連性が明らかにされていくものと考えられる。

蔵屋敷地区(蔵屋敷跡、堀切状遺構)の発掘グリット設定図及び調査結果(『糸数城跡─蔵屋敷地区発掘調査報告書─』より作成)



※灰色塗りつぶしは、石積である。

ウ. 根石グスク

根石グスクは、糸数グスクの北側約 100m の場所にある。ここはグスクの築城の際に糸数 按司が根城としていたといわれており、糸数グスク築城以前のグスクであることから「元グスク」とも称されている場所である。

『琉球国由来記』には「根石城之嶽」、神名は「嶋根富国根富の御イベ」とある。「根石ウガン」とも呼称される。かつてのサナン村の島立ての祖霊を祀る聖地とも考えられ、村落祭祀にあたっては最初にここから拝む。幅 $4m\sim5m$ の低い石積内には香炉が置かれており、その奥は無縁墓となっている。

平成30年度に根石グスク後方(北側)の試掘調査を行ったところ、建物の柱穴等の遺構や グスク土器、カムィヤキ、青磁等の遺物を確認した。このことから、糸数グスクと同時代の 遺跡が広がることを確認(根石グスク周辺遺跡:新規発見)し、さらに、その後方(北側)の 丘陵を戦争遺跡として使用していることも確認された(根石グスク周辺陣地壕)。

エ. 佐南原(サナン村周辺)

佐南原(サナン村周辺)はサナン村に由来する遺跡と考えられ、佐南原石器出土地と佐南 グムイが所在する。

◆佐南原石器出土地

佐南原石器出土地は、グスクから北側へ直線距離 190m の地点にある。石器は当山新平によって採集されており、昭和 51 年に新田 重清によって紹介された。

新田が紹介した石器は9点で、石質は南部の島尻層にみられる泥質砂岩であろうと考えられている。採集された資料は、大型蛤刃石斧1点、揆形の扁平片刃石斧3点、刀子形石器1点、ノミ形石斧1点、舟底形石斧(ノミ形石斧の範疇に入る石斧)3点が報告されている。新田は出土石器の形態や素材の面から、実用的ではなくむしろ構造的で呪術的・信仰的な要素を感じさせるとし、根石グスクの関係を含め、生産農穣の儀礼と関連する祭祀遺跡ではないかと考えている。また、同地からフェンサ下層式土器やフェンサ上層式土器が採集されている。

その後、平成3年に上原静が同地から出土した小型の石斧2点を紹介している。上原によると、2点の資料は小型石斧として一般的な大きさを示し、体部には緊縛用の溝が認められ、さらに刃部は風化が激しいが刃こぼれがあり使用の痕跡が確認されるという。ひとつについては、片状砂岩という素材からして実用品であると分析している。

また、同地は昭和 63 年に試掘調査が実施されており、調査の結果、沖縄貝塚時代中期(縄 文晩期相当)に位置付けられる土器が出土している。

◆佐南グムイ

糸数城跡の正門の北東に位置し、蔵屋敷跡、佐南原石器出土地に近接する。現在は水量がなく枯れかかった状態にある。周辺には雑木、雑草が繁茂し、池の規模は東西 22m、南北 9mで一部に簡素な石積が残っている。伝承ではサナン村、クルク村、蔵屋敷などの人々が使用

した湧水だったようで、糸数の丘陵地内では最大規模である。この湧水は糸数グスク、蔵屋 敷跡、根石グスクの重要な水源だったと考えられ、湧水も糸数城跡の縄張の一部だと考えら れている。

③発掘調査及び保存修理事業の経緯

城郭地区については、平成 24 年度までに城壁石積の保存修理及び写真測量、資料整理を実施した。蔵屋敷地区については、平面測量、発掘調査及び資料整理事業を実施した。

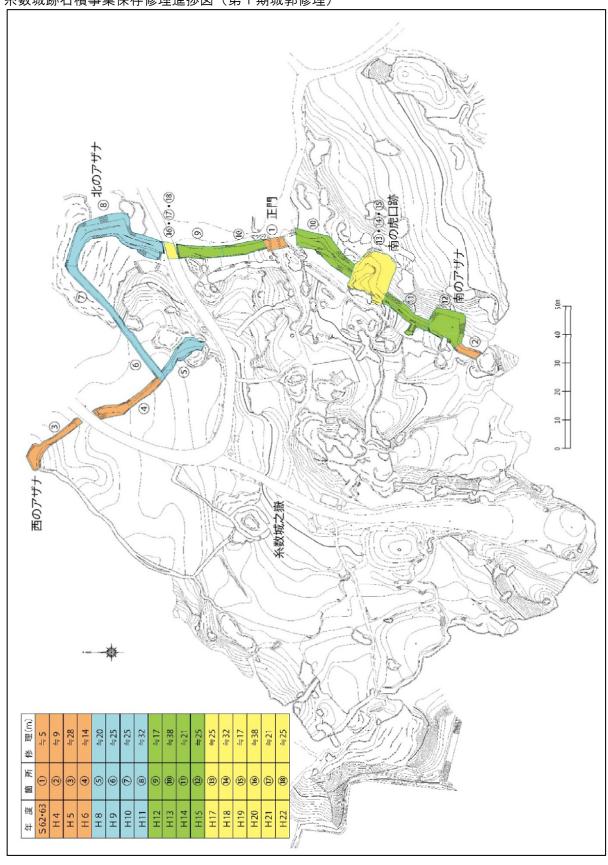
糸数城跡発掘調査及び保存修理事業の経緯(南城市資料「過年度別保存整備事業実施内容」及び 『糸数城跡―蔵屋敷地区発掘調査報告書―』より整理)

年度	西暦	面積	事業内容
S 61	1986	遺構調査(150㎡)	城内南西側(A地区)の発掘調査及び城壁石積の 写真測量を行い図化
S 62	1987	遺構調査(150㎡) 城壁石積修復(5㎡)	城内南西側(A地区)の発掘調査、南のアザナ城 壁石積の写真測量図化及び植生調査 著しく内傾している正門石積の解体修理
S 63	1988	遺構調査(200㎡) 城壁石積修復(5㎡)	城内南西側(B地区)の発掘調査、北のアザナ城 壁石積の写真測量図化及び植生調査 著しく内傾している正門石積の解体修理
H元	1989	遺構調査(100㎡)	城内北側(〇地区)城壁石積根石検出のための発 掘調査、城跡北側城壁石積の写真測量図化
H 2	1990	遺構調査(100㎡)	西のアザナ城壁石積根石検出のための発掘調査、 城跡北側城壁石積の写真測量図化 糸数城跡(A地区)の発掘調査報告書刊行
Н3	1991	遺構調査(80㎡)	城内西側(地区)城壁遺構調査及び城壁を覆っている残土処理の実施。城跡西側城壁石積の写真 測量図化
H 4	1992	城壁石積修復(9㎡)	城内南側城壁の解体保存修理 殿舎跡北西側城壁石積の写真測量図化
H 5	1993	遺構調査(150㎡) 城壁石積修復(28㎡)	城内南西側(B地区)の発掘調査及び西のアザナ 城壁石積の解体修理
H 6	1994	遺構調査(150㎡) 城壁石積修復(14㎡)	城内北側(I地区)の発掘調査及び崩落の著しい 城跡北側城壁石積の解体修理
H 7	1995	遺構調査(130㎡) 斜面崩落防止工事(96 ㎡)	城内南側(C地区)の発掘調査及び同箇所のボー リング調査 斜面崩落防止工事
H 8	1996	遺構調査(180㎡) 城壁石積修復(20㎡)	城内南西側(B地区)及び北側(I地区)の発掘 調査、城壁写真測量 城跡北側、東のアザナ城壁石積の解体修理
H 9	1997	遺構調査(180㎡) 城壁石積修復(25㎡)	城内南西側(B地区)及び北側(O地区)の遺構 調査 城跡北側、北のアザナ城壁石積の解体修理
H10	1998	遺構調査(200㎡) 城壁石積修復(25㎡)	城内南西側(B地区)及び北側(I地区)の遺構 調査、城壁写真測量 城跡北側、北のアザナ城壁石積の解体修理

年度	西暦	面積	事業内容
H11	1999	遺構調査(60㎡) 城壁石積修復(32㎡)	タみや崩れの著しい北のアザナ城壁石積の構築時期及び城壁ラインを確認するための遺構調査と同箇所の城壁石積解体修理
H12	2000	遺構調査(150㎡) 城壁石積修復(17㎡)	孕みや崩れの著しい正門北・南側城壁石積の構築 時期及び城壁ラインを確認するための遺構調査 城内及び周辺の現況を把握するための平面測量 正門北側城壁石積の解体修理
H13	2001	遺構調査(90㎡) 城壁石積修復(38㎡)	孕みや崩れの著しい城跡南側の城壁石積について、構築時期及び城壁ラインを確認するための遺構調査 正門北側及び南側城壁石積の解体修理
H14	2002	遺構調査(180㎡) 城壁石積修復(21㎡)	孕みや崩れの著しい城跡南側の城壁石積について、構築時期及び城壁ラインを確認するための遺構調査 正門南側城壁石積の解体修理
H15	2003	遺構調査(50㎡) 城壁石積修復(25㎡)	孕みや面石材の風化が著しい南のアザナの城外側 城跡石積解体修理 南の虎口跡石積の構築時期と崩れ等により判然と しない石積ラインを確認するための遺構調査
H16	2004	遺構調査(120㎡)	孕みや面石材の風化が著しい南の虎口跡城壁石積 遺構調査及び城壁石積写真測量 道路建設によって破壊を受けた北のアザナ南側城 壁復元のための遺構調査
H17	2005	遺構調査 (300㎡) 城壁石積修復 (25㎡) 雑草木伐採処理 (6,974㎡)	孕みや面石材の風化が著しい南の虎口跡城壁石積、北のアザナ南側城壁石積、蔵屋敷跡の遺構調査査南の虎口跡城壁石積修復と城跡東側追加指定地域の雑草木伐採処理工事追加指定地域では施工後、現況を把握するため地形測量
H18	2006	遺構調査(150㎡) 城壁石積修復(32㎡)	道路建設によって破壊を受けた北のアザナ南側城 壁と城跡追加指定地域に所在する蔵屋敷跡の遺構 復元修理に向けた調査及び写真測量 既存の石積遺構の孕みや崩落の顕著な南の虎口跡 城壁石積修復工事
H19	2007	遺構調査(200㎡) 城壁石積修復(17㎡)	道路建設によって破壊を受けた北のアザナ南側城 壁と城跡追加指定地域に所在する蔵屋敷跡の遺構 復元に向けた調査及び写真測量 既存の石積遺構の孕みや崩落の顕著な南の虎口跡 城壁石積修復工事
H20	2008	遺構調査(250㎡) 城壁石積修復(38㎡)	道路建設によって破壊を受けた北のアザナ南側城壁と城跡追加指定地域に所在する蔵屋敷跡の遺構復元に向けた調査 道路建設によって破壊を受けた北のアザナ南側城壁の城壁石積修復工事
H21	2009	城壁石積修復(21㎡) 遺構調査(164㎡)	道路建設によって破壊を受けた北のアザナ南側城 壁の城壁石積修復工事 蔵屋敷跡の遺構調査

年度	西暦	面積	事業内容
H22	2010	城壁石積修復(25㎡) 城壁石積修復(災害復旧 17㎡) 遺構調査(140㎡)	道路建設によって破壊を受けた北のアザナ南側城 壁の城壁石積修復工事 平成22年2月27日に発生した地震により、城壁の 一部が崩落した南の虎口跡の城壁復旧工事 蔵屋敷跡の遺構調査
H23	2011	雑草木伐採処理(3,150 ㎡) 遺構調査(130㎡)	雑木や雑草が生い茂り城壁石積ラインが判然としないため、城郭西側から南側崖縁辺部にかけて雑草木伐採。同箇所の現況地形測量。復旧後の南の虎口跡の写真測量 蔵屋敷跡の遺構調査
H24	2012	雑草木伐採処理(482㎡) 城壁石積レーザー計測現 況地形測量(482㎡) 遺構調査(125㎡)	樹木や雑草が生い茂り城壁石積ラインが判然としないため、城郭南側崖縁辺部にかけて雑草木伐採 同箇所の現況地形測量と正門南側城壁のレーザー 計測 蔵屋敷跡の遺構調査
H25	2013	遺構調査(89.4㎡)	蔵屋敷西側の堀切状遺構の調査
H28	2016	_	平成26年〜28年度の遺物及び図面整理作業を経 て、調査成果報告書を刊行

糸数城跡石積事業保存修理進捗図(第1期城郭修理)



(3) 糸数城跡関連及び周辺の文化財

①拝所

糸数城跡内には、城跡内の「チナウチ」と称される石積の拝所があり、低い石垣で楕円形に囲まれている。中央にある高い岩は、「糸数城之嶽」である。『琉球国由来記』(1713 年首里王府編纂)巻 13-379 には「糸数城之嶽(神名:モリテル御イベ)」は「糸数ノロ崇所」とある。糸数城之嶽の南側の広場には「糸数城之殿」があり、『琉球国由来記』では糸数ノロにより「稲穂祭」「稲大祭」が司祭されたとある。字糸数では現在、ンチャタカベの御願、アミシの御願、八月十五夜・アカナースージ、ヒーマーチの御願、年末の御願において、糸数城跡で祈願が行われる。糸数城之嶽の北東には石厨子があり、琉球大学民俗研究クラブが昭和 42 年に調査した報告書には「玉城按司を祀った」と書かれている。

城跡内には、このほか、グスクを築城した鍛冶工(カンザー)の霊を手厚く葬った所と伝わる「カニマン御嶽」や、糸数グスクの火の神が祀られているという「殿内屋」が所在している。

城郭の北東には「根石グスク」(根石ウガンとも)が所在している。かつてあったサナン村の島立ての祖霊を祭る聖地と考えられており、村落祭祀では最初にここを拝む。『琉球国由来記』巻 13-380 の「根石城之嶽(神名:島根富国根トミノ御イベ)」に相当し、屋嘉部ノロによって司祭された。

②井泉

城跡内の井泉として、グスクヌカー(城の井泉)がある。内嶽殿ガーとも呼ばれ、糸数城跡北側の城壁の角の下にある井泉跡である。日本軍が戦時中に陣地構築のために井泉を掘ったため、中の形は変わってしまった。また、かつては井泉の左手に石造りの手水があったという。

また史跡範囲内には「佐南グムイ」がある。伝承ではサナン村、クルク村、蔵屋敷の人々が利用していた湧水として伝わるが、現状は水量もなく保存されている。

蔵屋敷跡の南方には、「インガー」「マーガー」という古い井泉があり、糸数城跡のさらに 東方にあったといわれるクールク集落の井泉として利用されていたと伝わる。

また、糸数城跡の西側の市道沿いには、「新川」があり、かつては生活用水として使用されていたという。

③周辺のグスク

糸数城跡は、玉城グスクに居城した玉城按司が玉城グスクを守るため、次男を大城グスク、 三男を糸数グスクに派遣して築城させたとされている。また、船越グスクの領主である富名腰 按司は、玉城王の四男または糸数按司の長男という伝承がある。こうした伝承から、糸数グ スク、玉城グスク、大城グスク、船越グスクは、玉城按司や糸数按司らの一族によって築城 されたものであり、関係性が深い。

一方、糸数城跡から北側に延びる石灰岩丘陵の断崖上には、チンシグスク、上間グスクが ある。両グスクは急峻な断崖縁辺部に位置しており、崖下の西側から北側にかけての平野部 を遠望することができる。この部分は糸数城跡の防御上の弱点となっていることから、これら両グスクが糸数城跡の出城的な役割として設置されたとの説もある。

(4) 南城市のグスク

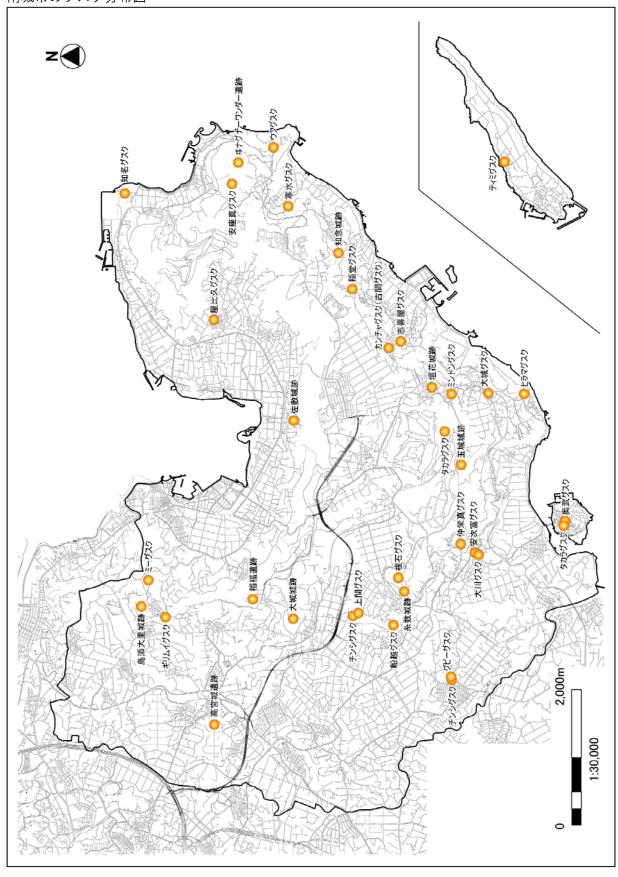
南城市においては、これまでに 36 箇所のグスクが確認されている。このうち国指定史跡が 糸数城跡、玉城城跡、知念城跡、島添大里城 跡、佐敷城跡の5 箇所、県指定史跡がミントン グスク、垣花城跡の2 箇所、市指定史跡が志喜屋グスク、大城城跡、船越グスクの3 箇所であ る。

首里王府が 1532 年から 1623 年にわたって編纂した『おもろさうし』にも南城市のグスクが数多く登場し、築城技術などのバリエーションは実に多様である。また、グスクの周辺には同時代の遺物が確認された遺跡が広がっており、特に糸数城跡ではグスクや拝所、集落遺跡などが隣接しており、グスクと人々の生活を併せて考察することができる。

現在、主要なグスクの整備を伴った調査などにより、南城市のグスクを比較検討しながら時代別に位置付けていくことが進められているところであるが、琉球開闢神話ではミントングスクや玉城グスク、知念グスクはアマミキョによって造られたとされるほか、大城グスク、糸数グスク、船越グスクは玉城グスクの防御機能として按司の子らに築かせたとされる伝説、ためかかりるかれたとで島添大里グスクと大城グスクとの関係、尚巴志による島添大里グスク攻略などを考慮すると歴史を概観することはできそうである。今後の調査成果が期待される。

築城技術としては、主として石造りのものが多い。その理由としては、グスクのほとんどが石灰岩台地に築城されていることにある。最も多い形式は野面積を中心としたナーワンダーグスクや仲栄真グスクなどのグスクであり、平坦地を中心に石垣で周りを囲う形態を取る。同じく野面積で比較的規模の大きい垣花城跡などもある。さらにそれより技術が発達したものとして、切石積を有し規模の大きい糸数城跡や玉城城跡、知念城跡などがある。特に糸数城跡は野面積や布積など様々な技術が用いられていることから、時代幅の広さと多様な技術の蓄積が伺える。また、糸数城跡の南のアザナは、中国の馬面や韓国の雉といった築城技術と類似しているとの研究者もいる。グスクからは、グスク土器をはじめカムィヤキや中国産陶磁器、東南アジア産陶磁器、日本産陶磁器、沖縄産陶器、金属製品、貝製品、石製品などが出土しており、貝塚時代から生活文化を継承し、大陸との交易を活発化させ、農耕文化を発展させながら時には争い、城塞的機能を失った後世においても番所など様々な用途で使用されていたことを伺い知ることができる。

このように、糸数城跡をはじめとする南城市のグスクは、沖縄県内のグスクのなかでも特徴的であると同時に、グスク時代の社会を明らかにしていく上で重要な存在である。また、同時にこれらのグスクは市民にとってシンボル的な存在であり、祖先との絆を結ぶものとして今後も大切に育んでいく必要がある。



5. 糸数城跡の社会的環境

(1) 人口

南城市は平成18年1月1日に佐敷町、知念村、玉城村、大里村が合併して生まれた市であり、面積49.94km²と本島南部最大の規模となっている。

人口は、昭和 50 年以降徐々に増加し、平成 17 年には 39,651 人、平成 30 年 10 月には 43,848 人となっている。一方、世帯数についても順次増加しており、平成 17 年には 11,561 世帯、平成 30 年 10 月には 17,560 世帯となっている。

平成 30 年 10 月の行政区別の人口・世帯数の構成は、大里地区(14,900 人、5,684 世帯)、 佐敷地区(10,785 人、4,474 世帯)、玉城地区(12,065 人、4,791 世帯)、知念地区(4,866 人、 2,091 世帯)となっている。また、そのうち字糸数の人口・世帯数は、498 人、216 世帯であ る。

(2) 産業

南城市の基幹産業は農業である。農業産出額は県内でも屈指の水準となっており、そのなかでも、野菜の栽培は盛んで、さやいんげんやオクラ、ゴーヤーなどが主要作物となっている。また畜産業では、生乳や鶏卵、豚肉が多く生産されており、農業産出額の大半を占めている状況である。このほか、肉用牛や果樹、花きの生産も行われている。農業就業者の減少高齢化、後継者不足などにより、耕地面積は減少傾向にある。水産業においては、モズク養殖業が県内有数の産地となっている。

観光においては、南城市内を訪れる観光客も増加傾向にある。市内には世界遺産である斎場御嶽や久高島、グスク、おきなわワールド文化王国・玉泉洞などの観光スポットのほか、海岸線には海を眺望するカフェが点在する。糸数城跡の立地する糸数には、アブチラガマ(糸数壕)があり沖縄の戦争を学ぶ戦跡として、平和学習の場として活用されている。

(3) 交通

南城市内には都市部と各地域間を結ぶ主要道路として、海岸線に沿って走る国道 331 号をはじめ、県道 77 号線、48 号線、86 号線などが整備されている。糸数城跡は、県道 86 号線と 48 号線の中間に位置しており、両県道から市道山川道~喜良原線を通過してアクセスすることができる。

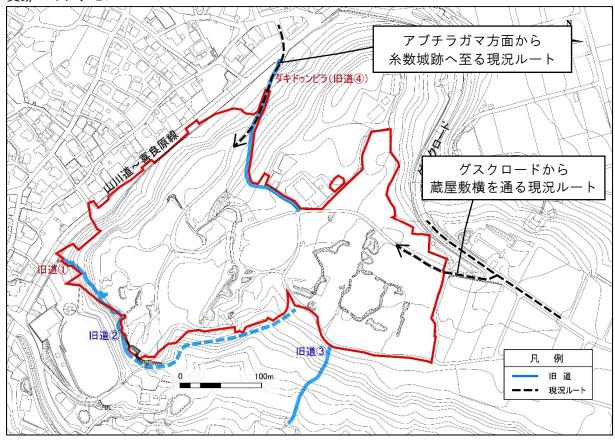
現在は、アブチラガマ方面から糸数城跡へ至るルート、グスクロードから蔵屋敷横を通るルートがある。

糸数城跡のある丘陵地から糸数集落へ抜けるには、かつて4つの旧道があった。

- ①城郭裏門から糸数に降りる旧道。糸数按司の臣下である比嘉ウチョーが裏門にかけた石橋がある。
- ②堀切の東側に隣接する旧道。糸数城跡の崖下を通って①のルートと合流し、糸数へ抜ける 旧道である。採石によりルートの一部が欠落している。
- ③蔵屋敷跡の南側にある旧道。この旧道を下る間際にインガーとマーガーがある。

④糸数集落から城跡に登るダキドゥンビラ。この道の頂上付近に糸数按司が旗を立てた大岩 (旗立の岩)が両側にあったが、現在はひとつしか残っていない。

史跡へのアクセス



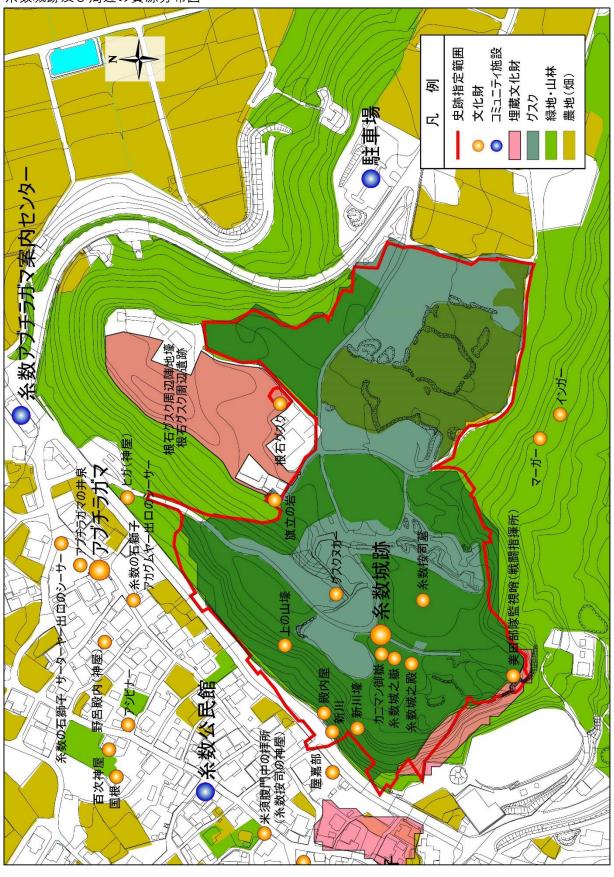
(4) 地域資源(観光・レクリエーション、文化財等)

南城市に訪れる観光客が増加するなか、糸数城跡においても、市内の歴史やグスクの景観などに関心を持った観光客が訪問している。また糸数城跡の石積の雰囲気を活かし、CMやドラマ等の撮影やイベント利用も行われている。

糸数城跡の周辺には、戦跡・アブチラガマや糸数アブチラガマ案内センターがある。アブチラガマは、全長 270m の自然洞穴で、昭和 19年に日本軍の陣地壕として使用され、昭和20年末からは沖縄陸軍病院糸数分室となった場所であり、多くの負傷兵や住民が避難生活を送ったところである。糸数城跡周辺の戦争遺跡とあわせて沖縄戦を語り継ぐ重要な資源である。糸数アブチラガマ案内センターは、アブチラガマに関する情報提供やガイドのほか、沖縄本島南部観光に関する資料展示を行っている。

また、糸数集落内には、糸数樋川やカマンカジなどの井泉のほか、集落の四隅には石獅子が置かれている。

糸数城跡及び周辺の資源分布図

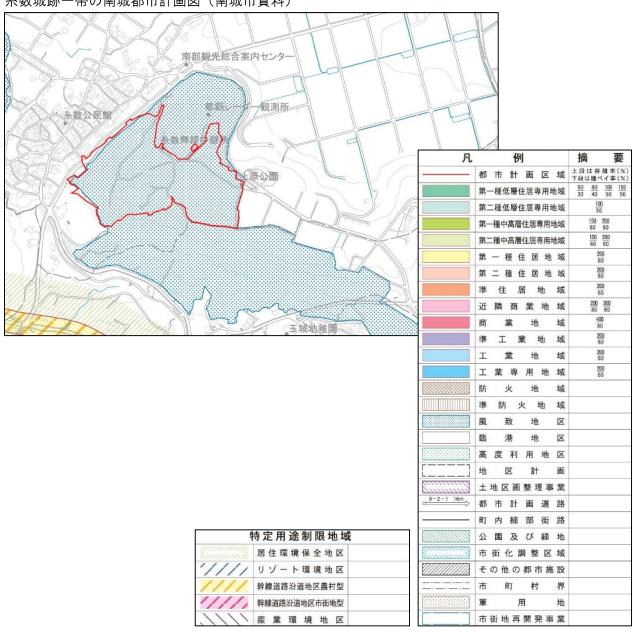


(5) 法的規制

ア. 都市計画関係

南城市は全域が都市計画区域となっており、市街地を除く全域が特定用途制限地域に指定されている。この特定用途制限地域はさらに5つの地区に分けられ、史跡一帯は最も規制強度の強い「居住環境保全地区」となっている。また、史跡一帯は風致地区に指定されている。

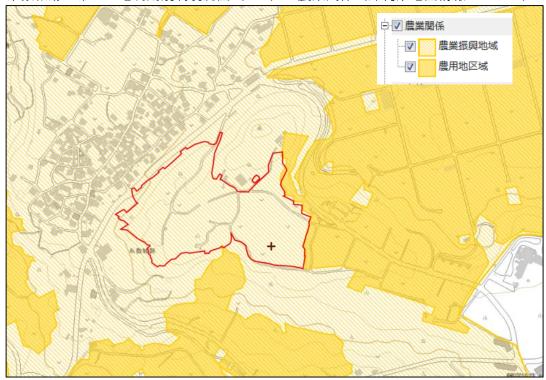
糸数城跡一帯の南城都市計画図(南城市資料)



イ. 農業関係

史跡指定範囲を含む一帯が農業振興地域である。隣接する土地は農用地区域となっている。

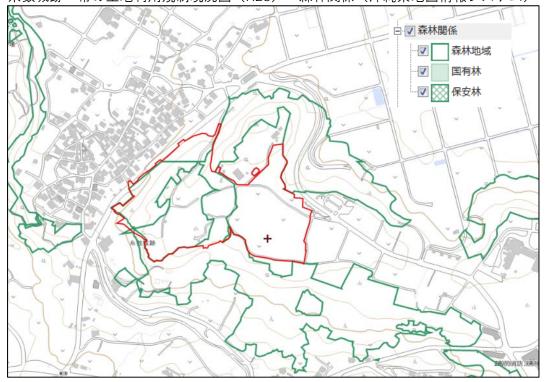
糸数城跡一帯の土地利用規制現況図(H28) 農業関係(沖縄県地図情報システム)



ウ. 森林関係

史跡指定範囲の一部及び南北の緑地が森林地域に指定されている。

糸数城跡一帯の土地利用規制現況図(H28) 森林関係(沖縄県地図情報システム)

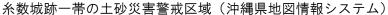


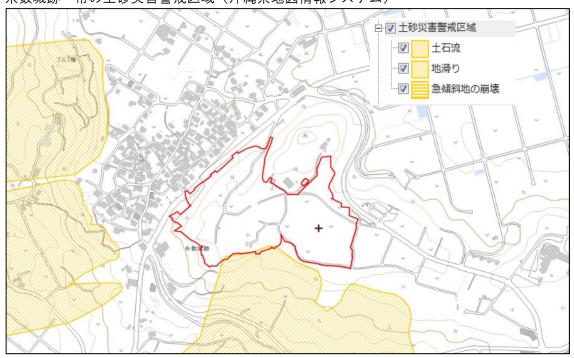
工. 環境保全関係

史跡一帯が風致地区に指定されている。そのほか環境保全関係の指定はない。

才. 防災関係

防災関係では、南側斜面が土砂災害警戒区域(地すべり)となっている。





(6) 地域住民との関わり

①地域行事との関わり

糸数区で行われる地域の拝み行事では、糸数城跡内に所在する殿を拝む。特に六月ウマチーでは各門中がウンサクを供えるなど、糸数城跡が地域の伝統行事の要所となっていることが伺える。また、糸数城跡が幼少の頃の遊び場だったという区民も多く、城跡と地域の関わりが深い地域である。

糸数区の村御願の場所(糸数区資料)

実施日	行事名	御願場所
12月14日★	シマクサラサーの御	マージの出口の石シーサー/サーターヤー出口の石シ
	願	ーサー/アカグムヤー出口の石シーサー/カンジャヤ
		一出口の石シーサー/ヒージャーガー出口の石シーサ
		一/中原の前のフスクジラーウガン
5月13日★	ンチャタカビの御願	百次/国根/ノロ殿内/屋嘉部/大山御嶽/米須/根
		石グスク/比嘉 /殿(糸数グスク)
6月15日	六月ウマチー	トゥンチヤー/ 殿(糸数グスク)
		※殿から帰ってから、百次/ノロ殿内/米須/屋嘉部

実施日	行事名	御願場所
6月25日★	アミシの御願	根石グスク /殿 (糸数グスク) / 大山御嶽 / アブチラガ
		マ
8月15日★	八月十五夜・アカナ	百次/国根/ノロ殿内/屋嘉部/大山御嶽/米須/根
	ースージ・敬老会	石グスク/比嘉 /殿(糸数グスク) /徳嶺の前にある肉
		の前のウガン/クラサグヮーの獅子の台座
10月1日★	ヒーマーチの御願	百次/国根/ノロ殿内/屋嘉部/大山御嶽/米須/根
		石グスク/比嘉 /殿(糸数グスク)
12月24日★	年末の御願	百次/国根/ノロ殿内/屋嘉部/大山御嶽/米須/根
		石グスク/比嘉 /殿(糸数グスク)

★印は旧暦

②歴史文化基本構想・保存活用計画での位置付け

歴史文化基本構想・保存活用計画における糸数グスク周辺保存活用区域保存活用計画では、 糸数城跡をさらに身近に感じてもらうことを目的に、「グスクと集落を結ぶ活動の推進」を位 置付けている。計画で示した活動の展開例や、その他のアクションプランを下記に整理する。

グスクと集落を結ぶ活動の推進の展開例(p.65)

活動内容	取り組み主体	具体的取り組み
グスク手づくり市 場の開催	糸数区、市や 市民団体、ガ イドの会が支 援	 自治会や女性会を中心に、グスクの広場で野菜や手料理、小物などの手づくり市場を開催する。 運営については、区や住民だけでなく、市民団体も加わることも想定される。 市は広報や他地区への参加呼びかけの支援を行う。またグスクなどの解説会を開催するなど市外からの誘客、参加を募る。
旗頭の奉納	糸数区	・ 旗頭を活用する行事の際に、グスクでの奉納演舞を行う。・ 集落の行事だけでなく、イベント参加のたびに同様の活動を行うことで、旗頭の担い手となる若者がグスクに愛着を高める機会となることが期待できる。
グスク内の植樹・ 美化活動	市の整備に糸数区が協力	グスク整備に伴う植栽整備の際に地域参加の植樹を行うなど、グスクへの愛着を高める機会とする。集落や沿道と同種の植栽を植えることで、グスクと城下集落との一体性を体感できる。
グスク及び集落の ライトアップ、イ ルミネーション	糸数区	クリスマスや年末等の冬場の日照時間が短い時期に、グスクの城壁や園路、集落各戸にて照明や行灯等を活用したライトアップを行う。グスクの広場にて夜のコンサートやイベントを主催する。
南部観光総合案内 センターでの展示	市	• 南部観光総合案内センターにて、糸数グスクや糸数区に関するパネルや出土品を展示する。

清掃・美化活動の分担の考え方(p.66)

分類	作業内容	頻度	主な対象
地域と行政の協働 作業	地域の文化遺産の定期的なモニタリング、 ゴミ拾い等の簡易な清掃活動を行う。	月1回	糸数グスク 周辺
	範囲が広いため、グスクの除草作業などは 作業員を雇用して実施する。市が主体となり、地域も分担する。	年 2、3 回	

[※]糸数城跡に関係するもののみ抜粋

モニタリング調査が必要な文化遺産(p.67)

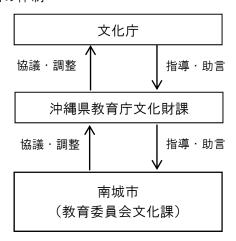
優先度	考え方	頻度	主な対象
追	建造物等を持つ文化遺産で、経 年劣化による損壊が想定される もの。必要に応じて破損の応急 処置を行うこともある。	月1回	糸数グスクー帯の建造物・構造物 拝所(クニニー等) 井戸(糸数樋川、カマンカジ、新川等) ※アブチラガマは市が実施

[※]糸数城跡に関係するもののみ抜粋

(7) 保存活用の体制

糸数城跡の文化財保護法に基づく保存管理は、南城市教育委員会文化課が担っている。発掘調査や整備については、糸数城跡整備委員会の指導・助言を受けながら適切な手法等を検討し、現状変更等にあたっては、沖縄県教育庁文化財課との協議・調整のもと、文化庁長官の許可を受けた上で実施している。糸数城跡の清掃等の日常的な維持管理も、南城市教育委員会が実施している。

糸数城跡及び周辺の保存活用の体制



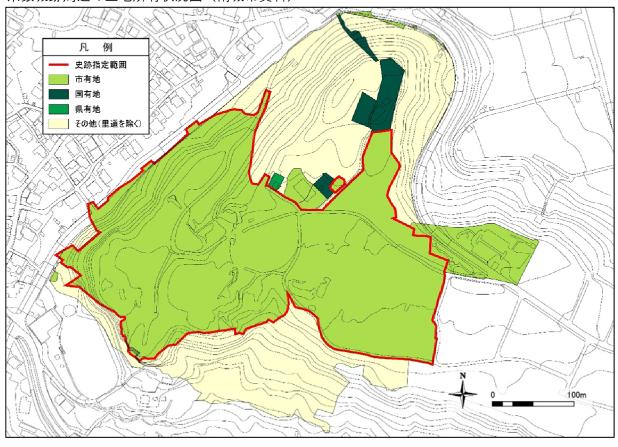
6. 指定地の状況

①土地所有状況

平成30年9月現在の糸数城跡周辺の土地所有状況は下図のとおりである。史跡指定範囲はこれまでに土地公有化事業を実施し、平成11年度までには指定地全体の公有地(市有地)化が完了している。土地北側の緑地は民有地を中心に、国及び県の所有地が点在している。

糸数城跡及び周辺地域では、追加指定も含めて、史跡指定範囲内の公有地化が進められ、 現在、指定範囲地内は史跡糸数城跡として公開されている。

糸数城跡周辺の土地所有状況図(南城市資料)

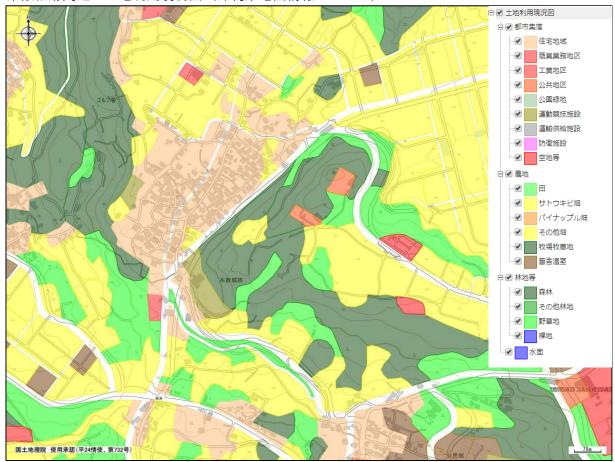


②土地利用状況

糸数城跡の土地利用は、城郭部分及び周辺は林地(森林、野草地等)となっており、蔵屋敷地区は農地(サトウキビ畑)となっており、今後、農地指定の解除が必要である。

指定範囲の北側、根石グスクの手前には、市の配水池(タンク)及び沖縄県企業局が管理 する糸数無線中継局が立地している。また、北側緑地には沖縄気象台の糸数気象レーダー観 測所が所在する。

糸数城跡周辺の土地利用現況図(沖縄県地図情報システム)



※沖縄県「沖縄県地図情報システム」http://gis.pref.okinawa.jp/pref-okinawa/Portal

第3章 史跡等の本質的価値

1. 糸数城 跡の本質的価値

糸数城跡の保存活用計画を定めるにあたり、史跡当初の評価や追加指定時の考え方をふまえ、糸数城跡の本質的な価値を整理する。

①天然の要害に築かれた県内有数の大型グスク

沖縄本島南東部の標高約 180mの台地西端に築かれたグスクである。東側には丘陵上に平坦な尾根筋が延びているが、南側と西側は 急 峻 な断崖上縁辺部にあり、北側も比較的緩いながら崖上縁辺部に立地し、天然の要害に築かれている。グスクは総石垣であり、平坦面が延びる東側と緩い崖上の北側には、防御上の弱点をカバーするための高い石垣が積み上げられている。また、急峻な断崖上縁辺部である南側と西側にも低いながら石垣が巡らされている。伝承では、玉城グスクの玉城按司が領土支配を行うため、三男の糸数按司に築城させたとあることから、糸数城跡の立地環境は、玉城一帯を防御する目的で築かれたものと推測される。石垣の長辺が 100mを超す県内有数の大型グスクとなっている。

②野面積と切石積の両方の石積技術が良好に残されたグスク

沖縄本島南部には、グスクが 113 箇所確認されているが、これらのグスクのなかでも糸数城跡の城壁は石積や城の構えが群を抜いて見事である。沖縄戦で一部破壊されたが、石垣の積み方や遺構の大部分が良く残る重要な史跡である。グスクを特徴付ける城壁石積は、14世紀中頃以降に積まれ、自然石の野面積を基本としながら、切石積で補強した部分もあり、築城後幾度かの改変があったと考えられている。こうした石積方法には、時代幅と多様な技術の蓄積がうかがえる。

③グスク時代に由来する多種多様な出土遺物の存在

グスク地区からは、大型のグスクにふさわしい多種多様な遺物が出土している。グスク土器や中国産陶磁器の出土状況から 13 世紀頃にはグスクが本格的に利用されたと考えられている。グスク土器の器種バリエーションは豊富であり、鉄鍋や日本本土の土師器、中国産陶磁器を模倣したものもみられ、県内で初めて確認された墨書土器なども注目される。中国産陶磁器は酒会壷などの大型製品をはじめ、希少性の高い陶磁器類が確認されている。鉄製品には、鉄・釘・錐・刀子などがみられ、鉄製品に伴って鍛冶関連遺物である羽口が出土しており、これらは城内において鍛冶操業が行われていたことを裏付けている。

④直線状の石垣や突出部など、県内で例をみない築城技術

糸数城跡は直線状の石垣が巡らされている。沖縄のグスクの特徴には、石垣の平面形が曲線で構成されているという点があることから、糸数城跡のような直線状の石垣は沖縄本島では事例はなく、これが糸数城跡の特徴となっている。直線状に築かれた城壁のうち、防御上

の弱点を補強するために城壁に突出部(南のアザナ、南の虎口跡、北のアザナ)を設けている。これは城壁にとりついた敵を横矢掛によって攻撃できるようにした防御の固い施設であり、県内のグスクでは糸数城跡以外に存在しない特徴的な築城技術である。

その他に、西側の崖下から裏門に通じる旧道沿いの崖縁には石積や西のアザナがあり、侵入する敵の側面や背面から矢や槍などで攻撃ができることから裏門から西のアザナー体の防御も強固である。

⑤グスクと一体的に存在する集落遺構や拝所の存在

グスク地区の北側から東側にかけての蔵屋敷地区(蔵屋敷跡、堀切状遺構、根石グスク、佐南原)は、集落としてグスクを支えた人々が生活を営んだ場所とされる。蔵屋敷跡と堀切状遺構は同時期に成立したと考えられ、蔵屋敷地区は14世紀頃、遅くても14世紀後半には集落としての営みが行われていたと考えられる。根石グスクは糸数城跡築城以前のグスクといわれる伝承を持ち、また佐南原は、サナン村に由来する遺跡と考えられている。グスク地区と蔵屋敷地区を一体的にとらえることで、グスクの発生や発展、グスクの機能など、総体的な考察を深めることができる。

⑥グスクの立地特性からなる景観資源としての価値

糸数城跡周辺は自然林に覆われており、周辺からグスクを見上げる眺め(仰観景)は、石積と緑地をあわせた良好な景観を有している。また、グスクのある丘陵は沖縄本島南部地域でも高い場所にあるため、北側には勝連半島・中城湾、西側は首里城・南山城跡などのほか、遠くに慶良間諸島を眺めることができる景勝地でもある。こうしたグスクを見上げる眺め(仰観景)、グスクから見下ろす眺め(俯瞰景)は、ともに糸数城跡を価値付けるものである。

2. 糸数城跡及び周辺に位置する構成要素の特定

(1) 構成要素を特定するにあたっての類型

糸数城跡について、その本質的な価値を構成する要素は、将来に向けて確実に継承してい く必要がある。糸数城跡における本質的な要素とは、グスクの成立に関わるもの、グスクを 形づくっていた遺構、当時の様相を示すグスク時代の遺物などが挙げられる。

糸数城跡における構成要素(史跡範囲内)

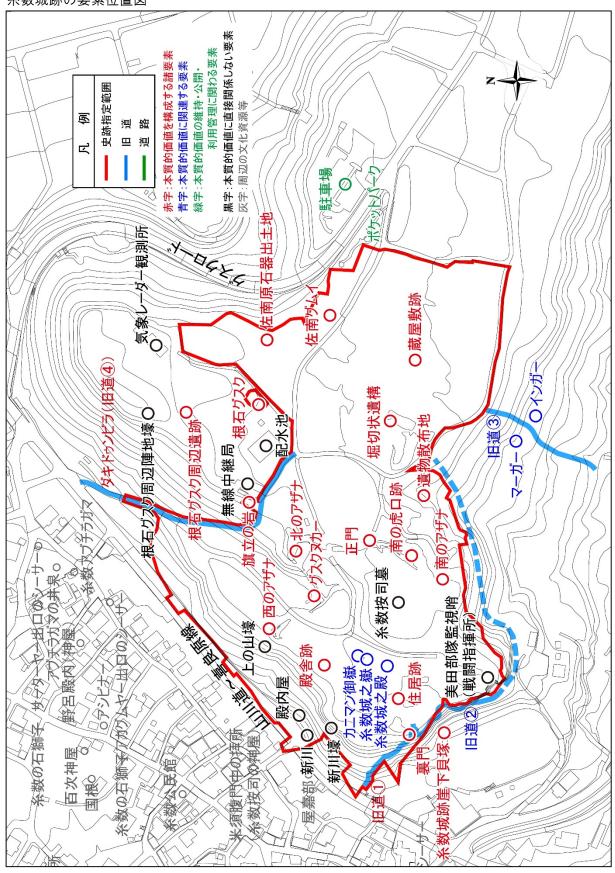
類別	考え方	内容
ア. 本質的価値を 構成する諸 要素	糸数城跡の本質的価値を表す物証 となるもので、厳密な保存管理を 行う必要があるもの。 構成要素は土地と一体となっていい るものであり、地上に表出ている 諸要素、地下に埋蔵されてこれら 諸要素及び出土遺物、またこれら と直接的な関係を有する空間(最)を含む。	 【グスク地区】 ・城壁石積 ・北のアザナ、南のアザナ、南の虎口跡、西のアザナ ・正門、裏門 ・住居跡(建物跡) ・殿舎跡 ・グスクヌカー ・遺物散布地 ・旧道① ・ダキドゥンビラ(旧道④) ・糸数城跡崖下貝塚
		【蔵屋敷地区】 ・蔵屋敷跡 ・堀切状遺構 ・根石グスク ・佐南原(サナン村周辺) 【景観要素】 ・石灰岩台地・自然林等、見下ろす景 観(俯瞰景)、見上げる景観(仰観
	聖域としてグスクにちなんで後世 に付加された要素。アとともに保 存管理を行う必要があるもの。	・
維持・公開・	本質的価値の維持・管理のための、 あるいは公開・活用のための施設。 糸数城跡の本質的な価値との関係 性をふまえ、適切な保守、更新等 を行う必要があるもの。	・道路、擁壁など ・史跡案内板 ・名称サイン
エ. 本質的価値に 直接関係し ない要素	糸数城跡としての歴史的変遷と直 接関係しないが、地域の歴史等を 表徴する要素。糸数城跡の本質的 な価値に影響を与えない範囲での 保存を行うもの。	・戦争遺跡 ・新川 ・新川 ・殿内屋

類別	考え方	内容
エ. 本質的価値に 直接関係し ない要素 (続き)	糸数城跡としての歴史的変遷と直 接関係しない要素。史跡への影響 を与えないよう撤去や規制・誘導 が必要なもの。	・糸数按司墓
	建造物・工作物など。史跡への物理的影響、景観・眺望への影響を与えないよう規制・誘導が必要なもの。	・電柱

史跡範囲外の周辺地域における関連要素の類別

類別	考え方	内容
ア. 本質的価値を 構成する諸要 素	糸数城跡の本質的価値を表す物証 となるもので、追加指定等により、 今後、厳密な保存管理を行う必要 があるもの。	・ダキドゥンビラ(旧道④) ・根石グスク周辺遺跡
イ. 本質的価値に 関連する要素	糸数城跡との一体的な保全により 史跡の本質的価値の発揮に資する もので、指定範囲の追加・拡張も 含めて適切な保全が求められるも の。	・北側緑地・南側緑地・旧道②・旧道③・インガー・マーガー
ウ. 本質的価値の 維持・公開・ 利用管理に関 わる要素	糸数城跡の歴史的変遷と直接関係 しないが、周辺地域としてふさわ しい景観の形成が求められるも の。	・ポケットパーク、駐車場
エ. 本質的価値に 直接関係しな い要素	糸数城跡としての歴史的変遷と直 接関係しないが、地域の歴史等を 表徴する要素。糸数城跡の本質的 な価値に影響を与えない範囲での 保存を行うもの。	・戦争遺跡
	糸数城跡への物理的影響、景観・ 眺望への影響を与えないよう規 制・誘導が必要なもの。	・配水池 ・無線中継局 ・気象レーダー観測所

糸数城跡の要素位置図



※遺跡や貝塚などについても、ポイントで示した。

(2) 構成要素の概要

①糸数城跡における構成要素(史跡範囲内)

ア. 本質的価値を構成する諸要素(史跡指定区域内)

		する諸嬰素(史跡指定区域内)
No.	名称	概要
1	城壁石積	糸数城跡の石積は野面積と切石積の両方が用いられている。
2	北のアザナ、	■北のアザナ
	南のアザナ、	城壁石積の北端に位置する城内で最も高く積まれた石積で、東から
	南の虎口跡、	北に向けての見張りの場所である。このアザナは石灰岩上に築き上
	西のアザナ	げられたもので北東の城外からみたときには極めて雄大な石積である。
		■南のアザナ 城壁石積の南端に位置し、南から東 方に向かって視界が展開する。グス クの縄張機能、立地条件を把握する うえで重要な場所である。
		■南の虎口跡 城の出入口を虎口という。虎口は 城兵が出入りするために土塁や塀 などの防御施設が途切れている防 御上の弱点となる部分にもなる。 南の虎口跡は、突出部全体に石を 積み上げて作った南のアザナとは 異なり、石塁がコの字型に回っているような形をとっている。
		■西のアザナ 城壁石積の西側崖沿いに位置し、裏 門に通じる崖下の敵兵の監視や、北 のアザナと西のアザナの間から侵攻 する敵兵を、両アザナから矢や槍な どで攻撃することができる場所であ る。

No.	名称	概要
3	正門	東に向いて開いた門であり、城門は楼門造りの古い形式のもので、
		現在はた。はなく、両側のがっちりし
		た切石積が残っている。
		古老の伝承によると、糸数グスクの
		落城後、正門の板扉も破れ、風のた
		めに「パタン・パタン」と音をたて
		ていたので、区民は正門のことを
		「パンパン門」と呼んでいたという。
4	裏門	城壁石積の南西に位置する門で、急峻な崖に沿って細い道が降りて
		いる。裏門から下りるとすぐ自然の石が橋となっており、この道を
		下ると、城壁西側の断崖付近を通りながら糸数の集落に至る。伝承
		では比嘉ウチョーがこの石を取り外したと言われている。
		〈旧道に至る石橋〉
5	上 住居跡(建物	昭和61~63年にかけた発掘調
	」 跡)	査によって、高床気味の掘建柱
	15)· /	の住居跡が確認された。柱穴を
		はじめとして多くの遺物が発掘
		されている。
6	殿舎跡	この平場には大きな礎石が現在一個あり、建物(殿舎)が位置して
		いたといわれる。他の礎石はすでに消失している。
		The state of the s
		The state of the s
7	10-1-1	〈殿舎跡の礎石〉
7	グスクヌカー	北のアザナの外壁下に位置する
		ウをきさる 内嶽殿にある古い井戸。この井戸
		は、かつては使用していたといわ
		れ、現在は拝所になっている。井戸
		は枯渇し水はない。
8	遺物散布地	南のアザナ東側の遺物包含層が分布する場所で、昭和 43 年に初の
		圧痕跡のついた土器や米と麦粒の炭化物が発見された。

No.	名称	概要
9	旧道①	裏門から糸数集落に下りる旧道。糸数按司の臣下である比嘉ウチョ
		一が裏門にかけた石橋がある。
10	ダキドゥンビ	北方から糸数城跡に到達する崖を通る旧道で、ダキドゥンビラと呼
	ラ(旧道④)	ばれる。旧道の頂上付近には糸数按司が建てた大岩(旗立の岩)が
		あったが、現在はひとつしか残っていない。この大岩の下部に
		10cm 前後の穴があり、この穴に旗を立てた伝承が残っている。こ
		の旗立の岩に登ると城内(本丸)の様子をうかがい知ることができ
1 1	7. M/ 1 b a 1 b 4	るため、城跡の縄張のひとつとして推定される。
11	糸数城跡崖下	糸数城跡南側崖下及びその周辺は昭和43年に試掘調査が実施さ
	貝塚 	れ、貝製品、骨製品、石器、土製品、土器、須恵器、青磁、白磁、
		褐釉陶器などが得られている。自然遺物では牛馬骨、魚骨、貝類が
		出土し、他に炭化米、麦を検出している。これらの遺物はグスク内
		から返来された退物が扱い信じられて堆積したものである。 品力的 に具層を形成する箇所がある。
12	 蔵屋敷跡	蔵屋敷跡は、集落としてグスクを支えた人々が営んだ場所とされ、
		明治時代まで集落が広がっていた場所である。現在、2つの石積囲
		いが現存するが、その一帯の発掘
		調査で小穴と建物跡を確認してい
		る。小穴の状態から複数の建物が
		想定される。遺物の出土状況よ
		り、遅くとも 14 世紀後半には集
		落としての営みがあったと考えら
		れている。
13	堀切状遺構	堀切状遺構は、糸数城跡と蔵屋敷跡の
		集落を隔てるように所在している。遺
		構は、一部を除いたすべてから∪字型
		(毛抜堀状)に掘り込まれていること
		が確認された。全体幅は8m前後、深
		さは2m程度である。出土遺物の状況 から堀切状遺構も蔵屋敷跡と同時期に
		から畑切状退構も
14	 根石グスク	イニッグとうべられる。 糸数城跡の北側約 100m の場所に根石グスクがある。ここはグスク
	Kay,	の築城の際に糸数按司が根城としていたといわれており、糸数グス
		ク築城以前のグスクであることから「元グスク」とも称されている
		ようである。現在は拝所となっている。
		AR AR AREAS AND A STATE OF THE AREAS AND A STA
		TOLERANGE STREET

No.	名称	概要
15	佐南原(サナ ン村周辺)	サナン村に由来する遺跡と考えられ、佐南原石器出土地と佐南グムイが所在する。貴重な動植物が生息する。
		■佐南原石器出土地 糸数城跡の正面から北側へ直線距離 190m の地点にある。石器は当 山新平によって9点が採集されており、昭和 48 年に新田重清によって紹介されている。新田は出土石器の形態や素材の面から生産農 穣の儀礼と関連する祭祀遺跡ではないかと考えている。また、同出 土地からはフェンサ下層式土器やフェンサ上層式土器が採集されている。
		■佐南グムイ 糸数城跡の正門の北東に位置し、蔵屋敷跡、佐南原石器出土地に近接する。現在は水量がなく枯れかかった状態にある。周辺には雑木、雑草が繁茂し、池の規模は東西22m、南北9mで一部に簡素な石積が残っている。伝承ではサナン村、クルク村、蔵屋敷などの人々が使用した湧水だったようで、糸数の丘陵地内では最大規模である。
16	石灰岩台地· 自然林、仰観 景、俯瞰景	糸数城跡は琉球石灰岩台地に築かれたグスクであり、城壁周辺の緑地を含めて、グスクを見上げる景観(仰観景)、グスクから見下ろす 景観(俯瞰景)ともに良好な景観を有している。

イ. 本質的価値に関連する要素

N	Vo.	名称	概要
1	7	糸数城之嶽·	糸数城之嶽は、糸数城跡のほぼ中央に位置する拝所(中ヌグスク)。
		糸数城之殿	低い石積で囲まれたチナウチ(綱内)に、大きなイビ木、イビ石、
			石棺があり、その前面に祭場となる糸数城之殿がある。拝所周辺は
			ガジュマルなどの樹木が林を形成して宗教的空間としての雰囲気を
			強く保持している。糸数区では年中行事の御願で利用する。

No.	名称	概要
18	石灯籠、香炉	糸数城之嶽のイビの前に設置された石灯籠。戦前は石香炉が9個、石灯籠が5基あって、寄進者として、3回も唐旅したといわれる太前仁屋、知念仁屋、大嶺仁屋の名が刻まれ、グスク時代以降に奉納されたものである。石灯籠は、嘉慶19(1814)年、嘉慶24(1819)年、嘉慶25(1820)年の年代が確認できる。グスク時代以降のものだが、その後も琉球王国時代に糸数グスクが信仰の対象として機能していたことを裏付ける重要な遺物である。
19	カニマン御嶽	集落からみて東方にある糸数グスクの敷地内にある御嶽。グスクを築城した鍛冶工(カンザー)の霊を手厚く葬ったところとされている。

ウ. 本質的価値の維持・公開・利用管理に関わる要素

No.	名称	概要	
20	道路、擁壁など	北のアザナから城壁石積西側に至る間の石積の一部が切り崩され、アブチラガマからグスクへの道路が整備されている。蔵屋敷地区においては、蔵屋敷跡から正門に至る道路があり、正門へのルートをふまえると歴史的に繋がりがあったとも想定されるが、今後詳細な調査が必要である。 グスクの西側斜面は市道山川道~喜良原線が通っており、安全対策のため擁壁が施されている。	

No.	名称	概要
21	史跡案内板	沖縄県教育委員会が設置した石碑及び史跡概要を解説する案内板が
		設置されている。解説板は昭和53年3月に設置されたもの。
22	名称サイン	「糸数城之嶽」や井泉などに名称を記した小規模のサインが設置されている。
		THE DIRECTION OF THE PROPERTY.

エ. 本質的価値に直接関係しない要素

No.	名称	概要
23	戦争遺跡	上の山壕や新川壕、美田部隊監視哨(戦闘指揮所)などの戦争遺跡が所在する。南城市玉城地区には、昭和20年2月より独立混成第15聯隊(美田部隊)が糸数に配置され、美田部隊監視哨(戦闘指揮所)やアブチラガマなどを拠点とした。
		〈美田部隊監視哨〉

No.	名称	概要
24	新川	糸数城跡の崖下にあり、昔は大きな岩の下に水が湧いていたようで
		ある。切石積の形が残っているが、岩が傾き使用困難になり、大正
		11年9月より古いカーの前に粟石造
		りのタンクを作って水脈の奥から水路
		で水を引いて使用するようになった。
		その後昭和 56 年に道路工事のためタ
		ンクは取り壊され、道路下にコンクリ
		ートタンクがつくられたが現在使用さ
0.5	とぅんちやー	れてない。
25	とうんちゃー 殿内屋	集落からみて東方にある火の神。糸数
		グスクの火の神が祀られているとされ
		る。道路工事で取り壊され、新川近く
		に移された。現在、「新米ヌ御願」に
		拝まれている。
0.0	(,)(/	
26	糸数按司墓	糸数按司は、グスク築城中に上間按司に滅ぼされたと言われてい
		る。糸数竹之口原の崖下に葬られていた骨は、その後になって関係
		者が糸数城跡内に墓を移し安置された経緯をもつ。
		〈移設の按司墓と碑文〉
27	電柱	史跡範囲内の建造物・工作物としては、蔵屋敷地区にて電柱が設置
		されている。

②史跡範囲外の周辺地域における関連要素

ア. 本質的価値を構成する諸要素(史跡指定区域外)

No.	名称	概要
1	ダキドゥンビ	北方から糸数城跡に到達する崖を通る旧道で、ダキドゥンビラと呼
	ラ(旧道④)	ばれる。市道山川道~喜良原線と接続する箇所は史跡指定範囲外に
		位置する。戦後、グスク地区の北側と北東側の城壁石積を撤去し農
		道を開通(現在は里道)した際にその一部として舗装されたため、
		旧道の面影は失われている。
2	根石グスク周	根石グスク北側の糸数気象レーダー観測所及びその周辺の試掘調査
	辺遺跡	を行ったところ、柱穴等の遺構やグスク土器、カムィヤキ、青磁等
		の遺物が確認された。

イ. 本質的価値に関連する要素

No.	名称	概要
3	北側緑地	糸数城跡は沖縄本島南部一帯の丘陵 地の西端の突起した場所に築城され ている。城壁の北側に連続する北側 斜面の緑地は、標高が高く約193m に達する。この緑地を含めた丘陵全 体のまとまりが、糸数城跡の縄張と して重要な場所になっていたと考え られる。
4	南側緑地	裏門から南側に下る斜面緑地は、急 峻な崖であり、史跡指定区域もその 崖上で線引きされている。こちらも 北側斜面緑地と同様にグスクの縄張 として重要な場所である。
5	旧道②	堀切の東側に隣接する旧道で、糸数城跡の崖下を通り、裏門から繋がる旧道と合流する。採石によりルートの一部が欠落している。蔵屋敷跡の南側にも旧道(マーガービラ)もある。旧道跡は欠落部分があるため確認できない。
6	旧道③	インガー・マーガーの井戸の中間から屋蓋部村へおりる旧道で「マーガービラ」と呼ばれる。オモロにうたわれた糸数按司が屋嘉部村へいくときに通った古道と考えられている。

No.	名称	概要
7	インガー・マ	サナン村の井戸だったといわれる2つの井戸で、拝所となってい
	ーガー	る。
		(インガー)
		〈マーガー〉

ウ. 本質的価値の維持・公開・利用管理に関わる要素

No.	名称	概要
8	ポケットパー ク、駐車場	糸数城跡の東側には、糸数城跡をはじめ周辺のグスクを結ぶグスクロードがある。グスクロード沿道の蔵屋敷地区に隣接する場所に、ポケットパークと駐車場が整備されている。

エ. 本質的価値に直接関係しない要素

No.	名称	概要
9	戦争遺跡	根石グスク周辺遺跡を試掘した際に周辺を踏査したところ、後方(北側)丘陵に、陣地壕2箇所と通路を新たに確認した(根石グスク周辺陣地壕)。

No.	名称	概要
10	配水池、無線中継局、気象	指定範囲の北側、根石グスクの手前には、市の配水池(タンク)及び沖縄県企業局が管理する糸数無線中継局が立地している。また、北側温泉には対理気象の変数を含む、は、無利式がまたする。
	所	北側緑地には沖縄気象台の糸数気象レーダー観測所が所在する。
		〈糸数無線中継局〉
		〈糸数気象レーダー観測所〉

第4章 糸数城跡の現状と課題

1. 保存(保存管理)

(1) 保存の現状

糸数城跡は、昭和47年にグスク地区が国の史跡指定を受け、その後平成8年に根石グスクや蔵屋敷跡等、糸数城跡と関連する遺跡が所在する蔵屋敷地区が追加指定された。昭和51年度には、玉城村が『国指定史跡保存管理計画書 糸数城跡』(以下、本章では『保存管理計画』)を策定している。史跡の管理は南城市教育委員会文化課(以下、「市文化課」)が行っている。

『保存管理計画』の位置付けをふまえながら、保存の現状を整理する。

①史跡指定地の公有化

『保存管理計画』策定の際、史跡指定地はすべて民有地であり、史跡敷地の買い上げが保存管理の第一段階として位置付けられている。その後、『保存管理計画』をふまえ、グスク地区(昭和55年度~昭和59年度)、蔵屋敷地区(平成8年度~平成11年度)の両地区において土地公有化事業を実施しており、史跡指定地すべての公有化(市有地)が完了している。

②現状変更に対する取扱い

現状変更等にあたっては、沖縄県教育庁文化財課との協議・調整のもと文化庁長官の許可を受けたうえで、市文化課が実施している。

『保存管理計画』において「現状変更取扱い基準」が設けられており、A 地区(城跡指定内)とB地区(城跡指定外周辺)と区分されている。しかし、平成8年の追加指定以降は、同基準の見直し等は行われていない。

③城跡及び周辺を含めた広域保存

『保存管理計画』の基本方針では、「城跡はもとよりその周辺遺跡を含めた広域保存の原則を確認する」とし、文化財の保存管理にあたっては、グスクと周辺との関係や有機的な結びつきを重視し、周辺遺跡も含めた保存のあり方を考慮することが位置付けられている。蔵屋敷地区の追加指定によって文化財保護の対象範囲は拡大したが、井戸や旧道、緑地など、糸数城跡の本質的価値に関連する要素は、指定地周辺にも存在しているが直接的な保存措置が講じられていない。

糸数城跡及び周辺の緑地については、景観法に基づく『南城市景観まちづくり計画』において史跡一帯が「風致地区」に指定されている。また、平成23年に策定した『南城市歴史文化基本構想』においては、糸数城跡周辺は「糸数グスク周辺保存活用区域」として、グスクと伝統的集落を歴史文化的に結びつけた地域の形成を図ることが位置付けられている。

4調査と研究

『保存管理計画』の基本方針では、「城跡内外の遺構の調査研究を行い、学術的な解明をする」とし、雑木などの伐採後の発掘調査の必要性を位置付けている。

史跡の保存・活用に関する調査及び修復整備は、グスク地区では、城壁石積の保存修理にあわせた発掘調査(昭和 63 年度から平成 24 年度)、蔵屋敷地区では蔵屋敷跡及び堀切状遺構等の発掘調査(平成 16 年度から平成 28 年度)を実施した。調査によって 13 世紀頃にはグスクが本格的に利用されたと考えられ、さらにグスクと蔵屋敷地区(集落)との密接な関わりが明らかとなった。また、平成 30 年度に根石グスク北側の糸数気象レーダー観測所及びその周辺の試掘調査を行ったところ、糸数グスクと同時代の遺跡(根石グスク周辺遺跡)が確認された。糸数グスクの縄張については、気象レーダー観測所のあたりまで含む範囲を言及する研究者もおり、根石グスク周辺遺跡の新規発見により、その可能性がより高くなったと考えられる。

史跡指定地のうち、根石グスク及び佐南原等の発掘調査は未実施である。

自然環境に関する調査は、グスク地区での植生調査(平成元年度から平成2年度)が実施されている。

⑤保存のための整備

『保存管理計画』の基本方針では、「城跡の壊れた城壁は修復するようにし、原形を変更するような修復は認めないこと」、「遺構の復元は最小限度にとどめ、特に重要なものあるいは環境整備上必要なものに限定する」としている。特に城壁の修復については、正門周辺の切石積の破壊防止策を講じること、道路建設によって破壊・撤去された石積(北のアザナ南側城壁)の原状回復が記されている。また戦後開通した道路を閉鎖し、当時の状態に復元し、グスクへの出入口は正門からできるよう新設道路の整備の必要性が述べられている。

糸数城跡の石積修復事業については、昭和 61 年度より開始され、『糸数城跡整備実施計画報告書』(以下『整備実施計画』)の方針をふまえながら、平成 24 年度まで実施した。城壁石積については、正門周辺及び破壊された北のアザナ、南のアザナを含めた石積の修復が完了している。戦後開通した道路の扱いについては、『整備実施計画』において城内の諸施設の整備が終了した時点で行うことを位置付けている。

蔵屋敷地区の保存整備の考え方は、『保存管理計画』には位置付けられていない。 史跡指定地内には、史跡の本質的価値とは別に、本質的価値に関連する要素(御嶽)、本質

的価値に直接関係しない要素(糸数按司墓、戦争遺跡、電柱)などがある。

6維持管理

『保存管理計画』では、史跡の維持管理について、石垣の崩壊防止、城壁周辺の定期伐採、 雑木・雑草の刈り取り、芝張整備よる雑草繁茂抑制の検討や説明板の設置などが記されてい る。

現在、史跡の日常的な清掃を含めた維持管理は市文化課が実施している。

『整備実施計画』では、芝張や説明板等を含め維持管理に必要な整備について、第2期整

備として計画している。

史跡指定範囲外となるが、糸数城跡の南側斜面は土砂災害警戒区域(地すべり)に指定されている。

(2) 保存に関する課題

①保存活用計画への更新

『保存管理計画書』の策定から 40 年以上が経過し、その後の蔵屋敷地区の追加指定や発掘調査の成果をふまえた保存管理の方針を検討する必要がある。また『保存管理計画』にある「現状変更の取り扱い」についても、現行の法規制や運用状況に即した内容の更新が必要である。

②史跡範囲及び周辺地域の保存措置の充実

『保存管理計画』にある「周辺遺跡を含めた広域保存の原則」をふまえ、糸数城跡及び周辺地域の保存措置の充実が必要である。特に、史跡周辺の構成要素のなかでも北側斜面及び南側斜面一帯においては、グスク本来の縄張範囲の可能性をはじめ、グスクとの景観的な連続性が重視されることから、今後、追加指定についても検討が必要である。

③調査・研究の継続

発掘未調査部分をはじめ、糸数城跡の全体像を明らかにするための調査・研究を引き続き 行う必要がある。史跡周辺においても、糸数グスクや蔵屋敷等との関係性の深い資源が点在 していることから、これらの調査も進め、周辺環境を含めたグスク像を明らかにする必要が ある。

糸数城跡の景観要素を構成する自然林等については、既往の植生調査から 30 年近く経過しており、現地の経年変化も想定されることから、再度現況調査を行う必要がある。

4保存のための整備

史跡の本質的価値を構成する要素については、発掘調査等をふまえながら、保存に必要な 適切な整備を行う必要がある。特に、未整備である蔵屋敷地区では、整備事業を行う必要が ある。

史跡の本質的な価値に関連する要素である糸数城之嶽やカニマン御嶽などは、地域住民と グスクとを関連付ける重要な場でもあり、御嶽空間としての保存を図る必要がある。また戦 争遺跡や井戸についても史跡の本質的価値とは異なるが、南城市の歴史や文化を表象する重 要な要素といえるため、将来的な取扱を検討する必要がある。また、糸数按司墓については、 墓の調査研究を進め、本来あった場所への移設などの検討を行う必要がある。

本質的な価値に直接関係しない電柱などの工作物は、史跡への影響を与えないよう撤去や規制・誘導が必要である。

⑤維持管理の課題

草刈りや清掃などの定期的な維持管理を行う必要がある。

土砂災害警戒区域(地すべり)に指定されている南側斜面をはじめ、台風や大雨などの災害時における史跡の安全対策も必要である。

2. 活用

(1)活用の現状

糸数城跡は史跡として一般公開されており、糸数区の住民、市民をはじめ、グスクに関心を持つ学生や研究者、さらに近年観光客の訪問も増えつつある。

糸数区で行われる地域の拝み行事では、糸数城跡内に所在する。殿を拝む。糸数城跡が地域の伝統行事の要所となっていることがうかがえる。また、糸数城跡が幼少の頃の遊び場だったという区民も多く、城跡と地域の関わりは深い。

活用については、市文化課が開催する文化遺産コンサートや、市内民間事業者によるイベント(ヨガ)の会場として活用されている。

また城跡に近接するアブチラガマは、沖縄戦の爪痕を今に伝える貴重な文化遺産のひとつであり、多くの見学者が訪れる重要な資源でもある。

(2) 活用に関する課題

①学校教育及び社会教育等による活用機会の検討

糸数城跡には、糸数区の住民、市民、さらに観光客が訪れている。訪問目的は様々だが、多様な目的で訪れた人々に対し、史跡の本質的な価値を伝えることが重要である。今後、地域の小中学校や社会教育等に対する学習の場として、解説会などソフト面での事業展開も検討する必要がある。

②活用に資する整備

糸数城跡の本質的な価値である石積や縄張、グスクと集落(蔵屋敷地区)との関係などについて伝える説明板や解説板がないため、史跡としての本質的な価値をわかりやすく伝える整備が必要である。

史跡の本質的な価値のひとつである景観に対する活用も重要であり、訪問者が眺望景観を 楽しめるような整備の検討が必要である。

③糸数区など周辺地域と連携

糸数城跡はグスクとしての機能を失って以降、地域の拝所として現在に至るまで地域の 人々に利用されている。史跡範囲内には、糸数城之嶽や糸数城之殿などが所在しており、こ れらの糸数区の祭祀で拝まれている文化遺産については、区と連携を保つことが重要である。 多くの見学者が訪れるアブチラガマからグスクへ誘客するためにも、糸数アブチラガマ案 内センターでの糸数城跡に関する展示・ガイダンス機能の配置のほか、集落側からグスクへのアクセスと整備が必要である。

3. 整備

(1) 整備の現状

糸数城跡の整備については、昭和61年度から平成24年度まで城壁石積の保存修理事業が 実施された。平成12年には、『整備実施計画』を策定し、第1期整備と位置付けられた城壁 石積整備は終了している。

『整備実施計画』では、第2期整備として、城内の展望デッキ、園路、標識、植栽、サービスエリア (ガイダンス施設、駐車場)、第3期整備として、蔵屋敷跡の整備、正門・裏門・殿舎跡などが計画されている。

第2期及び第3期整備は未着手だが、蔵屋敷地区については、『整備実施計画』をふまえ、整備を進めるための事前確認調査(平面測量、発掘調査)を進めている。

『整備実施計画』にてサービスエリアと位置付けられた場所は、グスクロード公園の整備 に伴い駐車場が整備済である。

(2)整備に関する課題

既往計画策定後に、蔵屋敷地区等の調査が進められ、新たな知見が明らかになっている。このような調査結果をふまえて、蔵屋敷地区を中心とする整備計画の見直しが必要である。

4. 運営・体制

(1) 運営・体制の現状

糸数城跡の管理については、文化庁及び沖縄県教育委員会との協議・調整などの連携を図りながら、市文化課が運営している。

(2) 運営・体制に関する課題

糸数城跡の適切な保存管理、公開・活用を図るためには、史跡内のみならず、周辺地域の環境に対する適切な景観保全や整備等が必要となる。史跡及び周辺は風致地区でもあることから、景観行政や都市計画行政を所管している市土木建築部や、活用を担う市企画部との横断的な連携を図り、市全体で史跡の保存、公開活用を実施できるような運営体制づくりが必要である。

一方、糸数城跡は、糸数区の伝統行事をはじめ、市民や観光利用などもみられることから、 今後も、地域住民や市民や県内外の人々に糸数城跡を身近に感じてもらえるような、運営体 制の仕組みづくりが必要である。

第5章 大綱・基本方針

1. 大綱

昭和 51 年度策定の『国指定史跡保存管理計画報告書 糸数城跡』では、糸数城跡の保存 管理の目的について、次のように記述している。

いかなる文化遺産にも共通すると思うが、特に史跡の場合は、現状を維持・保存することが最大の課題である。ここでいう現状とは、原型が変更され、破壊されていない場合である。原型が変更され、破壊されている時は復元整備等によって原型を再現し、保存することが望ましい。いずれの場合も地域の人達が文化遺産への理解と尊重を示すことを念頭に置き、伝統文化の伝承と将来に向かっての新しい文化価値の創造を生み出すものでなければならない。糸数城跡の保存管理をする目的も、このことを第一義として認識しておく必要があると思う。そうでないと単なる骨董趣味になってしまう恐れがあり、危険である。…

…糸数城跡の保存管理の目的の第一としては、先に述べたとおり、我々がそれを守り、活用 することによって歴史を創造し、発展させる基礎となるものであり、第二は後世の人たちへ貴重な 文化遺産として継承するためのものでなければならない。

(『国指定史跡保存管理計画報告書 糸数城跡』 p18より)

本保存活用計画においても、この姿勢に則り、史跡の保存を行いながら、その本質的価値について調査・公開・活用することで、市民並びに県内外の人々と文化遺産の繋がりを深めていくものとする。

また、近年は文化遺産を単体で保護するのではなく、関連のある他の文化遺産や周辺の文化遺産とともに、一体的に保存・活用することで、文化遺産と住民の距離を近づけていく方針が主流となっている。南城市では「南城市歴史文化基本構想・保存活用計画」等においてこのような文化遺産の一体的保存・活用を位置付けており、文化遺産をまちづくりや市民の誇りの醸成へ活用することも重要である。ただし、活用にかたよるあまり、史跡の本質的価値を損ねたり、誤った解釈が広まったりすることがないよう、十分に配慮する必要がある。

従って、糸数城跡の保存活用にあたっては、周辺環境を含めて史跡を保存し、かつ調査研究を促進して成果を公開すること、まちづくり等へ活用すること、そして関連機関や地域と連携して適切に管理・運営・整備を行うことを基本的な理念とする。整備に際しては、グスクがグスクとして機能していた時代の姿にふさわしい歴史的環境を整えることを基本とする。

2. 基本方針

今後の糸数城跡の保存活用の基本方針を、以下のように定める。

①本質的価値を構成する要素及び関連する要素を着実に保存する

史跡の本質的価値を構成する要素及び関連する要素については、保存のための各種施策を 行うとともに、みだりに現状変更をしないようにする。壊れた城壁は修復するようにし、現 状を変更するような修復は認めない。また、南側斜面は土砂災害警戒区域(地すべり)であ るため、崩落等の危険がある箇所では防止に努める。

②本質的価値を把握するための調査研究を進める

糸数城跡及び周辺の関連遺跡については、近年、史跡指定範囲外まで縄張が拡大する可能性が示唆されており、全貌が明らかになっていないことなどから、継続的な調査研究を行い、 史跡の本質的価値の把握に努める。調査研究の成果は公開・発信を行い、糸数城跡の姿について周知に努める。

③周辺の関連遺跡や眺望景観も含めた広域保存を原則とする

現在の史跡指定範囲には蔵屋敷跡や佐南原(サナン村周辺)などのグスクと関連の深い遺跡も含まれており、公有地化が図られている。しかし、指定範囲外にも史跡と一体的に保存することが望まれる地域が存在することから、このような範囲も含めた広域保存を原則とする。また、保存の望まれる地域の追加指定についても検討を進める。

④持続的な保存につなげるため、適切な公開活用を進める

史跡の保存をふまえた適切な公開・活用により、市民並びに県内外の人々の、史跡への理解や愛着の醸成・向上に努める。また、地域に根ざした史跡として地域住民の拝みなどの行事やその場を尊重するほか、糸数城跡を理解するために必要な関連文化遺産等と連携した活用を図る。

⑤グスク空間にふさわしい環境の形成に配慮した整備を行う

史跡の保存・公開・活用に際して、必要に応じて適切な整備を実施する。整備にあたっては、遺構保護に配慮することを前提とする。また、調査研究成果をふまえて、グスク空間にふさわしい環境の形成に配慮する。

⑥中長期的に糸数城跡を管理運営する体制を構築する

糸数城跡を将来に継承していくためには、行政、地域住民、関係団体及び専門家が連携して、保存・活用・管理を行っていく必要がある。中長期的に糸数城跡を管理運営するため、多様な主体と連携協力するための体制を構築する。

3. 保存活用における地区区分

糸数城跡は、史跡として当初指定された地区(「グスク地区」)と、追加指定された地区(「蔵屋敷地区」)において、史跡の性格・特徴、環境整備や公開・活用等の進捗が異なる状況にある。また、糸数城跡と歴史文化的連続性を有すると考えられる範囲や、グスクの立地特性に関係する範囲については、史跡と一体的な保全を図ることが求められる。

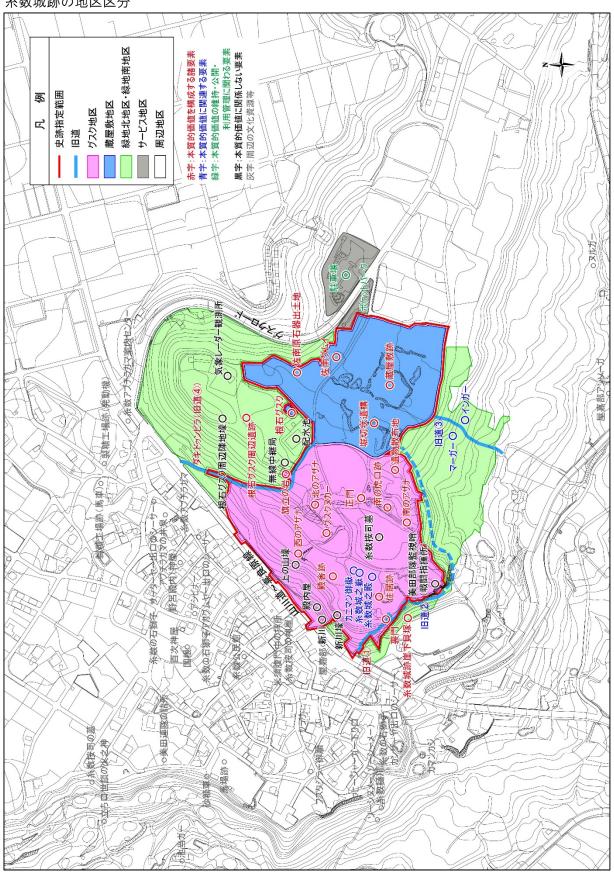
そのため本計画では、史跡及び周辺地域について、以下のとおり地区区分を設定し、一体的に保存活用していくことが望ましい地区として捉える。史跡指定範囲外についても、指定範囲と調和した環境を守ることを意図しており、『南城市景観まちづくり計画』や関連法令・計画等で対応できるよう、関係機関と連携しながら対応を進めるものとする。

糸数城跡の地区区分

地区名称	範囲	概要
グスク地区	当初指定範囲	標高約 180m の琉球石灰岩丘陵上に築かれているグ
	(史跡指定範囲)	スク跡である。正門、裏門、殿舎跡、住居跡、糸数城之嶽
		などが所在する。
		城壁石積の北及び西側に城郭に至るダキドゥンビラ
		や旗立の岩があり、東側にはインガー・マーガーへ至
		る旧道がある。南のアザナの東側は遺物散布地となっ
		ている。
蔵屋敷地区	追加指定範囲	蔵屋敷跡、堀切状遺構、根石グスク、佐南原石器出土
	(史跡指定範囲)	地が分布する。
		蔵屋敷地区はグスクを支えた人々が生活を営んだ場
		所とされ、明治時代まで集落が広がっていた場所。2
		つの石積囲いを中心とした蔵屋敷跡及び堀切状遺構が
		所在する。
		根石グスクは糸数城跡築城前の一時的なグスクであ
		ったと伝えられている。現在でも村落祭祀の重要な場
		である。
		佐南原(サナン村周辺)は、沖縄貝塚時代中期(縄文
		晩期相当) に位置付けられる土器が出土しているほか、
	+ n + n	佐南グムイが所在する。
緑地北地区	史跡の北側緑地一帯 	『糸数城跡及び周辺整備構想』では「グスク地形環境
		ゾーン」に位置付けられている。本計画においても、今
		後、グスクと一体的に保存することが望まれる範囲と
		して設定する。
		糸数配水池及び沖縄企業局の糸数無線中継局、沖縄 気象台の糸数気象レーダー観測所が所在する。
		対象ロの宗教対象レーダー観測所が所任する。
		ボ数丸家レーター観測が周辺から、低石ツヘツ周辺 遺跡が確認されており、グスクの縄張が拡大する可能
		遠跡が確認されてあり、グスグの構張が拡入する可能 性が高くなった。
		はか同くなりた。

地区名称	範囲	概要
緑地南地区	史跡の南側緑地一帯	『糸数城跡及び周辺整備構想』では「グスク地形環境
	(一部史跡指定範囲)	ゾーン」に位置付けられている。本計画においても、今
		後、グスクと一体的に保存することが望まれる範囲と
		して設定する。
		糸数城跡南側崖下(裏門から東側)にある貝塚は、一
		部は史跡範囲内に含まれている。
サービス地区	佐南原東側にある駐	『糸数城跡整備実施計画』ではサービスエリアに位置
	車場・ポケットパー	付けられている。ポケットパーク及び駐車場が整備さ
	クの範囲	れている。今後糸数城跡の公開・活用に資するエリア
		として設置する。
周辺地区	周辺一帯	グスクへの仰観景及びグスクからの俯瞰景は、史跡
		の本質的な価値のひとつであり、グスクを取り巻く景
		観保全を図るために設定する。

糸数城跡の地区区分



第6章 保存(保存管理)

1. 保存管理の方向性

保存管理については、第5章の地区区分にもとづき、方向性を定める。

不	跡の地区別	リのカ門生		
範囲	地区	範囲	保存管理に係る現状	保存管理の方向性/ 保全の方向性
史跡指定範囲	グ 地区	当初指定範囲	 ・城壁の石積部分については概ねの全体像は明らかになってきている。 ・平場部分は未調査である。 ・一般公開され、地域住民や県民が見学や拝みの場として活用されている。 ・地区全域が公有化されている。 ・ 地区全域が公有化されている。 ・ ば①が所在する。 ・ ダキドゥンビラ(旧道④)が所在する。 	 グスクの中核として、本質的価値を構成する。 石積などの露出遺構の適な保存を図る。 遺構のき損、がは、行は、行きには、う。 糸数城市の信仰の場とのの場所である。 糸数域をの信仰の場合にしたを備え、利用に配慮した整備を行う。
		追加指定範囲	が が が で	 グスク地区と並んで糸数城 跡の核をは地区である。 蔵屋敷跡の露出遺構の適切な保存を図る。 重要な遺跡等のであるの所をする。 重要な遺跡等がであるの所を推進する。 調査研究を推進する。 調査研究によし、それを 動線を解ける。 動線を解ける。

範囲	地区	範囲	保存管理に係る現状	保存管理の方向性/ 保全の方向性
史跡指定範囲外	緑 地 北	史跡の北側緑地一帯	 公共で表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表	 ・ 史跡内調査とあわせて調査研究を推進する。 ・ 糸数城跡と密接な関係を有図る。 ・ 糸数城跡の本質的価値に影響を与るはの対応を関る。 ・ 史跡への追定を推進し土地公有化を図る。
	緑地区	史跡の南側 緑地一帯 佐南原東側	 斜面緑地を形成する地域であり、良好な風致景観を形成している。 旧道②③及び井泉が所在する。 土砂災害警戒区域(地すべり)に指定され、ほとんど利用されていない。 ほとんどは民有地である。 	 糸数城跡と密接な関係を有する緑地景観の保全を図る。 糸数城跡の本質的価値に影響を与える開発行為を抑制する。 史跡への追加指定を推進し土地公有化を図る。
	ス地区	にある駐車 場・ポケットパークの 範囲	蔵屋敷地区に隣接し、ポケットパーク、駐車場が整備されている。糸数城跡や周辺グスクを繋ぐグスクロードに接する。	• 糸数城跡の公開・活用に資する施設として、利用や維持管理を促進する。
	周 辺 地区	周辺一帯	 グスクへの仰観景及びグスクからの俯瞰景は史跡の本質的な価値のひとつである。 『南城市景観まちづくり計画』では「糸数グスク・糸数集落一帯」を重点地区候補と位置付けている。 	 グスクから見下ろす眺め (俯瞰景) 及びグスクを見上 げる眺め(仰観景) を保全す る。 関係機関との連携により、 周辺環境の保全を促進す る。

※図は p.77 参照

2. 史跡指定範囲の保存管理の方法

(1) 保存管理の方法

①史跡の保存管理方法について

『史跡等整備のてびき』によると、史跡の本質的価値を構成する要素の保存管理の方法は「保存・管理」「防災」「遺構保存」「修復」の4つに分類される。

上記に加えて、糸数城跡ではいまだに全貌が解明されていない遺構も存在するため、これらの調査研究による「全貌把握」も望まれる。また、本質的価値の維持・公開・利用管理に関わる要素については、その効果を発揮させるための保存・管理に加え、より効果的かつ遺構や景観への影響が少ない手法への「維持改善」が求められる。さらに、保存管理上支障となる要素については「撤去」を行うことが望ましい。

保存管理の分類(『史跡等整備のてびきー保存と活用のためにー』総説編 p.96 を参考に整理)



主として本質的価値を構成する諸要素に適用する手法

【維持改善】

改善

本質的価値の保存管理のために 設置した各種施設の維持・更新・ 改善等

主として本質的価値の維持·公開・ 利用管理に関わる要素に適用する 手法

【撤去】

撤去

•保存管理の阻害となる要素の撤去 ・等

主として本質的価値と直接関係 しない要素に適用する手法

保存を目的とする技術の分類(『史跡等整備のてびきー保存と活用のためにー』総説編 p.96-100)

分類	手法	内容
保	日常的な除草、清掃	日常的な除草・清掃など維持的措置に関わるもの。
保 存	保存施設(標識·説	史跡等の存在を周知させその内容等に関する情報伝達を行うた
管	明板・境界標・囲さ	めの標識、説明板のほか、史跡等の範囲を明示し、指定地内を確
垣	, 【 く・覆屋等) 実に保存管理するための境界標及び施設の設置、遺	
		的とする覆屋等の設置に関する技術がある。
	応急的に行う小規模	経年変化による土壌の浸食流亡又は材料の腐朽等に対し、維持の
	な地形の復旧又は小	措置の範囲において行う小規模な地形等の復旧又は腐朽した材
	修理	料の部分的な交換等に関する技術がある。

分類	手法	内容
防	耐風・耐震のための	史跡等の重要な構成要素を成す建造物等について強風・地震によ
災	補強	る被害を最小限にするために行うもので、石積本体の構造補強及
		び周辺に所在する樹木の倒木防止等に関する技術がある。
	急傾斜地等の崩落防	史跡等の重要な地形、地貌を構成する急傾斜地及び遺構等の保存
	止	上防護の必要な急傾斜地のほか、軟弱地盤等の風水害による崩落
		を防止するために行うもので、土留擁壁、法面緑化、地盤の安定
		化等に関する技術がある。
遺	保存処理	遺構を構成している土壌、石材、木材などの材料の劣化及び風化、
遺構保存		破損に対する抵抗力を高めるために行うもので、主として材料の
存		強化処理及び撥水処理、亀裂の充填等の保存科学的な処理技術が
		ある。
	保存環境の改善	遺構のき損又は衰亡の原因となる環境の諸条件の制御を目的と
		するもので、遺跡を被覆するために行う盛土造成、水環境を制御
		するために行う排水処理、樹根による遺構の破損を抑制するため
		に行う除根等の技術がある。また、遺構展示など野外に露出した
		遺構の劣化及び風化の制御を目的とする覆屋等の保存施設の建
		設に関する技術も含まれる。
修	保存修理	劣化及び風化、破損している遺構の全体または部分に対し、もと
復		の材料及び工法を用いて復旧(修理)を行うことである。保存修
		理には、修復する直前の状態に復するものと、高い精度で判明し
		た旧規の状態に復するもの(復元修理)の2つがある。
		部材の腐朽及び劣化が進み全体的に不安定化した石垣等の構造
		物を解体し、劣化及び風化、破損した材料を取り換えつつ再度組
		み上げ又は積直しを行う解体修理の技術がある。
	復元修理	保存修理の過程において、亡失又は改変した遺構の部分について
		高い精度で当初の意匠・構造・技術が判明した場合に、当初と同
		様の材料及び工法を用いて復元を行うことである。崩壊の進んだ
		石積等の構造物を解体し、当初の形態に戻す修理の技術がある。
	その他	保存修理の過程において、欠失又は改変した遺構の部分について
		当初の形態が判明しにくい場合に、周囲に残存する遺構の意匠・
		材料・工法を十分考慮しつつ、遺構全体の遺構の確保及びおさま
	お味に関連する技術を抽	りのために整備を行うことがある。

[※]糸数城跡に関連する技術を抽出・整理した。

②糸数城跡における保存管理の方法

糸数城跡の構成要素ごとの基本的な保存管理の方法を定める。なお、今後の調査研究の進 捗や構成要素の保存状況に応じて、詳細な対応は個別に検討を行うものとする。

◆グスク地区

		要素	保存管理の方法
ア.本質的価値を構成する諸要素	地上に表出している要素	城壁石積等(北のアザナ、南の ナ、南のアザナ、南の 虎口跡、西のアザナ、正 門、裏門含む) 保存 防災 修復	 保存状態の悪化がみられないよう維持管理、 経過観察を行う。経過観察によりき損、劣化 が確認された場合は、適切な保存措置を講じ る。 耐風・耐震などの補強、崩落防止等の保存措 置を行い、防災整備を実施する場合は、景観 に与える影響を十分に考慮し、周辺と調和し た工法を採用する。 往時の形態や位置が不明な箇所については、 発掘調査及び測量調査に基づき、修復事業を 進める。
		グスクヌカー 保存	• 保存状態の悪化がみられないよう維持管理、 経過観察を行う。経過観察によりき損、劣化 が確認された場合は、適切な保存措置を講じ る。
		旧道① ダキドゥンビラ(旧道 ④) 保存 防災	 周辺樹木の定期的な伐採等により、旧道の状態を維持する。 経過観察によりき損、劣化が確認された場合は、適切な保存措置を講じる。 防災整備を実施する場合は、崩落防止等の保存措置を講ずる。景観に与える影響を十分に考慮し、周辺と調和した工法を採用する。
	る要素 地下に埋蔵されてい	住居跡(建物跡) 殿舎跡 遺物散布地 糸数城跡崖下貝塚 全貌 遺構	 発掘調査等の調査研究を実施する。 調査により遺物・遺構が確認された場合は、 適切な保存措置を行う。 調査済区域については、調査研究等の成果を ふまえ、適切な厚さの保護層の維持を継続す る。
	景観要素	石灰岩台地·自然林等 如観景·俯瞰景 防災	• 防災整備を実施する場合は、崩落防止等の保存措置を講じる。景観に与える影響を十分に考慮し、周辺と調和した工法を採用する。

		要素	保存管理の方法
大. 本質的価値に関連する要	地上に表出している要素	糸数城之嶽(石灯籠、香炉)・糸数城之殿 カニマン御嶽 保存	 保存状態の悪化がみられないよう維持管理、 経過観察を行う。経過観察によりき損、劣化 が確認された場合は、適切な保存措置を講じ る。 石灯籠や香炉については、遺物のき損、劣化 の状態に応じ保存修理を講じる。 信仰の場としての御嶽空間を維持し、御嶽林 の保護・育成を図る。御嶽景観を阻害する外 来種の樹木は撤去する。
ウ、本質的価	の要素 利用のため	道路、擁壁	• 本質的価値の維持・公開・利用に関わる観点 から、適切な維持管理、改善を行う。道路整 備にあたっては、城壁内外の動線計画を考慮 し、景観性や安全性等に配慮する。
)要素(値の維持・公開・利用管理	解説のための要素	史跡案内板、名称サイン 改善	 本質的価値の維持・公開・利用に関わる観点から、適切な維持管理、改善を行う。修理・ 更新等を行う場合は、解説内容の情報更新の必要性、より効果的な配置等の検討を行った上で実施する。 新たに整備する際には、遺構に影響を与えない工法、景観に配慮した規模、意匠を採用する。
素本質	する要素	戦争遺跡 保存	• 史跡の本質的価値を損ねないよう経過観察を 行う。き損、劣化が確認された場合は、景観 性に配慮した適切な保存措置を講じる。
質的価値に直接関係しな	史等を表徴 撤	新川 設格屋 保存 糸数按司墓	 ・ 史跡の本質的価値を損ねないよう、経過観察を行う。き損、劣化が確認された場合は、景観性に配慮した適切な保存措置を講じる。 ・ 湧水や地域の拝所空間の現状維持に努める。 ・ 調査研究を進め、本来のあった場所(糸数
し な い 要	もの 必要制 要制	撤去	竹之口原の崖下)への移設を検討する。

◆蔵屋敷地区

▼ /PA/11.7/A**	▼风庄放地区				
		要素	保存管理の方法		
ア.本質的価値を	地上に表出して	石囲い 堀切状遺構 保存 修復	保存状態の悪化がみられないよう維持管理、経過観察を行う。経過観察によりき損、劣化が確認された場合は、適切な保存措置を講じる。劣化や破損している部分については、発掘調査の成果に基づき修復事業を進める。		
本質的価値を構成する諸要素	いる 要素	根石グスク 保存 全貌 遺構	 信仰の場としての御嶽空間を維持し、御嶽林の保護・育成を図る。御嶽景観を阻害する外来種の樹木は撤去する。 発掘調査等の調査研究を実施する。遺物・遺構が確認された場合は、適切に保存措置を行う。 		
		佐南原 保存 全貌 遺構	保存状態の悪化がみられないよう維持管理、経過観察を行う。経過観察によりき損が確認された場合は、適切な保存措置を講じる。発掘調査等の調査研究を実施する。遺物・遺構が確認された場合は、適切に保存措置を行う。		
	ている要素	蔵屋敷跡、堀切状遺構 (地下遺構) 全貌 遺構	発掘調査等の調査研究を実施する。遺物・遺構が確認された場合は、適切に保存措置を行う。調査済の区域については、調査研究等の成果をふまえ、適切な厚さの保護層の維持を継続する。		
理に関わる要素ウ. 本質的価値の維	のための要素維持・公開・利用	道路 改善	• 道路は動線計画を考慮し、景観性や安全性等に配慮したものを整備する。		
要素 接関係しない に直	が必要なもの撤去や規制誘導	撤去	• 電柱等の新設・更新は行わず、撤去を推進する。		

(2) 現状変更の取扱い

①現状変更等に関する法的位置付け

文化財保護法第 125 条の規定により、国指定の史跡において、現状変更及び保存に影響を 及ぼす行為(以下、「現状変更等」)を行おうとする際は、文化庁長官の許可を受けなければ ならない。ただしその一部については、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育 委員会が行うこととすることができる。その内容は、条件付きで、小規模建築物や工作物の 設置、改修もしくは除却、道路の舗装もしくは修繕、埋設されている電線、ガス管、水管又は 下水道管の改修、木材の伐採等である。

また、現状変更等を行うにあたっては、史跡の本質的価値等を十分にふまえたうえで検討、 実施しなければならない。事業主体者は事前に市教育委員会に相談し、必要に応じて文化庁 及び沖縄県と協議を行うこととする。

文化財保護法における現状変更等の位置付け(「文化財保護法」125条、184条より抜粋)

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

- 第125条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りではない。
- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

- 第184条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる。
- 2 第43条又は第125条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令(重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。)

南城市が許可権限を有する事項(「文化財保護法施行令」第5条4項より抜粋)

- 4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(第一号イからりまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域(法第115条第一項に規定する管理団体(以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。)が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画(以下この条並びに次条第2項第1号イ及びハにおいて「管理計画」とという。)を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。(以下この項において「市の特定区域」という。)内において行われる場合、同1号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあっては、当該市の教育委員会(当該市が特定地方公共団体である場合にあっては、当該市の長。以下の条において同じ。)が行うこととする。
 - 1 次に掲げる現状変更等(イからチまでに掲げるものにあっては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。)に係る法第125条の第1項並びに同条第3項において準用する法第43条第3及び第4項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
 - イ 小規模建築物 (階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積 (増築又は改築にあっては、増築又は改築後の建築面積) が120平方メートル以下のものをいう。口において同じ。) で3月以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、改築又は除却
 - ロ 小規模建築物の新築、増築、改築又は除却(増築、改築又は除却にあっては、建築の日から50年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。)であって、指定に係る地域の面積が150ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域におけるもの
 - ハ 工作物(建築物を除く。以下このハにおいて同じ。)の設置、改修若しくは除却(改修又は除却にあっては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)

- ニ 法第115条第1項(法第120条及び第172条第5項において準用する場合を含む。)に 規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又は除却
- ホ 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修
- へ 建築物等の除却(建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等に係るものに 限る。)
- ト 木竹の伐採(名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。)
- チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取
- リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取
- ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け
- ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの(現に繁殖のために使用されているものを除く。)の除却
- ヲ イからルに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域 (当該史跡名勝天然記念物の管理のための計画を都道府県の教育委員会(当該計画が 町村の区域を対象とする場合に限る。)又は市の教育委員会(当該計画が市の区域を 対象とする場合に限る。)が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会 の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が 指定する区域をいう。)における現状変更等

②現状変更等の取扱基準

糸数城跡における現状変更等の取扱基準を、以下のとおりとする。

ア. 現状変更を認めない行為

史跡指定範囲においては下記の現状変更を認めない。ただし、糸数城跡は、現在も地域住 民等の信仰の場となっているため、清掃等の日常的な維持管理行為については認める。

- 史跡の減失、き損または衰亡のおそれがある行為
- 史跡の本質的価値、景観または眺望を著しく減じると認められる行為
- 石碑·記念碑·歌碑などの建立(史跡指定を示す標識は除く)
- 本計画に定められた基準に反する行為

イ. 現状変更等の許可が必要な行為

現状変更を行う場合、下記に該当する行為については、文化庁長官(一部は市教育委員会)による現状変更の許可が必要である。現状変更等を認める場合には、事前に発掘調査を行い、重要な遺構が確認された場合にはその保存を図るものとする。ただし、史跡の保存に影響を及ぼさない小規模建築物、工作物の設置等の場合は立ち合い等で対応する。

糸数城跡における各行為の取扱基準は次のとおりである。

◆調査研究、遺構の保存・整備

● 糸数城跡の全貌を明らかにするための発掘調査や遺構状態の把握にかかる調査等は、原則として市

教育委員会が実施し、明確な目的及び適切な範囲において行うものについて認める。

- 学術調査の成果をふまえて市が実施する保存を目的とした整備(遺構の復旧・修理、保存のための施設・設備の設置等)は、方法等について十分に検討をしたものについて認める。
- 公開活用のための施設・設備(復元構造物、遺構表示、解説ツール、園路等)の新設については、設置の目的及び必要性を明確にし、設置場所及び遺構や景観・眺望に与える影響、設置後の維持管理主体、方法等を十分に検討したものについて認める。

◆地形の改変

- 原則として認めない。
- 遺構の復元や復旧を目的とした変更は、方法等について十分に検討したものについて認める。

◆建築物の新築・増築・改築・移転または除去

- 建築物の新築・増築・改築または史跡指定範囲での移転は原則として認めない。
- 史跡と関係のない施設等の除去は、遺構や景観を損なわない範囲で認める。

◆工作物または土木構造物の設置・改修・除去

- 工作物または土木構造物の設置・改修・除去は、原則として認めない。
- 戦争遺跡(壕・鍾乳洞)等で危険防止措置が必要な場合は、遺構や景観を損なわない範囲で認める。
- 災害防止のための施設の設置・改修については、史跡指定範囲外では代替不可能で、かつ遺構や 景観及び眺望に与える影響を十分に検討したものに限り認める。

◆樹木の伐採・伐根・植樹

- 史跡の保存·管理·活用及び防災上必要なものは、自然生態への配慮の上で認める。
- 新たに植栽する場合は当地の自然植生に合致した在来種から選択することを原則とする。

ウ、その他

「文化財保護法」第125条では、現状変更等の許可が必要な行為について、維持の措置または非常災害のために必要な応急措置をとる場合、保存に影響を及ぼす行為について影響の軽微である場合はその限りではないとされている。申請にもとづいて市が判断する。

「維持の措置」については、文化財保護委員会規則第 10 号(特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝と天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則)第4条に、その範囲が規定されている。

◆維持の措置の範囲

- 史跡がき損し、または衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく指定当時の原状に 復するとき。
- 史跡がき損し、または衰亡している場合において、き損・衰亡の拡大を防止するための応急処置をする

とき。

● 史跡の一部がき損し、または衰亡し、かつ当該部分の復旧が明らかに不可能な場合において、当該部分を除去するとき。

◆保存に及ぼす影響が軽微である場合

- 遺構に直接触れず、遺構の保存に影響がないとき。
- 史跡の歴史的景観を阻害しないとき。
- 管理者の許可を得た一時的な行為のとき。
- 植生の維持管理行為(剪定、枝払い、下草刈り、病害虫の防除措置等維持管理行為等[伐根を除く] で、土地の形状の変更を伴わないもの)
- 工作物のき損等を復旧するまでの間に応急的に行われる措置(土地の形状の変更を伴わないもの)。

3. 史跡指定範囲外(周辺地区)の保存管理の方法

周辺環境の保全方法

同辺境境の休主力法		ルクナン
要素		保全方法
	ダキドゥンビラ (旧道④)	• 調査研究を進め、史跡指定範囲への早期の追加指定に向けた取り組みを推進する。
 ア. 本質的価値を		• 周辺樹木の定期的な伐採等により、旧道の状態を維持する。
構成する諸要	根石グスク周辺 遺跡	発掘調査等の調査研究を進め、早期の追加指定に向けた 取り組みを推進する。
素	, <u> </u>	調査により遺物・遺構が確認された場合は、適切な保存措置を行う。
		調査済区域については、調査研究等の成果をふまえ、適切な厚さの保護層の維持を継続する。
	北側緑地 南側緑地	• 発掘調査等の調査研究を進め、早期の追加指定に向けた取り組みを推進する。
		• 追加指定の実現までは、既存の法規制(都市計画法風致地区等)に基づき保全に努める。
		• グスクを取り巻く緑のベルトとして、地形的・植生的な連続性の保全を図る。
		南側緑地は、土砂災害警戒区域(地すべり)に指定されて おり、斜面の安定化対策等の適切な防災措置を行う。
イ. 本質的価値に		危機管理体制を構築し、地すべりや崩落等が確認された場合は早期の対策を図る。
関連する要素		調査研究を進め、史跡指定範囲への早期の追加指定に向けた取り組みを推進する。
	山垣〇	• 旧道については、周辺樹木の伐採を行い、状態を維持す
		る。旧道②のように欠落した部分がある場合は、復旧の可能性についても調査検討を進める。
	インガー・マー ガー	• 調査研究を進め、史跡指定範囲への早期の追加指定に向けた取り組みを推進する。
	グスクからの俯 瞰景、仰観景	• 景観まちづくり計画を活用し、周辺の景観づくりに取り組む。
ウ. 本質的価値の	ポケットパーク	• 草刈りや清掃など日常的な維持管理を行う。
維持・公開・ 利用管理に関	駐車場	
わる要素		
	戦争遺跡	• 史跡の本質的価値に影響が及ぼすことがないよう経過 観察を行う。き損、劣化が確認された場合は、景観性
エ. 本質的価値に	配水池	に配慮した適切な保存措置を講じる。 • 建築物としての耐用年数が経過した時点、あるいは別の施
直接関係しない要素	無線中継局	設への機能移管が対応できる場合は速やかに、撤去に向
₩ 安木	気象レーダー観 測所	けて関係者と協議・調整を行う。 • 撤去が難しい場合は、歴史的景観等に配慮した修景等を
************************************		促進するよう協議・調整する。

※図は p.77 参照

4. 追加指定及び公有化の方向性

糸数城跡において、グスクと一体的に保存することが必要な範囲は、「緑地北地区」及び「緑地南地区」である。緑地北地区は、城壁北側に連続する斜面緑地であり、平成30年度調査において、糸数城跡と同時代の遺跡(根石グスク周辺遺跡)が広がることを確認している。また、緑地南地区は急峻な崖であり、史跡指定区域もその崖上で線引きされているが、こちらも緑地北地区と同様に、グスクの縄張の一部であったと考えられる。

両地区ともに斜面地を中心とした緑地であるため開発等が進む可能性は低いが、グスクの 立地特性に関わる重要な場所であることから、積極的に保全していくことが望ましい地域で ある。また、両地区ともに南城市の貴重な緑地であり、歴史文化と自然の両面からの保全が 望まれる。緑地南地区は土砂災害警戒区域(地すべり)に指定されており、土地の保全も課 題である。

したがって、これらの地区について追加指定を図り、所有者及び関係機関との調整を進めていくこととする。

また、土地の公有化においても、糸数城跡は史跡指定範囲の公有化は完了しており、上記の緑地北地区と緑地南地区において、追加指定を推進し、土地の公有化を図るものとする。

第7章 活用

1. 活用の方向性

糸数城跡では史跡指定範囲の公有化が進められ、常時開放されている。県内大学及び一般来訪者による見学や糸数区による拝みが行われているほか、頻度は多くはないがイベントや撮影等の会場としても使用されている。史跡の持続的な保存や本質的価値の発信を考えたときには、地域に根ざした史跡として適切な活用を進めることが重要であり、活用の方向性を下記のように定める。

①学校教育及び社会教育等による地域学習の場としての活用

地域住民、特に将来を担う子どもたちに糸数城跡を知ってもらい親しみや誇りを持ってもらうことは、グスクの保存や利活用を担う人材の育成にも繋がる重要な要素である。そのため、糸数城跡に関する調査研究の成果や、糸数城跡の本質的価値について広く公開していく。

市内の小中学校と連携した活動を進めていくほか、近隣高校や県内大学と連携した学習の 取り組みを促進する。また市内の各種団体・機関と連携し、社会教育等への活用を促進する。

②地域紐帯の場としての活用

現在、グスク内の拝所において糸数区の集落祭祀の拝みが行われているほか、糸数区の青年団歌の歌詞に糸数城跡が登場するなど、糸数城跡は地域の結びつきのシンボルとなっている。このような地域のアイデンティティ・誇りの醸成に繋がる活用は、今後も尊重していくとともに、糸数区などによる地域活性化の取り組みへの糸数城跡の活用を推進する。

③交流の場としての活用

糸数城跡では、これまでもイベントや撮影の会場として使用されてきた。今後も、史跡の本質的価値を損なわない範囲で、イベントの実施や、史跡巡り等の市内外からの様々な取り組みと幅広く連携し、糸数城跡の本質的価値の普及発信に努める。

また、糸数城跡は、第3章で整理した本質的価値に加え、近接するアブチラガマと連携した誘客可能性など観光資源としてのポテンシャルも高いことから、学習の場としての活用はもちろん、観光資源としての活用を適切に進める。

2. 活用の方法

ここでは、活用の方向性で示した3つの方向性について、取り組み内容を例示する。 糸数城跡では、第5章で示した大綱及び基本方針に基づいて適切な活用を進め、市民並び に県内外の人々と糸数城跡のつながりを深めていくものとする。

①地域学習の場としての活用の方法例

- 近隣の小・中学校及び高校において、学習支援コーディネーター等と連携し、総合学習での糸数城跡の見学会や、美化・清掃などのボランティア体験を実施するなど、地域の子ども達と糸数城跡の関わりを創出する。
- 糸数城跡に関連する調査研究成果の解説や展示会·現地説明会を実施し、糸数城跡の本質的価値の発信に努める。
- 県内の大学と連携した糸数城跡フィールドワークを実施するなど、次世代の調査研究者の育成に寄与する。
- 市内のガイド団体やなんじょう市民大学学生等に対して、糸数城跡の現地勉強会を開催するなど、糸 数城跡の普及発信を行うとともに、活用の担い手を育成する。

既存の活用事例(実績より)

- 史跡めぐり
- 草刈り体験
- 発掘体験
- 教員向け地域学習(研修)

活用例・イメージ





②地域紐帯の場としての活用の方法例

- 現在行われている糸数区等による集落祭祀の拝みを尊重するほか、グスクでの旗頭の奉納など地域 文化の継承や地域への愛着を醸成する活動を支援する。
- ◆ 糸数区をはじめとした近隣自治会が実施する糸数城跡を活用した地域活性化の取り組み(集落散策

等)と連携する。また、地域による糸数城跡の活用を促進するため、糸数アブチラガマ案内センターの取り組みと連携する。

既存計画で位置付けられた活用例(『南城市歴史文化基本構想·保存活用計画』p.64-66 から整理)

- グスク手づくり市場の開催
- 旗頭の奉納
- グスク及び集落のライトアップ、イルミネーション
- 糸数・船越でのグスク、カー巡り
- グスクロードにおける絶景スポットやロケーションの情報発信

活用例・イメージ





糸数ウマチー

旗頭の奉納

③交流の場としての活用の方法例

- これまで通り、広く市民・県民・来訪者等に対して史跡を公開し、糸数城跡の周知普及に努める。
- グスクロードや関連史跡を巡るイベントを実施するなど、糸数城跡の本質的価値の発信に努める。
- 市内外からの歴史学習への利用や、南城ウォークなどの健康づくりとの連携、糸数城跡のロケーション を活かしたイベントや撮影等の会場としての使用など、各種幅広い活用を推進する。

既存の活用事例(実績より)

- テレビ番組・ドラマ・コマーシャルの撮影
- 婚礼写真の撮影
- 広報・プロモーション素材の撮影
- コンサート会場としての使用
- イベント会場としての使用
- フリーマーケット会場としての使用

活用例・イメージ





グスク巡りコンサート

グスクでのフリーマーケット

第8章 整備

1. 整備の方向性

糸数城跡の整備については、第5章で整理した大綱及び基本方針に基づき、保存並びに活用のための整備を実施する。整備の方向性を下記のとおり定める。

(1) 基本的な方向性

①グスク空間の理解を深めるため、調査に基づいて整備を進める

糸数城跡の整備については、史跡の現状を保存するための整備を第一としながらも、往時 の姿を理解しやすくするための整備を検討する。復元整備は、発掘調査などから得られた結 果に基づいて行うものとする。

②利活用上必要な施設を整備する

史跡の保存を第一としながらも、史跡内の通路やサインをはじめ、安全上必要な転落防止柵や車止め、ベンチやトイレなど利活用上必要な施設や、バリアフリー対応について、十分に検討した上で整備する。また、これらの施設整備を行う場合は、糸数城跡のシンボル性を重視して城壁石積の景観を阻害しないよう、必要最小限とするとともに、デザイン等に配慮する。

③グスクの雰囲気を保つ環境整備を行う

必要に応じて、グスクの歴史的空間や景観を体感できるような環境整備を進める。信仰空間を構成する御嶽林は保護・育成を図る。そのほかの植栽は、現況調査や必要に応じて往時の植生について調査を行い、調査に基づいて城壁石積を破壊するおそれのないような配置とする。また、樹根の育成による城壁破壊のおそれがある箇所や城壁石積への眺望を遮蔽する樹木については、現況調査を行い、歴史的景観に十分配慮しながら整枝、撤去等を行う。

④史跡指定範囲外の環境整備について連携する

糸数城跡を取り巻く斜面緑地や、グスクからの俯瞰景・グスクへの仰観景は、グスクの立地特性を理解するための重要な要素である。このような指定範囲内に収まらない本質的価値を保存するため、史跡指定範囲外の地域についても、関係者並びに関係機関、庁内関係課等と連携しながら、環境整備を促進するものとする。

(2) 地区区分別の方向性

地区区分別の整備の方向性は、下記のとおりである。

地区別の整備の方向性

	保存を目的とする整備	活用を目的とする整備
グスク地区	 糸数城跡の核をなす地区であり、往時の形態を可能な限り再現する。 施設の整備にあたっては、発掘調査、文献調査、ヒアリング調査及び他城跡の整備事例等も参考にしながら、整備委員会での検討を基に行う。 道路建設により破壊・撤去された城壁石積は、両端に残る石積を参考にして復元する。 拝所や戦争遺跡は現状保存を基本とし、破損のおそれがあるときは保存のための整備を検討する。 糸数按司墓は元の場所(糸数竹之口原の産下)への移設を検討する。 旧道①やダキドゥンビラ(旧道④)、井泉は、周辺樹木の伐採等を行い、状態を維持する。 	 殿舎跡や住居跡について、調査研究によっても往時の姿が判明しない場合は、平面表示など建物の規模・形態が推測できるような整備を行う。 糸数城跡の本質的価値である立地等を体感できるように、展望デッキは石積に影響を与えないものとする。 利用形態に応じて、各種サイン類や、危険防止及び誘導のための柵等の整備を検討する。
蔵屋敷地区	 グスク地区と並んで糸数城跡の核をなす 地区であり、グスク地区と一体となった 整備を行う。 根石グスクや佐南原を含む遺構等につい ては現状保存を基本とするが、発掘調査 等によって往時の姿が判明する場合には 復元整備を行う。 	 正門前に位置し城跡の入り口となる地区であることから、動線計画に基づいたアクセス路等の整備を進める。 集散会の場としても活用できるよう、遺構を破損しないよう配慮しながら広場整備を検討する。 利用形態に応じて、各種サイン類や、危険防止及び誘導のための柵・照明等の整備を検討する。
緑地北地区	糸数城跡の緩衝地帯として、緑地の保全を基本とする。ダキドゥンビラ(旧道④)の市道接続部は、周辺樹木の伐採等を行い、状態を維持する。根石グスク周辺遺跡などの遺跡については、現状保存を基本とする。	グスクの景観を阻害する建物等については、撤去あるいは修景を行う。利用形態に応じて、各種サイン類や、危険防止及び誘導のための柵等の整備を検討する。

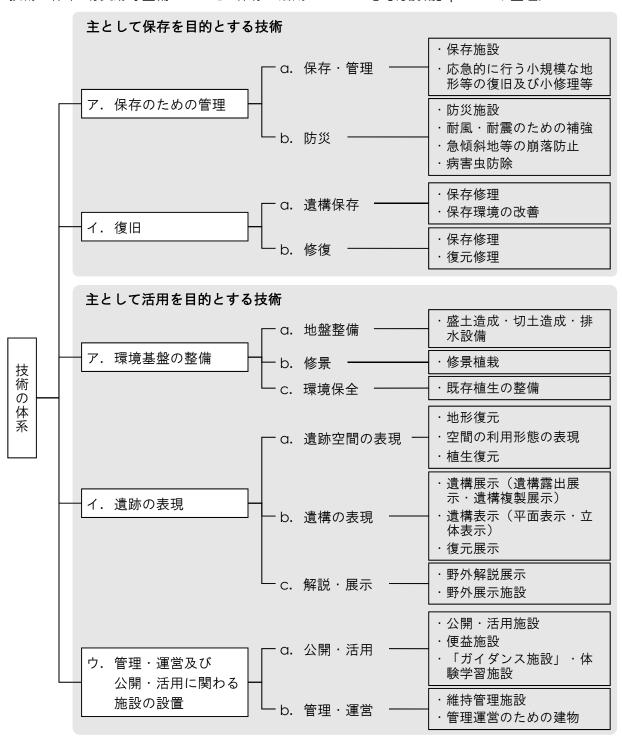
	保存を目的とする整備	活用を目的とする整備
緑地南地区	 糸数城跡の緩衝地帯として、緑地の保全を基本とする。 旧道②・旧道③や井泉は、周辺樹木の伐採等を行い、状態を維持する。 土砂災害警戒区域(地すべり)に指定されており、斜面の安定化対策等の適切な防災措置を行う。 	• 利用形態に応じて、各種サイン類や、危険防止及び誘導のための柵等の整備を検討する。
サービス地区		 整備済の駐車場及びポケットパークについては、維持管理を行う。 利用者の利用に供するための便益施設(トイレ・水飲み等)の整備を検討する。 利用形態に応じて、各種サイン類や、危険防止及び誘導のための柵等の整備を検討する。
周辺地区	• グスクから見下ろす眺望景及びグスクを 見上げる仰観景を保全するため、必要に 応じて樹木の伐採等を検討する。	_

※図は p.77 参照

2. 整備の方法

糸数城跡の整備にあたっては、史跡の保存を第一としながら、保存及び活用のバランスが 取れた整備を行う。整備にあたっては文化庁の『史跡等整備のてびき』等をふまえながら、 整備委員会の検討に基づいて実施する。また、詳細な整備内容については、『国指定史跡糸数 城跡整備基本計画書』として別途定めることとする。

技術の体系(『史跡等整備のてびき-保存と活用のために-』(総説編) p.97 より整理)



3. 周辺環境整備の考え方

史跡をとりまく広域の周辺環境整備について、関連計画等で位置付けられている。糸数城 跡周辺の環境整備にあたっては、これらの関連計画と連携・活用しながら、推進していくも のとする。

①南城市歷史文化基本構想,保存活用計画

『南城市歴史文化基本構想・保存活用計画』では、糸数グスク周辺保存活用区域の歴史文化育成方針として、「グスクと伝統的集落を歴史文化的に結びつけたモデル地域の形成」を図ることを位置付けている。具体的な内容としては、①糸数グスクの魅力向上と関連文化遺産の整備に努めること、②緑が繋がる魅力ある景観を形成することなどである。

歴史文化育成方針(『南城市歴史文化基本構想』p.115)※下線は周辺環境整備に関する部分

区域の歴史文化育成方針

①糸数グスクの魅力向上と関連文化遺産の整備に努める。

- 糸数は文化遺産がグスク内と集落内に比較的まとまっており、景観形成や修復整備など個々の資源の魅力アップを図り、コンパクトな分布を活かした文化遺産のネットワーク化に努める。
- 糸数グスクの発掘調査及び整備を推進し、糸数城之嶽や根石グスクといった御嶽林の保護・育成を図る。また、グスクの管理や利用の利便性を高めるため、旧道である嶽殿坂(ダキドゥン ビラ)の利活用を図る。

②緑がつながる魅力ある景観を形成する。

- 糸数グスクやその周辺を取り囲む緑地、集落の周辺にある緑地を保全するとともに、拝所、樋川、戦跡など文化遺産一帯の緑化を進める。眺望の利くところでは展望スポットの整備と、そこからみえる眺望景観の保全(高層建築物の開発規制など)を図る。
- 集落内に点在する資源を周遊できるように、<u>集落美化によるスポット景観を形成する</u>。また、 集落道や沿線の景観整備、サイン整備を進める。

③市民と来訪者との歴史文化交流を支援する。

- 住民が地域の文化遺産にふれ学習する機会を増やし、年配者から若い人へと地域の歴史伝承や祭祀知識、芸能の身体技術等を伝えて、伝統文化を継承するモデルづくりを行う。
- 案内センターを活用して、案内ガイドなど歴史文化に興味を持つ市民と、観光客など来訪者が 交流し、一緒に文化遺産を保全活用できるような体制づくりに努める。



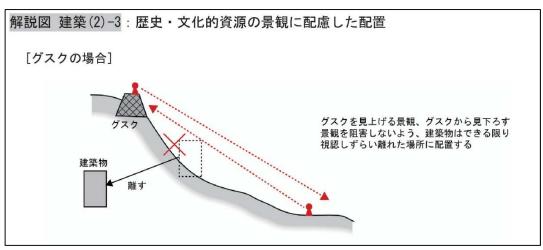
糸数区文化遺産保存整備計画(『南城市歴史文化基本構想・保存活用計画(各論その1)』p.64)

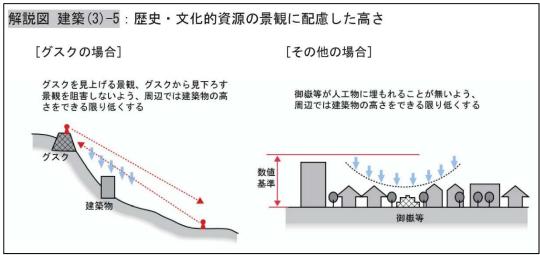
②景観まちづくり計画

景観まちづくり計画では、特に良好な景観を形成すべき地区として10の重点地区候補を挙 げている。糸数城跡及び集落一帯も「糸数グスク・糸数集落一帯」として重点地区候補であ る。重点地区では、一般地区と異なる地区独自の景観形成基準を設定するなど重点的に取り 組むことが予定されており、市の景観条例に基づく手続きを経て重点地区への指定が行われ るものと考えられる。

また、歴史性を活かした景観づくりの項目として、旧集落形態や旧道の継承、歴史資源を 見通す景観の維持、歴史文化資源の保全と景観整備、良好な集落景観要素の保全、建造物・ 工作物に対する規模形態誘導などが挙げられている。

歴史・文化的資源の景観に配慮した配置・規模の例(『南城市景観まちづくり計画—運用ガイドライン—』p.42、p.48)





第9章 運営・体制の整備

1. 運営・体制の方法

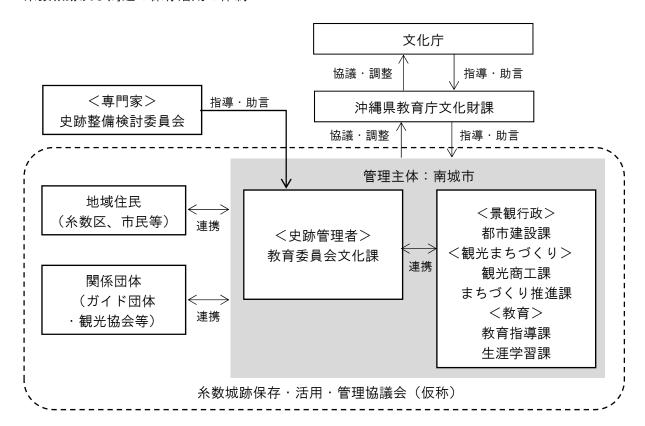
第5章の基本方針において「中長期的に糸数城跡を管理運営する体制を構築する」と位置付けたとおり、糸数城跡を将来にわたって持続的に保存活用するためには、行政、地域住民、関係団体並びに専門家が連携して、糸数城跡及び周辺環境の保存・活用・管理を行っていくことが極めて重要である。

糸数城跡の管理運営については、これまでどおり南城市が管理主体となって、文化庁や沖縄県教育委員会の指導・助言のもと本計画を推進していく。南城市教育委員会が中心となりながらも、景観や都市計画を所管する都市建設課や、観光まちづくりを所管する観光商工課やまちづくり推進課などの関係セクションと連携し、貴重な文化財を後世に伝えるべく周辺環境も含めた適正な管理を行う。また、糸数城跡の本質的価値を適切に学び、活用する取り組みを推進するため、学校教育や社会教育を所管する教育委員会各課と連携し、地域学習の機会を設けるなど、積極的な利活用を図るための体制をつくる。

また、地域住民との連携も必要不可欠であることから、地域とともに管理運営を行う組織体制を整えるほか、市内のガイド団体など利活用に携わる関係者と連携し、糸数城跡の魅力をより広く深く活用できる体制を整える。

将来的には、上記の関係者が参加する「糸数城跡保存・活用・管理協議会(仮称)」の設立 も検討する。

糸数城跡及び周辺の保存活用の体制



糸数城跡の管理運営に関わる構成員の役割(案)

	構成員	主な役割		
	教育委員会文化課	• 管理運営体制の事務局		
		• 糸数城跡における法的措置(指定・現状変更等)及び 行政的措置(土地公有化、各種計画策定)、日常的な維 持管理		
		• 糸数城跡の調査・研究、保存管理と活用、整備		
		• 市内文化財の保存管理		
南城市	教育委員会教育指導 課·生涯学習課	• 糸数城跡の価値をわかりやすく伝えるための教員向け地域学習等の実施		
		• グスクを活用した生涯学習や社会教育に関わる取り 組み、人材育成、コーディネーター等の活用		
	都市建設課	• 周辺の環境保全、景観保全・形成、道路の整備		
	観光商工課	• 観光に係る施設整備・管理運営、イベント開催、ガイド育成		
	まちづくり推進課	• 地域コミュニティ活性化に向けた連携		
	糸数区・市民等	• グスクや拝所の日常管理(清掃等)		
地域住民 		• 地域行事、イベント等への積極的な利用		
関連団体	ガイド団体 (アマミキ ヨ浪漫の会)	• 案内ガイドの実施		
	観光協会	• グスクや文化財の情報発信、観光活用の推進		
専門家(学識者・研究者等)		• 糸数城跡の保存、活用、整備に関する科学的知見に基づく指導・助言		

2. 史跡等管理規則等の制定

糸数城跡は南城市が管理団体となるが、史跡空間ではきめ細やかな管理指針が必要であり、 市内の他のグスクにおいても共通の課題となっていることから、今後、市全域のグスク等の 史跡に関する管理規則等の制定を検討する。

第 10 章 施策の実施計画及び経過観察

1. 施策の実施計画

本計画で取りまとめた保存・活用・整備・運営体制等に係る方向性及び方法を適切に実施するために、下記のとおり実施計画を位置付ける。

糸数城跡では、既往計画に従った史跡の公開活用と城壁石積の整備が進められており、今後は、調査等の成果に基づいた整備事業の実施と、維持管理や公開・活用の充実に向けた体制の整備といった取り組みを進めるものとする。ただし、本計画で取りまとめた方向性等については、それぞれ取り組みに要する時間が異なることから、先行して取り組む施策・事業を短期(5年程度)、それ以降に実施する施策等を中長期に設定する。短期満了時に計画の実現状況の把握や達成度の評価を行い、必要に応じて施策の実施内容の見直しを行うものとする。

主要な施策・事業を、以下の総括表としてまとめる。なお、整備事業については、進行中の既往計画で定めた時期区分をふまえ、次頁に別表として取りまとめた。

実施計画の総括表(主要な施策・事業)

	区分	短期(5年程度)	中・長期
保存(保存管理)	調査・研究 維持管理	【史跡範囲内】発掘調査の推進と、整備のあり方の検討への反映【史跡範囲外】発掘調査の推進と、史跡との関係性の解明維持管理・点検の継続	調査・研究の継続的な実施維持管理等の継続的な実施、現状変更等への対応追加指定に向けた対応短期の積み残しや新たな課
	現状変更等への対応	清掃・美化活動の推進 本計画に基づく適切な対応の実施	題への対応
	周辺地区への取り組み	•【緑地北地区・緑地南地区】追加指定 に向けた関係先との調整	
		•【周辺地区】関係機関との協力体制の 構築	
活用	地域学習の場 としての活用	市内小中学校と連携した活動の実施県内大学や教育機関との連携糸数城跡の普及発信と活用の担い手の育成	左記の取り組みの継続的な実施や展開(拡充)地域活性化の取り組み(集落散策等)との連携
	地域 紐帯 の場としての活用	祭祀行事での活用の継続糸数アブチラガマ案内センターとの 連携	中長期取り組みの検討・実施市内のグスク群とのネット ワークづくり

	区分	短期(5年程度)	中・長期
活用	交流の場として の活用	・史跡の公開・活用、周知・普及の推進・糸数城跡の価値の発信・グスク空間を活かした幅広い活用の推進	• 左記の取り組みの継続的な 実施や展開(拡充)
整備	計画・設計	発掘調査の成果に基づく、第2期整備に向けた具体的検討(設計等)糸数城跡整備検討委員会の継続開催	左記の取り組みの継続的な 実施
	整備の実施	• 第2期整備事業	第2期整備事業の継続第3期及び第4期の整備の実施
運営	・体制	地域住民・関係者・市関係課等との連携体制の構築	●協議会の設立

整備時期の考え方

時期	整備の内容	対象
第1期※	城壁石積の保存修理を行い、風格ある グスク景観の再生を図る。なお、殿舎 跡北側の寸断された城壁石積の復元 整備は、城内の諸施設の整備が終了し た時点で行う。	【グスク地区】城壁石積
第2期	園路・広場等の施設を整備し、グスク地区と周辺に点在する遺跡・遺構とのネットワーク及び史跡としての一体感を構築する。また、利活用のための整備を行い、利用を促進する。	【グスク地区】園路、展望デッキ、柵、植栽、案内板など 【蔵屋敷地区】園路、広場、柵、植栽、案内板など 【サービス地区】便益施設など
第3期	蔵屋敷の石囲い等の修復整備を行い、 往時の形態を再現する。	【蔵屋敷地区】石囲い、園路など
第4期	殿舎跡、蔵屋敷などの建物や門(正門・ 裏門)の復元整備を行い、城跡全体に わたって往時の形態を再現する。	【グスク地区】正門、裏門、殿舎跡、園路、 城壁石積など 【蔵屋敷地区】住居跡など

[※]第1期の整備は、寸断された城壁石積を除き、平成24年度に終了している。

2. 経過観察

糸数城跡の本質的価値を守り、史跡を良好な状態で維持し続けるために、点検及び維持管理、経過観察及び基礎情報の継続的な更新の実施、検討を行う。

(1) 点検及び維持管理

点検及び維持管理については、以下の内容について実施する。

点検及び維持的措置一覧

区分	手法	内容※1	実施主体
		• 遺構の減失、き損、衰亡、盗難等の発 見、予防	
	見回り	● 保存施設 (標識・説明板) の破損等の 確認	市文化課関係課(史跡
		• 樹木等の倒木、斜面崩落	指定地外)
日常的な点検及び 維持的措置		• 便益施設(トイレ・ベンチ)の破損や 活用状況の把握	地域住民関係団体も
*2		• 史跡内の美化	想定
	清掃、除草	• 不要な植物の除草	
		• 便益施設の清掃	
	軽微な補修等	• 石材の亡失または流失の復旧	• 市文化課
		• 応急的な小規模の地形の復旧	
	工作物等の維持	• 標識、説明板、境界標の保守点検	
定期的な点検及び維持的措置	管理	• 園路、安全柵、照明、便益施設など、 公開・活用のための施設の保守点検	• 市文化課
* 3	植物の維持管理	• 樹木の剪定、病害虫防除処理	
	てきェーカリン.	• 石積カルテの継続的な記録	
経常的な点検及び	石積モニタリン グ	• モニタリング結果分析による適切な 補修、対策の実施	• 市文化課
維持的措置		・イベントやロケーション等の利用実	
× 4	利用状況モニタ	横の記録	• 市文化課
	リング	● モニタリング結果分析に応じた適切 な補修、対策の実施	

- ※1 「内容」には、今後整備が想定されるものも含む。
- ※2 主に日々の公開・活用業務において、史跡等の主要な部分の保存と活用に支障がないかを把握 し、軽微な作業によりこれを良好な状態に保つこと。
- ※3 史跡等の全域における状況の確認及び保存のための軽微な予防措置により、史跡等の保存と活用に支障がないかと総合的に把握するとともに、問題が生じないように適宜軽微な措置を講じること。
- ※4 史跡等の本質的価値を構成する枢要の諸要素に対する保存科学的処理及び保存工学的措置の効果並びに、保存施設及びその他の諸施設の機能の状況等について、一定の指標に基づいて経常的にデータを蓄積するとともに、保存と活用のための経常的な措置を実施すること。

(2) 保存(保存管理) に関する経過観察手法

糸数城跡の損傷を未然に防止するため、史跡指定範囲の保存に関する経過観察について下 記のような方法を位置付け、必要に応じ影響を与える要因の除去等の対応を検討する。

保存管理に関する事項(影響要因)の把握方法

項目	想定される 要因	想定される影響	把握方法	周期	記録組織
自然災害	台風·大雨· 地震	石積等の崩壊、地 形の崩落、倒木	石積、地形、植物等の状況に関 するき損状況、崩壊の有無の観 察、写真撮影による記録	発生 直後	市文化課
開	人的要因	貴重な動植物の減 少・滅失	希少動植物の生息・生育状況の 観察、写真撮影等による記録	毎年	市文化課
発	周辺地域の 開発	歴史的風土、風致 景観の阻害	視点場からの定点観測(写真撮影)により、阻害要因の状況を 把握	半年	市文化課
観光	観光客の利 用	本質的価値を構成 する要素等のき損 及び劣化	落書き、盗難、不法投棄、芝生 の裸地化、石積への登はん等の 観察、写真撮影による記録	毎年	市文化課

(3) 施策の実施計画に関する経過観察手法

「1. 施策の実施計画」で設定した主要な施策や事業については、市文化課が主体となり、 年1回を目安とした定期的な経過観察を実施し、現況の把握及び達成度の評価を行い、問題 点の改善を図ることとする。

経過観察の点検指標、実施時期

分野	経過観察の点検指標となる項目	実施時期
	調査研究の成果を整理しているか。	毎年度末
保存管理関	現状変更に対する対応が適切に行われているか。	毎年度末
係	追加指定に向けての検討が実施されているか。	毎年度末
	遺構等の劣化状況や保存環境に係る検討はされているか。	毎年度末
	情報発信や公開が適切に実施され、その活用状況が把握されているか。	毎年度末
	見学会、現地説明会は適切に実施されているか。	毎年度末
活用関係	市内外の教育機関や文化施設との連携が図られているか。	毎年度末
	糸数区等の地域住民がグスクを活用できるような機会の提供や連 携が図られているか。	毎年度末
	糸数アブチラガマ案内センターと連携が図れているか。	毎年度末
整備関係	整備基本計画に基づき、整備が実施されているか。	毎年度末

分野	経過観察の点検指標となる項目	実施時期
整備関係	整備の際には、検討委員会を適切に開催しているか。	毎年度末
(続き) 	史跡の本質的価値を構成する要素の保存修理は行われているか。	毎年度末
	保存・活用を十分検討した整備が行われているか。	毎年度末
	地域住民や関係団体との連携・協働の取り組みが行われているか。	毎年度末
運営・体制	市の関係部局との連携が図られているか。	毎年度末
	協議会等を設立するための準備は進められているか。	毎年度末

また、経過観察にて集約した施策や事業の情報については、市文化課が中心となって集約 し、情報の共有化を図ることが望まれる。今後必要と考えられる基礎情報は以下のとおりで ある。

定期的な情報更新を行う基礎情報

区分	項目	概要
	史跡の所在位置・面積	基本的には不変。追加指定等を行った際には更新
地理情報	史跡の範囲図	範囲は基本的には不変だが、ベースとなる地形図 の更新
地连伸和	史跡の現況測量図	発掘調査や整備に伴う更新、一元化
	関係法令の適用範囲	関係法令に基づく指定区域等の範囲図と制度概要の整理・更新
	保存活用及び整備基本計画	糸数城跡の保存活用や整備に関する計画を見直 した際に時期や計画概要を更新
関連計画の状 況	公開・活用に関する計画	史跡及び周辺における公開·活用に資する計画が 策定された際は、策定時期·主体·計画概要の整理·更新
	市内の関連諸計画	市の各種計画のうち、史跡に関する計画が策定・ 更新された場合は、策定時期・主体、計画と史跡 に係る事項を整理・更新
管理・活用等	イベント等の活用実績	イベント等の実施状況について、主催者・時期・ 内容・来訪者数等の整理(主催者による報告を集 計)
の状況	ロケーション等の活用実績	撮影行為の許可等について、時期、内容などの整理
	現状変更等の申請実績	現状変更等の記録の整理・一覧化
調査・研究	文献資料一覧	糸数城跡に関する各種文献資料を資料目録とし て一覧化

資料編

1. 用語集

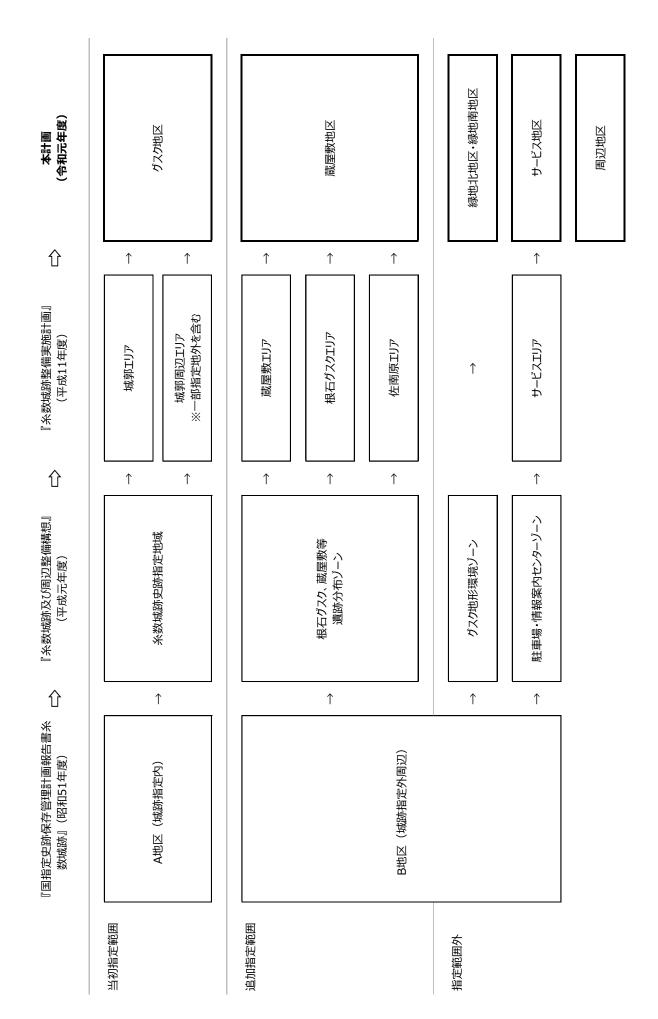
報告書内に登場する専門用語等について、解説を整理する。なお、下表に示した頁数は各用語の初出の頁数である。

頁	用語	読み方	解説
26	切石積	きりいし-づみ	正方形または長方形にただしく加工した石片を規則正し
20	別和傾っとりいしっ		く積んで造った壁体。
			自然石や切り出したままの石を加工せずに使用した石
26	野面積	のづら-づみ	組。野面とは加工していない石の自然の肌のことを意味
			する。
26	青磁	せいじ	磁器の一種。微量な鉄分を含む釉薬をかけて、還元焔焼成
			をすることにより、青緑色に発色させる。
26	雷文	らいもん	渦巻を方形に描いた文様。複数の方形渦巻が連続して文
			様を形成する。
			層は、ある一定の時期に、自然的要因・人為的要因によっ
26	層序	そうじょ	て堆積し、形成されたもので、上・下の層とは包含される 内容物の差異によって区別される。 こうした層の重なり
			内谷物の差異にようで区別される。こうした層の重なり を層序とよぶ。
26		かくらん-そう	アンスス。 層序が後の時代にかき乱された層。
20	1兄口()百	7. C 570 C 7	
		いぶつ-ほうが ん-そう	文化遺物の含まれた地層。文化層ともよび、何層にも重なり、かつ後世の撹乱がない場合は、上の層より下の層のほ
26	遺物包含層		り、かり後回の挽むかない場合は、工の盾より下の盾のは
			から出土するものより下の層から出土するものが古い。
26	在地土器	ざいち-どき	在地で製作された土器。
0.0	T FF 1 00	かわらしつ-ど	T 0 1 7 4 55 7 0 1 111
26	瓦質土器	き	瓦のような質感の土器。
26	羽口	はぐち	溶鉱炉などの送風口。
27	酒会壷	しゅかいこ	酒を入れる壺。
28	馬面	ばめん	城壁の外側に張り出す施設。防御を目的とする。
			城の出入口及び城を構成する郭の出入口を指す。城攻め
28	虎口	こぐち	の勢力に対して、防御と攻撃の両面で重要な機能を果た
			す。
28	 横矢	よこや	侵攻する敵に対して側面から攻撃すること。また、弓矢だ
	15人	5 1	けでなく鉄砲による攻撃も含まれる。
			石と石の継ぎ目が横に一直線になる石組。方形の石を使
28		ぬの-づみ	用し、根石から天端石まで一段ごとに水縄(石の高さをそ
			ろえる為に水平に張る縄) を張り、石の肩を揃えて丁寧に
			積む。

頁	用語	読み方	解説
29	楼閣	ろうかく	重層の建物。たかどの。
29	郭	くるわ	軍事・組織的な意味をもって、削平・盛土・石積などで画 された区域。
30	中込石、中込部	なかごめ-いし なかごめ-ぶ	石垣の内部に充塡する石。中込を十分に行うことによって、石垣の崩落を防止し、雨水も石の隙間を通って排水される仕組みである。
30	毛抜堀状	けぬきぼり-じ ょう	堀の断面がU字形を呈するもの。

2. 糸数城跡の関連計画における地区区分対照図

本計画で位置付けた糸数城跡の地区区分について、関連計画における地区区分との対照図を次頁に示す。



3. 糸数城跡保存活用に関する意見交換会

(1) 実施概要

日時:令和元年11月26日(火) 19:30~21:00

場所:糸数区公民館

参加人数:17人

プログラム

1. 開会

2. 趣旨説明(南城市教育委員会文化課 あいさつ)

- 3. 糸数グスクの保存活用の方向性についての説明
- 4. 現在の糸数区とグスクの関わり方について
- 5. 今後の活用・管理について
 - ①これからの活用方法について(地域でやりたいことがあるか)
 - ②これからの管理運営について(地域でできることは何があるか)
 - ③アブチラガマ案内センターとの連携の可能性について
 - ④周辺地域の景観保全について
- 6. 閉会

意見交換会風景





区民からは、発掘調査や石積整備を開始してから長年経過していることもあり、グスクと しての整備の完了が待ち遠しいとの声が多くみられた。その一方で、発掘調査の成果に基づ いた着実な整備の重要性についても、改めて理解を得られた。

グスクの保存活用に関しては、①調査や整備進捗の定期公開、②グスクを理解するための 手法(説明板や冊子など)の整備、③グスクを散策しやすい環境の整備、④グスクに関わる 機会の創出(定期イベント、清掃など)、⑤アブチラガマ案内センターとの連携などの意見を 得た。

詳細な内容については、次頁に整理する。

(2) 意見交換内容

分類	意見内容
	● グスクでは年7回、拝み行事を行っている。他地域から拝みに来る人もいるため、いつでも安全にグスク内部を見て回れるような環境であってほしい。
	● 旧道や石積周辺など危険な箇所があり気軽に利用できないので、散策で きる環境にしてほしい。
	● インガー・マーガーなどもグスクと関連する重要な場所である。グスクと一体として捉え、拝みや散策できる環境に整えたほうがよい。
現在の利用状況 や問題点 	● ダキドゥンビラへ誘導するサインの設置や木の伐採等が必要である。ダーキドゥンビラは、かつては石畳敷きで、馬車道だったという。幅員は、1間から1間半程度あったのではないか。
	● 民泊利用者を対象に、区民がグスクを案内する機会も増えてきている。 ● 雨水がグスクから市道へ流れるため、排水対策が必要である。
	● 区の行事等にあわせて草刈りや清掃などを行いたいが、必要なときに実施できない仕組みになっている。草刈りなどは区に委託してはどうか。
	● 調査や整備を進めているとのことだが、どうなっているのか全くわから ないので、調査や整備の近況を案内板などで常時表示してほしい。
眺望景の活用	● 北のアザナからの眺望は、見晴らしがよく、グスクの立地環境を確認する重要な場所である。城壁には登れないと思うが、眺望を楽しめるようにすべきである。
	● 糸数城跡の標高は 180m で、本島中部以南では最も高いところに立地する。首里城や他との比較を含めてグスクの特徴を示した方がよい。
	● リーフレットの想定復元図は、グスクの姿をイメージするのによい。グスクの入り口に案内板として掲示できないか。想定復元図では問題があるのなら、航空写真などを用いて、どの位置に何があったか理解できる説明が必要である。
グスクの活用や	■ 屋敷跡などは、ここに屋敷があったのだとわかる(目に見える)形で整備してほしい。
情報発信	● グスクや周辺の史跡めぐりを行うことで、グスクや周辺環境への区民の 関心を醸成し、ともに考える機会づくりが必要である。
	● 周辺文化財(カーやクムイ)などの由来について語れる世代に聞き取り を行った方がよい。 ● 区民がグスクを訪れる機会をつくりたい。正月にグスクで初日の出をみ
	たり旗頭を奉納したりするイベントなどが実施できれば、グスクとつながる雰囲気をつくれるのではないか。
	● アブチラガマ案内センターの駐車場は、大型バスだけで満車となる状況であり、グスクを目的とする個人客は、グスクロード沿いの駐車場に案
アブチラガマと の連携	内している。駐車場に対する案内や誘導サインが必要である。 ● 案内センターには、グスクに関する問い合わせもあるので、グスクを紹 介する小冊子などがあるとよい。
	● 民泊や修学旅行等で、アブチラガマとあわせて糸数グスクを案内することも多くなっている。民泊などの滞在型観光との連携も必要である。
その他	● 戦跡(自然洞窟)も重要である。● 戦闘指揮所はグスク側から洞窟でつながっているという話もあるので、 今後調査した方がよい。



4. 参考文献一覧

(1) 糸数城跡に関する研究等

安里進	1969年	「沖縄における炭化麦出土遺跡」『考古学ジャーナル』No.32		
糸数公民館	2012年3月	『糸数字誌』		
上原靜	1991年3月	「浦添市城間地内採集の巨大石斧」『読谷村立歴史民 資料館紀要』第15号 読谷村教育委員会		
木全敬蔵	1995年9月	「糸数グスクの特徴」『文化財論叢Ⅱ 奈良国立文化財研究所創立40周年記念論文集』 奈良国立文化財研究所創立40周年記念論文集刊行会編集		
玉城村	1995年3月	『糸数アブチラガマ(糸数壕)』		
<i>''</i>	1995年3月	『玉城村における戦争犠牲の記録ー戦没者名簿等ー』		
<i>''</i>	1997年3月	『グスクとカー(湧水・泉)水の郷』		
玉城村教育委員会	1976年3月	『玉城村の遺跡ー第1次分布調査概報ー』		
<i>''</i>	1988年3月	『糸数城跡の植生調査報告書』		
<i>''</i>	1989年3月	『糸数城跡の植生調査報告書』		
<i>''</i>	1990年3月	『糸数城跡の植物調査報告書(2)』		
<i>II</i>	1991年3月	『玉城村文化財調査報告書第1集 糸数城跡一発掘調査報告書 I 一』		
玉城村教育委員会·沖縄與	具教育委員会			
	1990年7月	「糸数城跡周辺にある遺跡. 遺構の追加指定に関する資料 (蔵屋敷遺跡. 堀切り. 佐南原石器出土地)」		
當眞嗣一	2012年12月	『琉球グスク研究』琉球書房		
南城市教育委員会	2017年3月	『沖縄県南城市文化財調査報告書第19集 糸数城跡一蔵 屋敷地区発掘調査報告書一』		
<i>''</i>	2017年3月	『南城市のグスク』		
<i>''</i>	2018年3月	『南城市の御嶽』		
新田重清	1976年1月	「玉城村字糸数佐南原出土の石器について」『南島考古だより』第17号 沖縄考古学会		
文化財保護委員会監修	1972年5月	『月刊文化財』第一法規出版		
"	1990年12月	『月刊文化財』第一法規出版		
文化庁文化財部記念物課	監修 2005年6月	『史跡整備のてびきー保存と活用のためにー』 同成社		
文化庁文化財部記念物課	2015年3月	『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』		

(2) 上位・関連計画

玉城村教育委員会	1977年3月	『国指定史跡保存管理計画報告書 糸数城跡』
<i>''</i>	1990年3月	『糸数城跡及び周辺整備構想』
<i>''</i>	2000年3月	『糸数城跡整備実施計画報告書』
南城市	2009年11月	『南城市都市計画マスタープラン(改訂版)』(2015年10月 改定)
<i>''</i>	2012年3月	『南城市景観まちづくり計画』
<i>''</i>	2017年2月	『南城型エコミュージアム実施計画報告書』
<i>''</i>	2018年3月	『第2次南城市総合計画』
<i>''</i>	2018年3月	『南城市観光振興計画』
南城市教育委員会	2011年3月	『南城市歴史文化基本構想·保存活用計画』

国指定史跡糸数城跡保存活用計画書

発行年:令和2年3月

発 行:南城市教育委員会 文化課

〒901-1495 沖縄県南城市佐敷字新里 1870 番地

(TEL)098-917-5374



国指定史跡糸数城跡保存活用計画書 令和2年3月 南城市教育委員会